

宮崎県教育振興基本計画

(令和5年策定)

未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり

令和5年6月

宮崎県・宮崎県教育委員会

目	次
_	•/\

宮崎県教	育基	本方	針	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	l
第丨章	計画の	の策	定	に当	当 <i>た</i>	: :	て		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3
第丨節	計画第	策定	の背	景			•																				4	Ή
第2節		-																									5	
第3節	-																										5	
70 C U	n ca ·	> >	1-4																									•
第2章	本県	教育	の:	現北	犬	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	c	7
第丨節	幼児類	明の	教育	:			•		•	•		•	•			•							•	•	•		1 ()
第2節	学校都		•	•			•	•	•	•		•	•			•							•	•	•		1 ()
ĺ	学力	・学	習状	況																								
2	郷土に	こ対	する	意記	戠																							
3	キャリ	-			•																							
4	生徒打			-	頁																							
5	道德				_																							
6	体力																											
7	国際理	_			交流																							
8	教育の				~"																							
9	特別。																											
10	教職員				動士	ょ方																						
11	家庭り																											
第3節	生涯等		-			-	ക	跃.	台																		۱۹	7
43 C FR	生涯等		C 25	· //~)	الحدي	,0) =	5/	H																		'	,
2	家庭		古挼	<u>.</u>																								
3	地域(-																								
第4節	文化				_ ,,	八千	·番h																				2	1
97 4 W	文化				•	一一	到																				2	
7	0																											
2	∠ 小 -	—),	/白	l																								
第3章	本県な	が目	指	す孝	女育	育 σ.)姿	:						•	•		•			•					•	•	2 3	3
第丨節	スロ-	ーガ	ン	•			•																				2 4	ļ.
第2節	基本目	目標	•	•			•			•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 4	Ŧ
<計画の	の全体値	象>	•	•																							2 6	ć
<施策の				•			•																		•		2 7	7
第4章	施策の	の展	開	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 9	7
基本目標		多様																										
	耗し し							. :	豊	かい	なん	Ü	を	育	む	教	育	の	推	進		•	•	•	•	•	3 (
	〔 2				-				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3 3	
施第	〔 3 €	全て	の児	,童 结	生征	きに	応	じ	た	教	育	機	会	の ⁷	確	保		•	•	•	•	•	•	•	•	•	3 6)

基本目	標 2	次代	へ向	11	7	学て	バ続	け	る	子	供	<u>た</u>	5	を	育	む	教	育	の	推	進								
施	策 4	幼児	期σ)教	育(のす	主実	?	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3	9
施	策 5	確か	な学	力	を	育d	ン教	育	の	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4	2
施	策 6	教育	の情	 「	化	の打	推進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4	6
基本目	標3	ふる	さと		の診	夸り	と	愛着	音を	を持	手ち		世	界	しを	·視	野	に	活	躍	す	るん	人村	対 の	りる	育成	ţ		
	第 7	郷土																							•	•	_	4	9
施	策 8	社会																							•	•		5	2
施	策 9	キャ	リァ	教	育	・耶	哉業	教	育	の	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5	6
基本目	標 4	スポ	ーッ	ノを	生	かし	った	. Γ	未	来	の	み	や	ざ	き	J	づ	<	ij	の	推	進							
施	策10	幅広												•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6	0
施	策口	児童	生徒	ξの	健	やか	いな	体	を	育	む	体	力	•	健	康	づ	<	ij	の	推	進		•	•	•		6	5
基本目	標 5	生涯	を通	負じ	て	学て	バ、	文	化	に	親	l	む	社	会	づ	<	ij	の	推	進								
施	策12	生涯	学習	引の	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6	7
施	策13	文化	の折	興				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6	9
施	策14	読書	県一	うく	<i>1)</i> (の打	推進	_	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		7	4
基本目	標 6	学校	業務	多の	改	善と	′ 教	烟	員	の	資	質	能	力	の	向	上												
施	€第15	学校	にま	らけ	る化	動き	き方	改	革	の	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		7	7
施	策16	教職	員σ)資	質的	能力	りの	向	上		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8	0
基本目	標7	教育	効果	見を	高	める	る体	制	や	環	境	の	整	備	•	充	実												
施	€第17	安全	・安	少少	なる	教育	育環	境	の	整	備	•	充	実		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8	3
施	€第18	学校	・家	マ庭	ر ٠	地垣	或の	連	携	•	協	働	の	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8	6
施	策19	魅力	ある	多	様	な孝) 育	環	境	の	振	興	•	支	援		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		9	0
第5章	計画	iの推	進	に	当 7	t ₋ -	o 7	7	•		•	•	•		•	•		•	•			•	•	•	•			9	7
第丨節	i 推進	体制							•			•		•	•	•			•									9	8
1	実效	性の	確保	えと	点	検 ·	・評	価		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		9	8
2	市町	「村等	との)連	携			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•			9	8
第2節	推進	指標	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		9	9
ng ding a dia di																													
資料																													
1	策定	で経	緯	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	I	0	4
2		景教		颠	基	本言	十画	i策	定	懇	話	会	委	員	名	簿		•	•	•	•	•	•	•	•	•	I	0	6
3	用語	の説	明	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	- 1	0	7
4	主な	関連	計画	事	<u> </u>	覧	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	- 1	١	4

宫崎県教育基本方針

本県は、教育基本法にうたわれている人間尊重の精神を基調としてあらゆる教育の場を通じ、

「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」

を育む教育を推進します。

さらに、郷土を愛し新たな時代を切り拓いていく気概と広い視野を持ち、

地域や社会の発展に主体的に参画するとともに、

夢や希望を抱き生涯にわたって自己実現を図れる、

心身ともに調和のとれた人間の育成をめざします。

宮崎県教育基本方針*Iは、本県教育の推進を図るため、教育関係者に県教育委員会の基本方針を示し、広く県民の理解と協力を得ることを目的として、昭和52年(1977年)に制定したものです。

その後、社会情勢の変化や国の動向、本県教育施策の推進状況などを踏まえ、7度の 改正を行ってきましたが、制定当初から掲げる「たくましいからだ 豊かな心 すぐれ た知性」をそなえ、「心身ともに調和のとれた人間の育成」を目指すという、この方針 の根幹部分は変えることなく、不易の方針として、長く受け継いできました。

きわめて変化が激しく予測困難な時代だからこそ、調和のとれた心身の育成、そして、より高い価値を求めて生きようとする「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」を育む教育を推進する必要があります。

宮崎県教育振興基本計画は、この理念を具現化し、本県教育の振興を図ります。

^{*}I **宮崎県教育基本方針**:昭和46年度以前は「宮崎県教育基本方針」を示していたが、昭和47~5 | 年度は「宮崎県教育重点施策」として、その前文に、それまでの方針にあたる内容を示していた。その後、昭和52年3月に、 改めて「宮崎県教育基本方針」を制定した。

第 | 節 計画策定の背景

第2節 計画の性格

第3節 計画の期間

第一章

計画の策定に当たって

第1節 計画策定の背景

本県は、令和元年(2019年)に国の第3期教育振興基本計画の策定や県総合計画の改定等を踏まえて、「宮崎県教育振興基本計画(令和元年)」を策定し、施策ごとに推進指標を定め、進捗状況の点検・評価を行いながら、着実な計画の推進に取り組んできました。

その結果、幼児期の教育の充実、人権を尊重し豊かな心を育む教育の推進、安全・安心な教育環境の整備・充実等においては一定の成果が現れてきておりますが、一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、生涯学習の推進や魅力ある多様な教育の振興・支援、文化の振興、学校における働き方改革の推進等においては、推進指標の達成状況等が十分ではなく、今後の本県教育の振興を図る上で更なる取組の充実が求められているところです。

国内においては、これまでも気候変動などの地球環境問題、少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展と国際的な地位の低下、子供の貧困、格差の固定化と再生産、地域間格差などが、社会の課題として掲げられてきました。さらに、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきていることが、前計画を策定した時点においても指摘されていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響やロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化など、その指摘が現実のものとなっています。

本県においては、全国平均より早いスピードで高齢化や人口減少が進行しており、約50年後の令和52年(2070年)には、県人口は60万人を下回り、高齢化率も38.7%と高い水準で推移することが予想され、それに伴う就業人口の減少や地域活力の低下が懸念されています。また、全国と同様に、いじめや不登校、ヤングケアラー*1、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の増加など、子供の現状は多様化・複雑化しています。さらに、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境も変化しています。

このように先行きが不透明な今後において、誰一人取り残すことのない、多様性と包摂性のある、持続可能な社会を維持・発展する必要があります。そのためには、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓く人材の育成が不可欠です。また、学校や地域でのつながりや利他性、自己肯定感などの日本社会に根差したウェルビーイング*2の向上を、教育を通じて図っていくことが求められています。

こうした中、国は、令和5年(2023年)6月、新たに「第4期教育振興基本計画」を 策定し、県においても、宮崎県総合計画の策定を行いました。このことを踏まえ、今回、 新たに「宮崎県教育振興基本計画(令和5年)」を策定しました。

なお、本計画の策定に当たっては、分かりやすく実効性のある計画となるよう、多くの対象となる方の意見を伺いました。具体的には、児童生徒や保護者、地域住民等を対象とした「みやざきの教育に関する調査」を実施して、現状の把握に努めるとともに、様々な分野の有識者等で構成する宮崎県教育振興基本計画策定懇話会の開催、市町村教育委員会や中・高校生、特別支援学校生、大学生、学校関係者、社会教育*3関係者等との意見交換等を行い、パブリックコメントを実施して、広く県民の声を集め、その期待に応えられるように努めました。

^{*} ヤングケアラー:一般に、本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のこと。

^{*2} ウェルビーイング:身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短絡的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人ならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

^{*3} 社会教育:社会において行われる教育であり、社会教育法では「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)。」と定義される。

第2節 計画の性格

本計画は、教育基本法第 | 7条第2項に基づいて策定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。

また、宮崎県総合計画の部門別計画として位置付けます。

第3節 計画の期間

令和5年度(2023年度)から令和8年度(2026年度)までの4年間とします。

参考

- 宮崎県教育振興計画の策定の経緯
- ① 平成2 | 年(2009年) 既存の基本計画を宮崎県教育振興基本計画と位置付ける

【基本計画】

- 宮崎の教育創造プラン(平成 | 5年策定)
- 宮崎県スポーツ振興基本計画(平成 | 5年策定)
- 宮崎県生涯学習振興ビジョン(平成20年策定)
- 宮崎の就学前教育すくすくプラン (平成 | 8年策定)
- ② 平成23年(2011年) 「第二次宮崎県教育振興基本計画」の策定
 - 4つの基本計画を統合
 - 計画期間:平成23年度(2011年度)~平成32年度(2020年度)

※平成27年(2015年) 「第二次宮崎県教育振興基本計画」の改定

- · 国は「第2期教育振興基本計画」を策定し、県が宮崎県総合計画「未来みや ざき創造プラン」の改定を行ったことを踏まえ、計画を改定
- 適用期間:平成27年度(2015年度)~平成32年度(2020年度)
- ③ 令和元年(2019年) 「宮崎県教育振興基本計画(令和元年)」の策定
 - 国は「第3期教育振興基本計画」を策定し、県が宮崎県総合計画「未来みや ざき創造プラン」の改定を行ったことを踏まえ、「第二期宮崎県教育振興基本計 画」の終期を繰り上げ、新たに策定
 - 計画期間:令和元年度(2019年度)~令和4年度(2022年度)
- ④ 令和5年(2023年) 「宮崎県教育振興基本計画(令和5年)」の策定
 - ・ 国は「第4期教育振興基本計画」を策定し、県が宮崎県総合計画の策定を行ったことを踏まえ、新たに策定
 - ・ 「みやざき特別支援教育推進プラン」を統合

■ 教育基本法(平成 | 8年 | 2月施行)における教育振興基本計画に関する規定

(教育振興基本計画)

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
 - 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該 地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を 定めるよう努めなければならない。
- 国の教育振興基本計画(第4期計画:令和5年度~9年度)

【計画のコンセプト】

- ① 2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成
 - ・ Society5.0*4で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成
- ② 日本社会に根差したウェルビーイングの向上
 - 多様な個人それぞれの幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せ や豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方

【今後の教育政策に関する基本的な方針】

- ① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
 - ・ 主体的に社会の形成に参画、持続的社会の発展に寄与
 - ・ 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
 - · 探究·STEAM教育*5、文理横断·文理融合教育等を推進
 - ・ グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、
 - SDGs*6の実現に貢献するESD*7等を推進
 - ・ リカレント教育*8を通じた高度人材育成
- ② 誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
 - ・ 子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体
- *4 Society5.0:①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く新たな社会を指し、第5期科学技術基本計画で、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。そこで実現される社会は、IoT(Internet of Things)で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有されて新たな価値が生み出され、人工知能(AI)やロボットなどの技術により、少子高齢化や地方の過疎、貧富の格差など、様々な課題や困難が克服されるとされている。
- *5 **STEAM教育**: STEM (Science、Technology、Engineering、Mathematics) に加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲でA(Liberal Arts)を定義し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な教育。 [参考: Science (科学)、Technology(技術)、Engineering (工学)、Mathematics(数学)]
- *6 **SDGs (Sustainable Development Goals)**:持続可能な開発目標。2015 (平成27) 年9月の国連サミットで加盟 国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、2030 (令和12) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。
- *7 **ESD (Education for Sustainable Development)**: 持続可能な開発のための教育。現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動。
- *8 リカレント教育:学校教育を修了した後、社会人が再び学校等で受ける教育のこと。

的充実やインクルーシブ教育システム*9の推進による多様な教育ニーズへの対応

- ・ 支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際 化への対応、多様性、公平・公正、包摂性(DE&I*I0)ある共生社会の実 現に向けた教育を推進
- ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティ*IIの向上

③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・ 持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設*I2 の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
- ・ コミュニティ・スクール*I3と地域学校協働活動*I4の一体的推進、家庭教育*I5 支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・ 生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

④ 教育デジタルトランスフォーメーション*16(DX*17)の推進

- ・ GIGAスクール構想*18、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方 改革、教師のICT*19活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進
- ・ 教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進
- · デジタルの活用と併せてリアル(対面)活動も不可欠、学習場面等に応じた 最適な組合せ

⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備

- ・ 指導体制・ICT環境等の整備、学校における働き方改革の更なる推進、経済的・地理的状況によらない学びの確保
- ・ 各関係団体・関係者(子供を含む)との対話を通じた計画の策定等
- ・ NPO*20・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

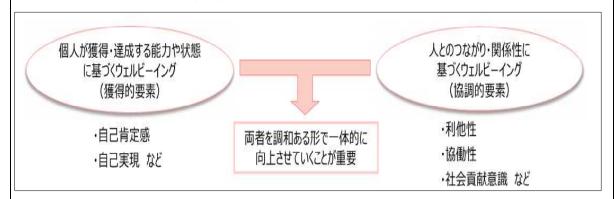
出典:中央教育審議会「次期教育振興基本計画について(答申)」(令和5年3月8日)より一部引用

- *9 インクルーシブ教育システム:障害者の権利に関する条約において示された教育のモデル。人間の多様性の尊重 を強化することや、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な限り発達させ、社会に効果的に参加できるよ うになることを目的として、障がいのある者と障がいのない者が共に教育を受ける仕組み。
- *10 DE&I (Diversity, Equity and Inclusion):「多様性」、「包摂性」「公平・公正」の各単語の頭文字。
- *II **アクセシビリティ(Accessibility)**:「近づきやすさ」、「利用のしやすさ」を意味し、利用者が機器・サービスを 円滑に利用できること。
- *12 **社会教育施設**:人々の学習活動の拠点となる施設であり、公民館をはじめ、図書館、博物館、青少年教育施設、婦人教育施設、視聴覚センター等がある。
- *13 コミュニティ・スクール:「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき学校運営協議会を設置している学校のこと。各教育委員会が学校や地域の実情に応じて、保護者代表や地域住民等を委員とする学校運営協議会を設置するもので、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む仕組み。
- *14 **地域学校協働活動**:地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとなり連携・協働して行う様々な活動。
- *15 **家庭教育**:家庭において行われる教育であり、教育基本法第 I O 条では、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と規定されている。
- *16 **教育デジタルトランスフォーメーション**:デジタル技術とデータを活用して、知見の共有と新たな教育価値の創出を目指すもので、第1段階(電子化)、第2段階(最適化)、第3段階(新たな価値創出)の3段階に分けられる。
- *17 **DX (Digital Transformation)**:企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、 顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。
- *18 **GIGAスクール構想**: GIGAは「Global and Innovation Gateway for All (全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉)」を意味し、学校における児童生徒 | 人 | 台端末と高速通信ネットワークの一体的整備を進める文部科学省の取組のこと。
- *19 **ICT(Information and Communication Technology)**: コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のこと。
- *20 NPO (Non-Profit Organization):様々な分野で主体的に社会貢献活動を行う民間の非営利活動団体のこと。「特定非営利活動促進法」によって認証を受けたNPOを「NPO法人」という。

■ ウェルビーイングの向上について

① 日本発・日本社会に根差したウェルビーイングの向上

日本の社会・文化的背景を踏まえ、我が国においては、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させていくことが求められる。

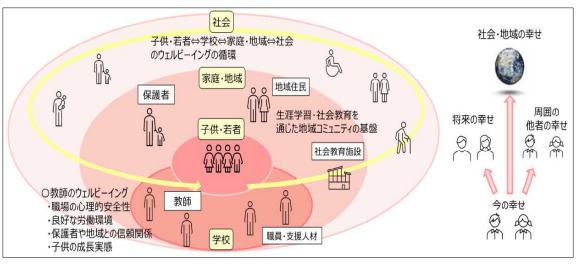


② 教育とウェルビーイング

- ・ 不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子供たちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、一人一人のウェルビーイングの確保が必要。
- ・ 子供・若者に、つながりや達成などからもたらされる自己肯定感を基盤として、主体性や創造力を育み、持続可能な社会の創り手を図る必要。
- ・ 地域における学びを通じて人々のつながりやかかわりを作り出し、共感的・協調的な関係性に基づく地域コミュニティの基盤を形成。

③ 教師とウェルビーイング、学校・地域・社会のウェルビーイング

子供たちのウェルビーイングを高めるためには教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要。また、子供たち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められる。



出典:中央教育審議会「次期教育振興基本計画について(答申)参考資料・データ集」 (令和5年3月8日)より一部引用

第 | 節 幼児期の教育

第2節 学校教育

- I 学力・学習状況
- 2 郷土に対する意識
- 3 キャリア意識
- 4 生徒指導上の課題
- 5 道徳心や規範意識
- 6 体力・運動能力
- 7 国際理解と国際交流
- 8 教育の情報化
- 9 特別支援教育
- 10 教職員の資質と働き方
- || 家庭や地域との連携

第3節 生涯学習と家庭・地域の教育

- l 生涯学習
- 2 家庭教育支援
- 3 地域の教育力

第4節 文化芸術・スポーツ活動

- I 文化芸術活動
- 2 スポーツ活動

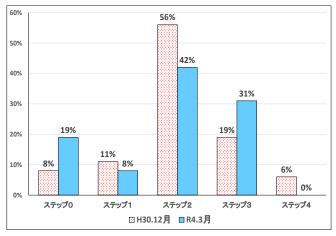
第 2 章

本県教育の現状

第1節 幼児期の教育

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものですが、急速な少子化の進行、家庭や地域を取り巻く状況の変化等が複合的に絡み合い、生活体験の不足などの課題が見られ、子供の心身の発達への影響が懸念されています。
- 幼児期の教育と小学校教育の連携・接続の状況については、新型コロナウイルス 感染症の影響により、授業・行事・研究会等の交流が進んでいない地域も見られます。
- 施設類型や設置主体の違いにかかわらず、幼稚園教育指導要領等に基づき、全ての子供に、質の高い幼児教育を提供していくとともに、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図り、子供の発達や学びの連続性を意識し、見通しを持って教育を充実させていくことが求められています。

【幼児期の教育と小学校教育の連携・接続の状況(本県)】



[各ステップの状況]

- 0 連携の予定・計画がまだない
- Ⅰ 連携・接続に着手したいが、まだ検討中
- 2 年数回の授業・行事・研究会等の交流があるが、 接続を見通した教育課程の編成・実施はしていない
- 3 授業·行事·研究会等の交流が充実し、接続を見 通した教育課程の編成·実施をしている
- 4 接続を見通して編成・実施した教育課程の実施 結果を踏まえ、よりよいものとなるよう検討し ている

出典:県こども政策課調べ

第2節 学校教育

l 学力·学習状況

- 全国学力・学習状況調査(令和4年度)における全国と本県の平均正答数の状況 を見ると、実施された全ての教科において、全国平均をやや下回っており、学校間 格差や地域間格差がやや拡大しつつある状況です。
- 同調査の一部として行われている児童生徒質問紙の結果を見ると、「学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができていますか」など、学習習慣に係る各項目について課題が見られます。

【全国学力・学習状況調査(令和4年度)における「平均正答数」の状況(公立学校のみ)】

		<u> </u>	- , ,	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	/\//\/UU\\\-	<u> </u>	1 1 /2 / 13	4217 0		1			<u> </u>	<u> </u>	74//
ĺ		教科	区分	問題数	宮崎	全国	全国との差			教科区	区分	問題数	宮崎	全国	全国との差
	小	围	語	14問	9.0	9.2	-0.2	ㅂ	Þ	玉	語	14問	9.3	9.7	-0.4
	学	算	数	16問	9.8	10.1	-0.3	4	学	数	学	14問	6.9	7.2	-0.3
	校	理	科	17問	10.6	10.8	-0.2	r.	交	理	科	21問	9.8	10.4	-0.6
		合	計	47問	29.4	30. I	-0.7			合	計	49問	26.0	27.3	-1.3

※「宮崎」「全国」欄の数値は、平均正答数(単位:問)

出典:「令和4年度全国学力·学習状況調査」(文部科学省)

【全国学力・学習状況調査における「児童生徒質問紙調査」の状況(一部項目の結果)(公立学校のみ)】

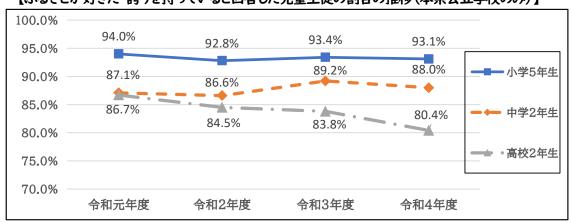
校	質問事項	4	和4年月	度
種	貝미尹々	宮崎	全国	全国との差
	普段(月~金),I日当たりどれくらいの時間,勉強をしますか(I時間以上)	60.8%	59.4%	1.4%
رار دار	家で,自分で計画を立てて勉強をしていますか	71.6%	71.1%	0.5%
, 学 校	学校の授業時間以外に,普段(月〜金), 日当たりどれくらいの時間,読書をしますか (教科書や参考書,漫画や雑誌は除く) (時間以上)	17.5%	17.3%	0.2%
1X	学習した内容について,分かった点や,よく分からなかった点を見直し,次の学 習につなげることができていますか	78. 1%	78. 2%	-0.1%
	学習の中でICT機器を使うのは勉強の役に立つと思いますか	94.6%	94.4%	0.2%
	普段(月~金),I日当たりどれくらいの時間,勉強をしますか(I時間以上)	67.5%	69.5%	-2.0%
中	家で,自分で計画を立てて勉強をしていますか	56.7%	58.5%	-1.8%
- 学 校	学校の授業時間以外に,普段(月〜金), 日当たりどれくらいの時間,読書をしますか (教科書や参考書,漫画や雑誌は除く) (時間以上)	13.0%	12.4%	0.6%
12	学習した内容について,分かった点や,よく分からなかった点を見直し,次の学 習につなげることができていますか	71.7%	74.7%	-3.0%
	学習の中でICT機器を使うのは勉強の役に立つと思いますか	92.5%	92.6%	-0.1%

出典:「令和4年度全国学力·学習状況調査」(文部科学省)

2 郷土に対する意識

- みやざきの教育に関する調査(令和4年度)の結果によると、「宮崎県や自分の住んでいる市町村など、ふるさとが好きである・誇りを持っている」という問いに対して、多くの児童生徒が「とても」又は「ある程度」持っていると回答していますが、学校段階が上がるにしたがって、その割合は徐々に減っていく傾向がみられます。
- 宮崎で生まれた子供たちが、地域の一員として郷土への誇りや愛着を持ち、宮崎の未来を切り拓く力として成長していくために、ふるさと学習や地域課題解決のための探究学習等の更なる重要性が指摘されています。

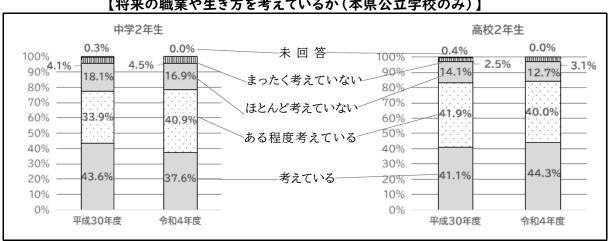
【ふるさとが好きだ・誇りを持っていると回答した児童生徒の割合の推移(本県公立学校のみ)】



出典:「みやざきの教育に関する調査」(県教育委員会)

3 キャリア意識

- 中学2年生及び高校2年生を対象とした令和4年度の県調査において、将来の 職業や生き方を「考えている」又は「ある程度考えている」と回答した生徒の割合 は、それぞれ78.5%、84.3%と、高い状況にあります。
- 高校新規卒業者と大学新規卒業者の | 年以内及び3年以内の離職率は、全国平 均よりも高い傾向が続いています。
- 夢や希望を持ち、将来の職業や生き方を考えて自分の人生を設計していくこと、そ して、主体的に社会の形成に参画する態度を育成することの重要性が指摘されています。

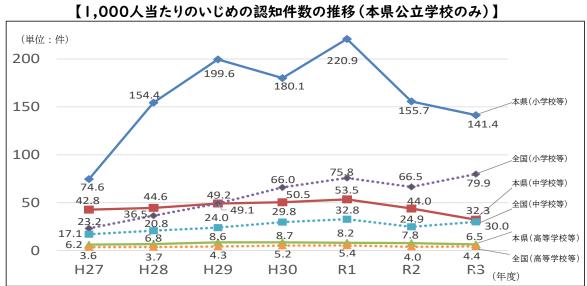


【将来の職業や生き方を考えているか(本県公立学校のみ)】

出典:「みやざきの教育に関する調査」 (県教育委員会)

生徒指導上の課題

○ いじめについて、本県では各学校において積極的な認知に努めており、認知件 数は、小・中・高等学校等共に全国平均より高い割合で推移していますが、未然防 止の取組の充実により減少傾向にあります。また、認知したいじめについてはその ほとんどが解消に至っています。

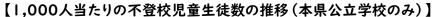


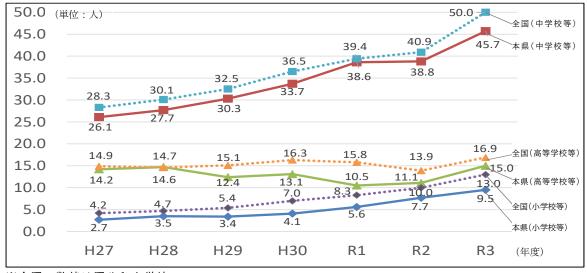
※全国の数値は国公私立学校

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(~H28)」(文部科学省)

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(H29~)」(文部科学省)

○ 不登校については、小・中・高等学校等共に全国平均より低い割合で推移していますが、小・中学校等においては増加傾向にあり、特に小学校等における増加が大きな課題となっています。





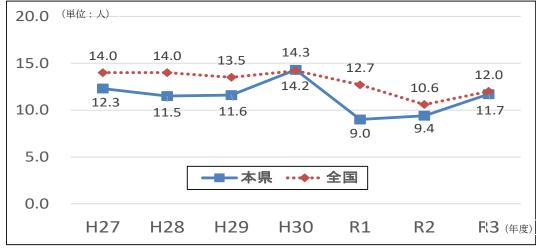
※全国の数値は国公私立学校

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(~H28)」(文部科学省)

「児童生徒の問題行動·不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 (H29~)」(文部科学省)

- いじめや不登校などの課題のほか、ヤングケアラーや子供の貧困等の社会的課題も生じており、様々な課題に応じたきめ細かな支援が求められています。
- 高校生の中途退学については、全国平均よりも低い割合で推移していますが、中 途退学者数はおおむね横ばいの状態となっています。

【1,000人当たりの高校生の中途退学者数の推移(本県公立学校のみ)】



※全国の数値は国公私立学校

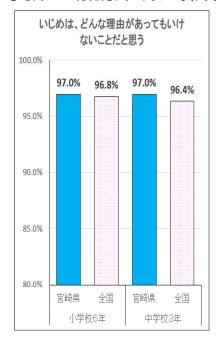
「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(~H28)」(文部科学省)

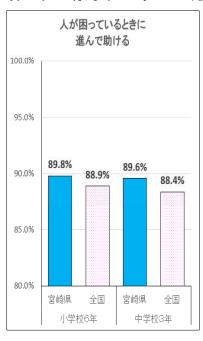
「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(H29~)」(文部科学省)

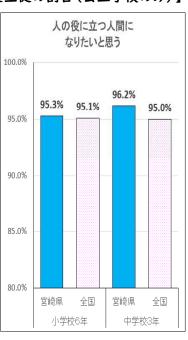
5 道徳心や規範意識

- 全国学力・学習状況調査(令和4年度)の結果を見ると、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」「人が困っているときに進んで助ける」「人の役に立つ人間になりたいと思う」などの、道徳心や規範意識に関する質問事項に対して肯定的な回答をした本県の児童生徒の割合は、小学校、中学校ともに全国平均より高い結果になっています。
- 本県の児童生徒の道徳心や規範意識は、おおむね良好な状況にあると考えられ、 今後も児童生徒に、望ましい道徳心や規範意識を育んでいくため、学校教育や家庭 教育、社会教育など様々な機会を通して指導していくことが大切です。

【道徳心や規範意識に関する質問事項に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合(公立学校のみ)】







出典:「令和4年度全国学力·学習状況調査」(文部科学省)

6 体力·運動能力

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査*Iにおける「平均値が全国平均以上の調査項目の割合」は高い割合を維持していますが、全体的には低下の傾向にあるため、 学校における体力つくりについては更なる向上の必要性が指摘されています。
- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査(令和4年度)によると、本県では全国と同様に、スクリーンタイム*2の増加や新型コロナウイルス感染症の影響等により、 児童生徒の運動やスポーツの時間が減少している状況が見受けられます。

【全国体力・運動能力、運動習慣調査における全国平均以上の調査項目の割合(本県公立学校のみ)】

年周	支	H30年度	RI年度	R2年度	R3年度	R4年度
割台	<u></u>	76.5%	70.6%	中止	70.6%	67.6%
項目	数	26/34項目	24/34項目		24/34項目	23/34項目

※ 全項目数:34

出典:「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(文部科学省)

【令和4年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果(本県公立学校のみ)】

※ ◎:全国平均以上、△:全国平均未満

	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	持久走	シャトルラン	50m走	立ち幅とび	ソフトボール投げ
	(kg)	(回)	(cm)	(回)	(秒)	(回)	(秒)	(cm)	(m)
小学校5年生男子	0	Δ	Δ	0		0	0	0	0
小学校5年生女子	Δ	Δ	Δ	0		0	0	Δ	0
中学校2年生男子	0	0	0	0	0	0	Δ	0	0
中学校2年生女子	0	Δ	Δ	0	Δ	0	Δ	0	0

出典:「令和4年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(文部科学省)

7 国際理解と国際交流

- 令和4年6月末現在の本県における外国人数は、前年度より44 I 人増え、 8,007人となっています。また、令和4年5月 I 日現在の本県における外国人 留学生数は、前年度より36人増え、474人となっています。
- コロナ禍によりグローバルな人的交流の減少や体験活動の停滞が見られますが、 オンラインによる国際交流は行われつつあります。今後、更なるグローバル化が進 展する中で、留学等の国際交流活動や外国語教育の充実、グローバルな視野を持つ 人材の育成に取り組んでいく必要があります。

【高校生の海外留学者数(本県公立学校のみ)】

	H29年度	H30年度	RI年度	R2年度	R3年度	R4年度
長期留学(10か月以上)	6人	12人	6人	2人	0人	2人
短期留学(2週間以上)	32人	34人	56人	0人	一人	3人
計	38人	46人	62人	2人	一人	5人

出典:県高校教育課調べ

^{*}I 全国体力・運動能力、運動習慣等調査:文部科学省が、全国の子供の体力・運動能力の状況を把握・分析し、関係する施策の成果と課題を検証して、その改善を図ることを目的として、平成20年度から、小学校5年生と中学校2年生を対象に実施している調査。その中の実技調査として、握力や上体起こし等の体力テスト(小学校8種目、中学校9種目)を実施している。

^{*2} スクリーンタイム:平日1日当たりのテレビ、スマートフォン、ゲーム機等による映像の視聴時間のこと。

8 教育の情報化

- 県内全ての公立小・中学校等で | 人 | 台端末が整備され、令和3年度より I C Tを活用した学習が本格的にスタートしており、県立学校(義務教育段階を除く) においても令和4年度入学生より順次導入しています。
- 教員による児童生徒のICT活用を指導する能力については、少しずつ向上しているものの、令和3年度の調査では、依然として全国平均を下回っており、児童生徒のICT活用の指導や、授業におけるICTを活用して指導する能力等の更なる向上の必要性が指摘されています。

【教員のICT活用指導力の状況(公立学校のみ)】

	「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合(%)
項目A	教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力
項目B	授業にICTを活用して指導する能力
項目C	児童生徒のICT活用を指導する能力
項目D	情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力

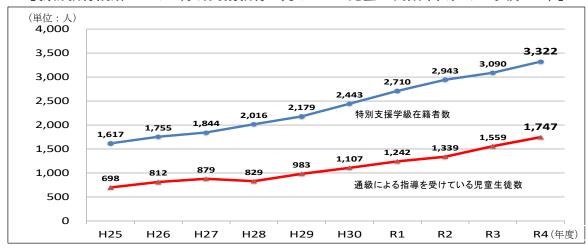
	;	本県の値	į	全	国平均值	直	全国-	平均値と	の差	全国	順位
	H30年度	R3年度	差	H30年度	R3年度	差	H30年度	R3年度	差	H30年度	R3年度
項目A	81.5%	84.5%	3.0%	86.2%	87.5%	1.3%	4.7%	3.0%	-1.7%	45位	44位
項目B	61.6%	71.2%	9.6%	69.7%	75.3%	5.6%	8. 1%	4.1%	-4.0%	45位	37位
項目C	60.6%	72.5%	11.9%	70.2%	77.3%	7.1%	9.6%	4.8%	-4.8%	47位	44位
項目D	71.6%	82.0%	10.4%	80.5%	86.0%	5.5%	8.9%	4.0%	-4.9%	47位	46位

出典:「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」(文部科学省)

9 特別支援教育

○ 近年、義務教育段階における特別支援学級の在籍者数や通級による指導*3を受けている児童生徒数が増加し、通常の学級における学級経営や教科指導の中で、特別支援教育を推進する必要性が高まっています。

【義務教育段階における特別支援教育を受けている児童生徒数(本県公立学校のみ)】



出典:「特別支援教育資料」(文部科学省)

^{*3} 通級による指導:通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒が、各教科等のほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を、「通級指導教室」などと呼ばれる学びの場で受ける指導形態のこと。障がいの状態がそれぞれ異なる個々の児童生徒に対し、個別指導を中心とした指導をきめ細かに、かつ弾力的に提供するもので、特に必要があるときは、各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことができるが、単なる各教科の遅れを補充するための指導ではない。

- 高等学校における「通級による指導」体制は平成30年度に県内8校で始まり、 令和4年度は通級拠点校として | 5校 | 6教室が設置されております。実際に「通級 による指導」を受けている生徒は、令和3年度は38名、令和4年度は34名でした。
- 特別支援学校高等部生徒の就職率は、全国平均を下回る状況(令和3年度卒業生全国平均30.7%、宮崎県24.3%)が続いていますが、就職率を上げるためには卒業生の就職希望者数を増やす必要があります。

【本県特別支援学校高等部の就職希望者数の推移】

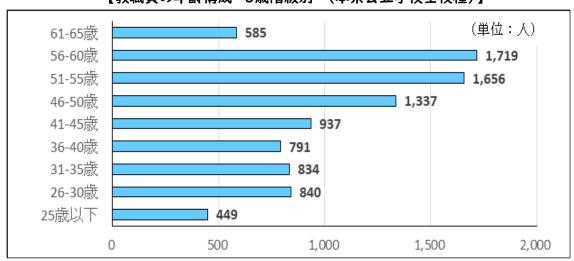
卒	業	年	度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	RI	R2	R3	R4
卒業	(者 数	(人	()	179	159	194	174	175	165	207	155	189	185
就職	希望:	者数(人)	57	50	55	66	57	48	49	44	54	46
希望	者の	割合(%)	31.8	31.4	28.4	37.9	32.6	29.1	23.7	28.4	28.6	24.9

出典:「特別支援学校中学部・高等部卒業生の進路状況調査」(県教育委員会)

10 教職員の資質と働き方

○ 平成28年度あたりから大量退職・大量採用の状況が続いています。特に小学校 についてはその傾向が顕著であり、若手や中堅教員がベテランから学ぶ機会が減少 するという課題や教育力の低下が指摘されています。

【教職員の年齢構成-5歳階級別-(本県公立学校全校種)】



出典:「宮崎県の教育-令和4年度版-」(県教育委員会)

○ 「学校における働き方改革」については、令和元年度からの具体的な取組により、 一定の成果が見られます。しかし、令和4年度の調査によると、改善が十分に図られていない実態や内容もあるため、今後更に推進していく必要があります。

【月当たりの時間外業務時間45時間以上の教職員の割合(本県公立学校のみ)】

	1/4	, , , , , , ,	71-373 31-3			177 PAP (<u> </u>	1/2 * * / / 4	
	職名	H30年度	R4年度	差		職名	H30年度	R4年度	差
小	校長	44.1%	22.9%	-21.2%	中	校長	38. 1%	33.6%	-4.5%
学	副校長・教頭	91.3%	87.4%	-3.9%	学	副校長・教頭	91.3%	94.3%	3.0%
校	教諭等	35.3%	18.5%	-16.8%	校	教諭等	60.5%	48.7%	-11.8%
	事務職員	6.3%	7.7%	1.4%		事務職員	17.4%	6.2%	-11.2%

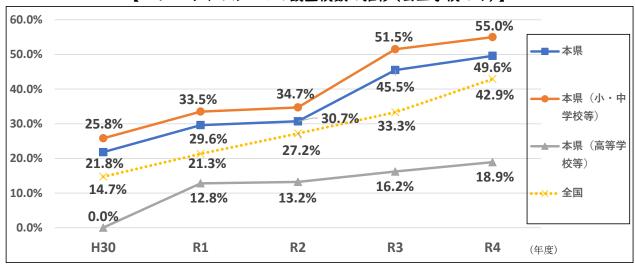
高	職名	H30年度	R4年度	差	特	職名	H30年度	R4年度	差
等	校長	30.3%	30.6%	0.3%	別	校長	33.3%	8.3%	-25.0%
学	副校長・教頭	50. <i>9</i> %	54.3%	3.4%	支經	副校長・教頭	76.5%	83.3%	6.8%
_	教諭等	58.4%	47.3%	-11.1%		教諭等	29.8%	15.3%	-14.5%
校	事務職員	11.0%	6.7%	-4.3%	校	事務職員	34.0%	16.7%	-17.3%

出典:「令和4年度 教職員勤務状況調査」(県教育委員会)

|| 家庭や地域との連携

- 本県では、令和4年度の時点で、小・中学校等の55.0%、高等学校等の18.9% が、コミュニティ・スクールを設置していますが、今後、導入を推進していく予定 の自治体もあることから、県内でも更に導入が進んでいくことが見込まれます。
- 学校教育と社会教育とが連携することが重要であり、コミュニティ・スクール と地域学校協働活動の一体的推進により、学校と家庭、地域が連携・協働すること で、子供たちの学びの場を学校から地域社会に広げることが必要となっています。

【コミュニティ・スクールの設置校数の推移(公立学校のみ)】



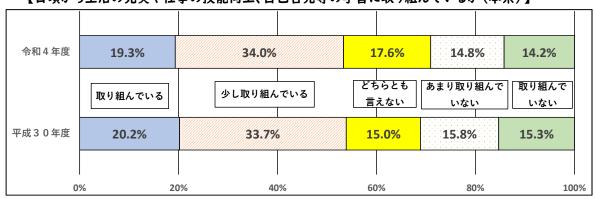
出典:「地域と学校の連携・協働体制の実施・導入状況」(文部科学省)

第3節 生涯学習と家庭・地域の教育

上 生涯学習

- 「人生 I O O 年時代」、「超スマート社会(Society5.0)」に向けて社会が大きな 転換点を迎える中にあって、生涯を通じたウェルビーイングの実現につながる生涯 学習がこれまで以上に求められています。
- 県民意識調査の結果を見ると、日頃から学習に取り組んでいると答えた県民は約53%にとどまっており、今後も生涯を通じて学び、身に付けた知識・技能や経験を生かして様々な分野で活躍できるような環境整備をより推進していく必要があります。

【日頃から生活の充実や仕事の技能向上、自己啓発等の学習に取り組んでいるか(本県)】



2 家庭教育支援

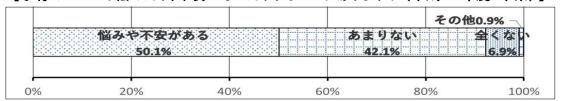
○ 価値観の多様化や地域のつながりの希薄化など家庭を取り巻く環境が変化する中、子育ての悩みや不安を抱える家庭が多いことが懸念されており、家庭教育への 支援を推進することが求められています。

【家庭教育に関して、悩んだり、不安になったりすることがありますか(令和4年度:本県)】



出典:「みやざきの教育に関する調査」(県教育委員会)

【子育てのことで悩んだり、不安になったりすることがありますか(平成30年度:本県)】



出典:「県内の家庭教育の実態に関する調査」(県生涯学習課)

※ 「県内の家庭教育の実態に関する調査」は県内の園児(4歳)・小学3年生・中学校2年生の保護者2,390人を対象、「みやざきの教育に関する調査」は学校向け調査対象校(市町村立幼稚園・小学校・中学校及び義務教育学校・県立中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校)の保護者(|校3人程度)|,42|人を対象に調査したものである。

- コロナ禍により、家庭教育支援のための「みやざき家庭教育サポートプログラム*4」などの学びの機会が減少しましたが、徐々に回復の兆しが見られます。
- 家庭教育に関する学習や相談ができる機会の更なる普及を図るとともに、社会全体で家庭教育を支援する機運の醸成や、体制づくりを進めていく必要があります。

【みやざき家庭教育サポートプログラムを活用した講座数(本県)】

_			1~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~					
	H30年度	RI年度	R2年度	R3年度	R4年度			
	90講座	136講座	53講座	76講座	4講座			

出典:県生涯学習課調べ

3 地域の教育力

○ 人口減少や少子高齢化などにより、公民館活動をはじめ、地域における様々な活動の担い手は、今後ますます減っていくことが予想され、地域の教育力が徐々に低下していくことが懸念されています。

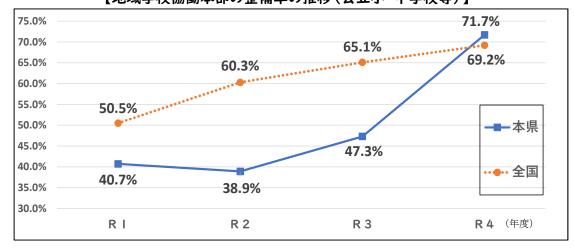
【公民館数の推移】

施設名 / 年度	H30年度	RI年度	R2年度	R3年度	R4年度		
公立公民館数	107	104	99	97	97		
公民館類似施設数	29	26	26	26	25		
自治公民館数	2,344	2, 347	2,332	2,329	2,327		
(組織のみ)※内数	(250)	(250)	(250)	(236)	(234)		

出典:「令和4年度 社会教育関係統計資料」(県教育研修センター)

○ 子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題が多様化・複雑化しており、様々な課題に対応するため、地域と学校が連携・協働した取組の重要性が高まっている中、地域と学校をつなぐ人材や地域学校協働活動を推進する上で要となる組織・体制(地域学校協働本部)の整備・充実が求められています。

【地域学校協働本部の整備率の推移(公立小・中学校等)】



出典:「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況」(文部科学省)

^{*4} みやざき家庭教育サポートプログラム:子育ての悩みや家庭を取り巻く社会問題等を参加者同士がワークショップや話合いを通して、今まで気付かなかったことに気付いたり、大切なことを再認識したりすることができる参加体験型プログラム。

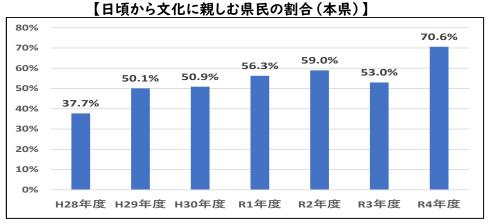
○ 今後も引き続き社会教育関係団体*5、企業やNPOなど多様な主体との連携や、 指導者の育成・確保などに取り組んでいくとともに、地域課題の解決等に向けて社 会教育施設の機能の充実を図る必要があります。

第4節 文化芸術・スポーツ活動

I 文化芸術活動

○ 国民文化祭*6、全国障害者芸術・文化祭*7の開催を契機として、今後も本県の文化の振興等を図っていくため、令和4年3月に「宮崎県文化振興条例」を制定し、文化力の向上に向けた取組を進めています。

「日頃から文化に親しんでいる」県民の割合は、新型コロナウイルス感染症の影響により文化活動が制約される状況が続いたため、令和3年度に減少しましたが、 令和4年度には、主に鑑賞や読書により親しんでいる人の増加により回復しています。



出典:「宮崎県県民意識調査」(県総合政策課)

- 県内には特色のある文化資源*8が数多く存在していますが、少子高齢化や過疎化の進行、新型コロナウイルス感染症等の影響により、伝統芸能等の担い手不足や行事の縮小がみられます。また、豪雨や台風等などの自然災害によって文化財が影響を受ける事例も多くなっています。
- 子供たちの豊かな感性や創造力を育て、文化に触れる機会を充実させるには、学校において、優れた文化芸術を鑑賞したり、体験したりすることが大切です。また、学校や地域で子供たちの文化活動の創作・発表機会の充実を図ることで、次世代の文化の担い手を育成するとともに、その文化活動を支える指導者の指導力向上研修の充実も求められています。

^{*5} 社会教育関係団体:社会教育法では「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」と定義される。具体的には、子ども会、青年団、婦人会、PTA、スポーツ少年団、ボーイスカウト、ガールスカウト、民間の青少年教育団体、各種のグループ・サークル等。
*6 国民文化祭:観光、またづくり、国際交流、福祉の教育、産業その他の各人関連分野におけるが、2月4年は、1月11日におけるが、1月11日におけるが、1月11日におけるが、1月11日におけるが、1月11日におけるが、1月1日日における場合に対している。1月1日日におけるのでは、1月1日日には、1月

^{*6} 国民文化祭:観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典であり、伝統芸能や文学、音楽、美術などの各種芸術、食文化などの生活文化等の活動を全国規模で発表、共演、交流する場を提供するとともに、文化により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に活用し、一層の芸術文化の振興に寄与するもの。障がいの有無に関わりなく国民の参加や鑑賞機会の充実を図るため、「全国障害者芸術・文化祭」と一体的に開催しており、令和3年(2021年)に本県で開催。

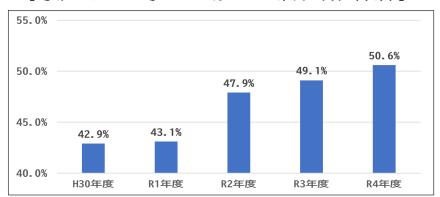
^{*7} 全国障害者芸術・文化祭:障がい者の芸術文化活動への参加を通じて、障がい者の生活を豊かにするとともに、国民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与するため、全国持ち回りで開催しており、令和3年(2021年)に本県で開催。

^{*8} 文化資源:建造物(神社や古民家等)・美術工芸品(仏像や考古資料等)・民俗文化財(神楽や民具等)・記念物 (遺跡や名勝、動植物等)・文化的景観(棚田等)・伝統的建造物群(歴史的な集落や町並み)等の文化財のほか、 神話・伝承・郷土偉人など地域に根ざした生活文化に関する資源のこと。

2 スポーツ活動

- 運動・スポーツを週 | 回以上行っている県民の割合は上昇傾向にあり、「スポーツランドみやざき*9」の推進等により県民のスポーツに対する関心が高まっていることで、日常生活の中で運動やスポーツに取り組む人の増加につながっています。
- 宮崎県競技力向上基本計画*10に基づき、令和9年度に本県で開催予定の第8日回国民スポーツ大会*II・第26回全国障害者スポーツ大会*I2に向けた取組を進めており、令和4年度栃木国体では天皇杯32位で前回令和元年度茨城大会の4日位を上回る結果となりました。

【運動・スポーツを週 | 回以上行っている県民の割合(本県)】



出典:「宮崎県県民意識調査」(県総合政策課)

【国民体育大会(国民スポーツ大会)の総合成績(都道府県)の本県順位】

H30年度	RI年度	R2年度	R3年度	R4年度
3 9 位	4 位	延期	中止	3 2位

出典:県スポーツ振興課調べ

^{*9} スポーツランドみやざき:スポーツキャンプの誘致や各種スポーツ大会の開催など、温暖な気候や充実したスポーツ施設等の本県ならではのポテンシャルを生かした本県の観光・交流の柱となる誘客や地域振興の取組。

^{*10} **宮崎県競技力向上基本計画**:本県開催の第8 | 回国民スポーツ大会に向け開催県として天皇杯獲得を目指すため、必要となる競技力向上の具体的な対策を示す指針として平成30年7月に策定。施策の4本柱を「推進体制の整備・充実」、「選手の発掘・育成・強化」、「指導体制の充実・強化」、「環境条件の整備」とし、育成期、充実期、躍進期、継続期の4つの期間に分けて対策を示している。

^{*}II **国民スポーツ大会:**広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとすることを目的に行われ、都道府県対抗で競技を実施する国内最大のスポーツの祭典。令和5年(2023年)までは、「国民体育大会」と称するが、令和6年(2024年)第78回大会以降は「国民スポーツ大会」に改称される。

^{*12} 全国障害者スポーツ大会:障がいのある選手が競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民や県民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加を図ることを目的とした障がい者スポーツの全国的な祭典。

第 | 節 スローガン

第2節 基本目標

< 計画の全体像 >

< 施策の体系 >

第3章

本県が目指す教育の姿

第1節 スローガン

未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり

このスローガンは、平成23年に策定した第二次宮崎県教育振興基本計画において、将来世代である子供たちをはじめ、県民一人一人が、宮崎や我が国、そして、世界の未来を切り拓いていく人となるよう願いを込めて掲げたものです。

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難な時代だからこそ、思いやりの心を持って互いを支え合い、家庭や学校、地域等との連携・協働を深めるなど「絆」を大切にすること、豊かな情操や寛容の心、道徳心や公共の精神といった「心の豊かさ」とともに、自らの資質や能力を磨き、夢や目標を持って、その実現に挑戦し続ける「たくましさ」を育むことが重要であると考えます。

このため、今回、改めて策定する「宮崎県教育振興基本計画」においても、宮崎県教育基本方針の理念の実現に向けて、引き続き、このスローガンを掲げることとします。

第2節 基本目標

宮崎県教育基本方針の理念の具現化に向け、次の7つの「基本目標」を設定し、各施策の推進を図ることとします。

- Ⅰ 多様性を認め合い、一人一人を大切にする教育の推進
- 2 次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進
- 3 ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成
- 4 スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりの推進
- 5 生涯を通じて学び、文化に親しむ社会づくりの推進
- 6 学校業務の改善と教職員の資質能力の向上
- 7 教育効果を高める体制や環境の整備・充実

それぞれの基本目標の概要は、次のとおりです。

Ⅰ 多様性を認め合い、一人一人を大切にする教育の推進

「子供の最善の利益」やウェルビーイングの実現のために、いのちと人権を守り、 豊かな心を育む教育を推進し、また、インクルーシブ教育システムの実現に向け、特 別支援教育を推進します。

さらに、多様な教育的ニーズを有する子供たちに対応するため、社会的包摂の観点から、一人一人の可能性や個性を引き出す教育を推進します。

2 次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進

子供たちが持続可能な社会の創り手として、社会に出て自らの夢や志を実現していくため、人格形成の基礎が培われる重要な時期である幼児期の教育を推進します。 また、学習指導要領の趣旨を踏まえた、確かな学力を育む教育を推進するとともに、 一人一人の能力や特性に応じた学びを提供するため、教育の情報化を推進します。

3 ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する心を持つとともに、他国を尊重し、幅広い視野でグローバル化に対応できる力を身に付けるため、ふるさと宮崎に学び、愛着を育む教育や、社会の変化に対応した多様な人材を育む教育を推進します。 また、社会的・職業的自立に向けた必要な基盤となる資質・能力を育成するために、キャリア教育・職業教育を推進します。

4 スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりの推進

生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質・能力を育成するとともに、生活習慣の確立や学校保健の推進等により、心身の健康の増進と体力の向上を図ります。 また、令和9年(2027年)に本県にて開催される第8 | 回国民スポーツ大会・第26

5 生涯を通じて学び、文化に親しむ社会づくりの推進

回全国障害者スポーツ大会に向けた競技力向上に努めます。

人生 I O O 年時代を見据え、一人一人が豊かな人生を送ることができるためにも、人生の各場面で生じる個人や社会の課題の解決につながる学習機会が保障されるよう、生涯学習を推進します。また、地域コミュニティ基盤強化に向け、社会教育を推進します。さらに、豊かな人間性を涵養し、創造力と豊かな感性を育むため、文化の振興、読書県づくりを推進します。

6 学校業務の改善と教職員の資質能力の向上

学校教育を取り巻く環境が変化する中、子供たちや新たな教育課題に向き合う教職員の時間を十分に確保することで、教職員のウェルビーイングの実現を目指し、学校における働き方改革を推進します。

また、多様な専門性を有する質の高い教職員集団を形成するため、教職員の養成、採用、研修の充実や魅力ある優れた人材の確保など、教職員の資質能力の向上に努めます。

7 教育効果を高める体制や環境の整備・充実

子供たちが安全・安心に学校生活を送ることができるよう、学校安全を推進します。 また、学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保を図り、学び の多様化や地域等と一体となった活動を推進します。

さらに、学校の教育環境の充実や学校種間の連携・接続など、魅力ある教育の振興・支援を推進します。

宫崎県教育基本方針



【スローガン】

未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり

木米を切り拓く	心量がくたくましい 宮崎の入づくり
<基本目標>	<施 策>
目 多様性を認め合い、 標 一人一人を大切にする教育の推進	I いのちと人権を守り、豊かな心を育む教育の推進 2 特別支援教育の推進 3 全ての児童生徒に応じた教育機会の確保
日 次代へ向けて学び続ける 会 子供たちを育む教育の推進	4 幼児期の教育の充実 5 確かな学力を育む教育の推進 6 教育の情報化の推進
目 ふるさとへの誇りと愛着を持ち、 世界を視野に活躍する人材の育成	7 郷土を愛し、地域社会に参画する態度を育む教育の推進 8 社会の変化に対応した多様な人材を育む教育の推進 9 キャリア教育・職業教育の推進
目 スポーツを生かした 標 「未来のみやざき」づくりの推選	10 幅広い世代でのスポーツの推進 11 児童生徒の健やかな体を育む体力・健康づくりの推進
目 生涯を通じて学び、 標 文化に親しむ社会づくりの推進	12 生涯学習の推進 13 文化の振興 14 読書県づくりの推進
日 標 6 教職員の資質能力の向上	15 学校における働き方改革の推進 16 教職員の資質能力の向上
目 標 7 環境の整備・充実	17 安全・安心な教育環境の整備・充実

<施策の体系>

~基本目標、施策及び施策の内容~

基本目標 | 多様性を認め合い、一人一人を大切にする教育の推進

施策」	いのとししたとつり、申しかいとないがなの世界
	いのちと人権を守り、豊かな心を育む教育の推進 ── ①いのちを大切にする教育の推進
	一②人権教育の推進
	- ③道徳教育の推進
	―― ④体験活動の充実
### O	林则土垣独东 の批准
施策2	<u>特別支援教育の推進</u> ── ①多様なニーズに対応した支援体制の充実
	─ ②全ての教職員の特別支援教育に関する専門性向上
	③全ての教職員の利力を成ればに関する中国に同工 ③自立支援・就労支援の充実
施策3	全ての児童生徒に応じた教育機会の確保
	── ①いじめ及び不登校・高等学校中途退学等への対応の充実 ── ②美教教育主体ス者的似居等の思考生徒等。の教育機会
	─ ②義務教育未修了者や外国籍の児童生徒等への教育機会の提供・支援
	③経済的な支援の充実
基本目	標2 次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進
施策4	幼児期の教育の充実
WEST .	一①幼児教育推進体制の充実
	- ②教育・保育内容の充実
	- ③小学校教育との円滑な接続の推進
	└─ ④子育て支援体制の充実
施策5	確かな学力を育む教育の推進
他東コ	<u>唯かな字力を自む教育の推進</u> □ ①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
	②確実な実態把握と分析による資質・能力の育成
	心唯大な大心加強しが別にある負責、能力が有成
施策6	教育の情報化の推進
	── ①ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成
	─ ②教職員のICTの活用指導力の向上
	── ③ICTを活用するための環境の整備
	── ④ICT推進体制の整備と校務の改善
基本目	標3 ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成
施策7	郷土を愛し、地域社会に参画する態度を育む教育の推進
旭東 /	一 ①学校における「ふるさと学習」の充実
	一 ②地域課題解決に参画する態度を育む教育の推進
	③地域における「ふるさとに学ぶ活動」の推進
施策8	社会の変化に対応した多様な人材を育む教育の推進
	── ①グローバル化に対応した教育の推進 ◎対学性等兼育の推進
	── ②科学技術教育の推進 ── ③持続可能な開発のための教育 (ESD) の推進
施策9	キャリア教育・職業教育の推進
	一①児童生徒の発達を重視したキャリア教育の推進
	── ②家庭・地域と連携・協働したキャリア教育の推進
	── ③時代の変化に対応できる職業教育の推進 ※京林#の辞職は授の方法
	└─ ④高校生の就職支援の充実

基本目標4 スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりの推進 (施策10 幅広い世代でのスポーツの推進 ①多様な主体によるスポーツの推進 ②共生社会の実現に向けたスポーツの推進 ③スポーツによる地域活性化 - ④国スポ・障スポ大会に向けた競技力向上 施策|| 児童生徒の健やかな体を育む体力・健康づくりの推進 - ①学校体育の推進 ②健康教育・食育の推進 基本目標5 生涯を通じて学び、文化に親しむ社会づくりの推進 生涯学習の推進 (施策 | 2 ①生涯学習推進体制の充実 ②社会教育の充実 (施策13| 文化の振興 ①県民誰もが文化に親しむ機会の充実 ②文化活動を支え育む環境の整備 ③文化資源の保存・継承・活用 4学校における文化芸術活動の充実 (施策14 読書県づくりの推進 ①学校における読書活動の推進 ②家庭・地域における読書活動の推進 ③読書県づくりの推進体制の充実 基本目標6 学校業務の改善と教職員の資質能力の向上 施策15 学校における働き方改革の推進 ①学校の機能を高めるための学校業務の改善 ②部活動の地域移行に向けた環境整備 (施策16 教職員の資質能力の向上 ①優れた人材の確保 ②専門性や社会性の向上のための研修の充実 教育効果を高める体制や環境の整備・充実 基本目標7 (施策 | 7 安全・安心な教育環境の整備・充実 ①子供が自ら安全に行動する力の育成 ②安全・安心な学校施設の整備 ③実践的な防災教育等の推進 施策18 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 ①コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ②家庭教育支援の充実 ③教育に関する県民意識の醸成 (施策 I 9 魅力ある多様な教育環境の振興・支援 ①公立小・中・義務教育学校の教育環境の充実 ②県立学校の教育環境の充実 ③学校種間の連携・接続の推進 ④私立学校の振興 ⑤高等教育機関との連携

第4章

施策の展開

基本目標 | 多様性を認め合い、一人一人を大切にする教育の推進

施策 | いのちと人権を守り、豊かな心を育む教育の推進

施策2 特別支援教育の推進

施策3 全ての児童生徒に応じた教育機会の確保

基本目標2 次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進

施策4 幼児期の教育の充実

施策5 確かな学力を育む教育の推進

施策6 教育の情報化の推進

基本目標3 ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成

施策7 郷土を愛し、地域社会に参画する態度を育む教育の推進

施策8 社会の変化に対応した多様な人材を育む教育の推進

施策9 キャリア教育・職業教育の推進

基本目標4 スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりの推進

施策10 幅広い世代でのスポーツの推進

施策11 児童生徒の健やかな体を育む体力・健康づくりの推進

基本目標5 生涯を通じて学び、文化に親しむ社会づくりの推進

施策12 生涯学習の推進

施策13 文化の振興

施策14 読書県づくりの推進

基本目標6 学校業務の改善と教職員の資質能力の向上

施策15 学校における働き方改革の推進

施策16 教職員の資質能力の向上

基本目標7 教育効果を高める体制や環境の整備・充実

施策17 安全・安心な教育環境の整備・充実

施策18 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

施策19 魅力ある多様な教育環境の振興・支援

基本目標 | 多様性を認め合い、一人一人を大切にする教育の推進

施策 I いのちと人権を守り、豊かな心を育む教育の推進

課題及び今後の方向性

- 「いのち」に関わる問題について、身近な相談機関や抱えた悩みなどの解決策を知らないがゆえに、適切な支援を得ることができないこともあることから、誰にどうやって助けを求めればよいか具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには、助けを求めてもよいということを学ぶ教育を更に推進していくことが求められています。
- 子供たちが自己肯定感を高めるとともに、他者理解を深めて違いを認め合えるような人権感覚を身に付けるため、教職員をはじめ、地域や関係機関等が連携した人権 教育を一層推進する必要があります。
- 豊かな人間性を育成するために、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育を推進 したり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって機会が減少した、自然体験活動や社会体験活動等の充実を図ることが重要です。

施策の内容と主な取組

I いのちを大切にする教育の推進

何よりも大切な子供たちの「いのち」を守り、これに関わる資質や能力を育んでいくため、学校や家庭、地域、関係機関等が相互に連携・協働しながら、子供たちが自他の「いのち」がかけがえのないものであることを学ぶ取組を総合的に推進します。

取組 | - | 宮崎県いのちの教育週間における取組の更なる充実

○ 県下一斉に「いのち」について、改めて考える機会としている「宮崎県いのちの教育週間(7月 | 日から7日まで)」に関する取組を更に充実させ、子供自身の意識を高めることで、自分やほかの人のかけがえのない「いのち」を大切にする子供の育成を目指します。

宮崎県「いのちを大切にする教育」

取組 I-2 SOSの出し方に関する教育の推進

○ 子供たちがいのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めれば よいか具体的かつ実践的な方法を学ぶ教育を推進します。

取組 1-3 肯定的な方法で支援する組織的な取組の推進

○ 「身に付けたい行動を育てる」という発想のもと、学校の実情や課題等を踏まえて 場面ごとに行動目標を設定し、学校全体で全ての児童生徒を対象に肯定的な方法で支 援する「スクールワイドPBS(Positive Behavior Support)」を推進します。

2 人権教育の推進

各学校における人権教育の推進体制や研修体制を充実させるとともに、学校と家庭・地域との連携及び関係機関・団体等との協働を通して、人権が尊重される社会の実現に努めます。

取組2-1 幼児児童生徒の人権感覚の育成

○ 各学校において、校内推進委員会を設置し、組織的・計画的に人権教育を推進する ことで、子供たちの自己理解を深め、自己肯定感を高めるとともに、他者理解を深め、 違いを個性として認める気持ちを育みます。

取組2-2 教職員の人権感覚の高揚と指導力の向上

○ 日本社会に根差したウェルビーイングの向上・共生社会の実現に向けた教育を推進するために、同和問題*|をはじめとする様々な人権問題*2への理解を深め、教職員の人権感覚を高めることができるよう、校内や校外での研修の充実を図ります。

取組2-3 地域と連携した人権尊重の精神の醸成

○ 学校・家庭・地域が連携し、関係機関・団体等との協働を図りながら、人権尊重の 啓発に関する共通理解や協働実践を通して、人権が尊重される地域づくりに取り組みます。

3 道徳教育の推進

各学校における道徳教育の推進体制や研修体制を充実させるとともに、小・中学校等においては、「特別の教科 道徳」を要として道徳教育の趣旨を踏まえた効果的な指導の展開を図り、また、全ての学校種において、教育活動全体を通して道徳教育の推進を図ります。

[子ども] [女性] [高齢者] [障がいのある人] [同和問題(部落差別)] [アイヌの人々]

[外国人] [HIV感染者等] [ハンセン病患者・元患者等] [犯罪被害者等]

[インターネットによる人権侵害] [性的少数者(性的マイノリティ)]

[刑を終えて出所した人] [北朝鮮当局によって拉致された被害者等] [その他]

※その他には、新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別等が含まれます。

^{*}I **同和問題**:被差別部落や同和地区と呼ばれる地域の出身であることやそこに住んでいるということなどを理由に、 社会生活において様々な差別を受けることがあるという重大な社会問題。

^{*2} 人権問題 (参考): 宮崎県人権教育基本資料に示されている人権課題。

取組3-1 各学校における道徳教育の充実

○ 各学校の実態に応じた道徳教育の全体計画を明確に掲げるとともに、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師が中心となり、道徳教育推進のための体制を確立することで、各学校が一体となった道徳教育を進めます。

取組3-2 道徳教育の研修会の実施

○ 道徳教育に関する研修会等を実施することで教員の指導力を向上させ、小・中学校等においては「考え議論する道徳」の授業づくりを推進し、道徳科の充実を図ります。 また、全ての学校種において、道徳教育が人間としての在り方生き方に関する教育として、教育活動全体を通じて行われるよう、その充実を図ります。

4 体験活動の充実

児童生徒の自然体験・社会体験活動、仲間との交流活動を通して、豊かな人間性や 社会性の育成を目指します。

取組4-1 自然体験・社会体験の充実

○ 児童生徒の発達の段階に即して、自然体験活動や社会体験活動をより計画的・効果 的に実施し、自己肯定感や協調性、個人の主観的な幸福感(ウェルビーイング)など 豊かな人間性・社会性の育成を図ります。

取組4-2 青少年自然の家を活用した体験活動の充実

○ 県内に3施設ある青少年自然の家を活用し、地域や学校、青少年育成団体と連携・協力しながら、自然体験や集団宿泊活動等の体験活動の充実に努めます。

取組4-3 障がいのある子供と障がいのない子供の交流及び共同学習*3の推進

○ 小・中・高等学校等と特別支援学校の学校間交流や、高校生が主体となって特別支援学校の幼児児童生徒との交流を行う心のバリアフリー*4活動、特別支援学校に在籍する児童生徒の居住地校交流*5や交流籍*6の実践など交流及び共同学習の充実を図ることにより、多様性や公平・公正、包摂性のある共生社会の実現に向けた教育を推進します。

^{*3} 交流及び共同学習: 障がいのある子供と障がいのない子供の相互理解を推進することを目的とする活動。

^{*4} **心のバリアフリー**:様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことで、心の障壁を取り除くこと。

^{*5} **居住地校交流**:交流及び共同学習の形態の一つ。特別支援学校に通う子供が、授業の一環として自分の住んでいる地域の小・中学校等の学校行事に参加したり、一部の教科等の学習を共に行ったりすること。

^{*6} **交流籍**:障がいのある子供が、多様な学びの場の柔軟な選択ができるように、特別支援学校と居住する地域の学校 の両校に学籍を持つこと。

基本目標 | 多様性を認め合い、一人一人を大切にする教育の推進

施策2 特別支援教育の推進

課題及び今後の方向性〕

- 小・中学校等の特別支援学級在籍者数及び通級による指導を受けている児童生徒数は増加し続けており、特別支援教育のニーズは様々な面で高まっています。インクルーシブ教育システムの理念に基づき、個に応じた指導や支援を行うため、引き続き、一人一人の教育的ニーズに的確に応え、状況の変化に柔軟に対応できるよう、連続性のある多様な学びの場の充実に努める必要があります。
- 全ての教職員が特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒を指導することを前提に、 特別支援教育に係る専門性を高め適切な指導と必要な支援を講じることができるよ う、一人一人の教員を支える仕組みを構築し、キャリアに応じた研修を実施すること が不可欠です。
- 特別支援学校においては、重度・重複化、多様化している幼児児童生徒の教育的ニーズに対応するための教育課程を編成し、地域の外部専門家と連携しながら、新しい時代に対応した、幼児児童生徒の自立と社会参加に向けたキャリア教育及び職業教育の充実を図ることが重要です。
- 障がい児・者に係る新たな法令の成立、特別支援教育のニーズの高まりから、就学前教育保育施設や小・中・高等学校等における特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒を取り巻く課題は多様化・複雑化しており、各特別支援学校においては社会や時代の変化に対応したセンター的機能*Iを発揮することが重要です。

^{*}I **センター的機能**:地域において特別支援教育を推進する体制を整備していく上で、特別支援学校が中核的な役割を担い、教育上の高い専門性を生かしながら地域の小・中学校等を支援していくこと。

施策の内容と主な取組

多様なニーズに対応した支援体制の充実

一人一人の特別な教育的ニーズに的確に応え、状況の変化にも柔軟に対応できる 多様な学びの場の充実に取り組みます。これまでの校内支援体制の機能強化や関係 機関との連携の充実を図ります。

取組 | - | 学びの場の整備と適切な就学先決定の促進

- 一人一人の特別な教育的ニーズに的確に応え、状況の変化にも柔軟に対応できるよう、通級による指導を中心に多様な学びの場の整備・充実に努めます。また、 高等学校等に在籍する特別な教育的ニーズのある全ての生徒が、通級による指導を 受けられる体制を整えます。
- 市町村教育委員会と連携し、本人・保護者の意見を尊重しつつ、自立と社会参加を見据えて、本人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学びの場の選択がなされるための体制づくりを推進します。

取組 I-2 特別支援教育の観点に基づく授業づくりや学級集団づくり

○ 子供たちの達成感、自己肯定感を高めるため、一人一人の障がいの状況に応じた合理的配慮*2の提供が適切に行われるなど、特別支援教育の観点に基づく授業づくりや学級集団づくりを推進します。これによりインクルーシブ教育システムの実現を目指します。

取組 1-3 切れ目のない支援に向けた関係機関との連携強化

○ 特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒が切れ目のない支援を受けることができるようにするため、「個別の教育支援計画*3」及び「個別の指導計画*4」の機能充実を図り、活用を促進します。これにより家庭・地域及び医療や福祉、保健、労働等の関係機関との連携を強化します。

^{*2} **合理的配慮**:障がいのある子供が、障がいのない子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、また、障がいのある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもので、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

^{*3} 個別の教育支援計画: 学校が、家庭、地域及び医療や福祉、労働等の関係機関との連携を図り、長期的な視点で障がいのある子供への教育的支援を行うために作成し活用する計画。具体的には、本人及び保護者の願いや将来の希望などを踏まえ、実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標を立て、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にしたりするもの。

^{*4} **個別の指導計画:**学校が、障がいのある子供の実態を的確に把握し、各教科等の指導を行うために作成し活用する 計画。障がいのある子供一人一人について、指導の目標、内容、方法を明確にして、きめ細かに指導するために作 成するもの。

2 全ての教職員の特別支援教育に関する専門性向上

全ての教職員が特別支援教育に係る専門性を高め、適切な指導と必要な支援を講じることができるよう、一人一人の教員を支える仕組みを構築し、キャリアに応じた研修を実施します。

取組2-1 幼・保・小・中・高等学校等の教諭等の研修の充実

○ 幼稚園教諭や保育士、保育教諭*5、小・中・高等学校等の全ての教職員が障がい や特別支援教育についての理解を深めるため、エリアサポート体制*6における研修 や巡回相談をより一層充実させ、教職員の専門性の向上を図ります。

取組2-2 特別支援教育に関する人材育成のための研修体制等の構築

○ 管理職を含む全ての教職員及び教育行政担当者が身に付けるべき特別支援教育に 係る知識・技能を担当別、能力別に整理した上で、特別支援教育に関する育成指標を 基に、体系的な研修体制等を構築し、専門的な知識・技能を有する教員の養成を目指 します。併せて特別支援教育に専門的に携わる教職員のキャリアアップを支援します。

取組2-3 特別支援学校のセンター的機能の強化

○ 特別支援学校のセンター的機能を強化するため、障がい児・者の新たな法令に対応する支援体制の検討、外部専門家を活用した研修や授業研究による特別支援学校の教職員の専門性や指導力の向上に取り組みます。

3 自立支援・就労支援の充実

重度・重複化、多様化している特別支援学校の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応するための教育課程を編成し、地域の外部専門家と連携し、新しい時代に対応し、幼児児童生徒の自立と社会参加に向けたキャリア教育及び職業教育の充実を図ります。

取組3-1 知的障がいのある生徒の職業教育の充実

○ 知的障がい特別支援学校高等部における職業コースの導入による作業学習の充実と、専門的な職業教育を行う職業学科を置く高等特別支援学校*7の設置により、知的障がいのある生徒の就職希望者数を増やし、就職率の向上を目指します。

取組3-2 専門家との連携による自立と社会参加の推進

○ 幼児児童生徒の自立と社会参加を推進し、本人や保護者の希望に沿った進路を 実現するため、共生社会の実現に対応したキャリア教育や企業・福祉・労働等の専 門家との連携による自立支援及び職業教育の充実を図ります。

^{*5} 保育教諭:幼保連携型認定こども園に勤務する幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を持つ職員のこと。

^{*6} **エリアサポート体制**:発達障がいを含む全ての障がいのある子供が、適切な指導及び必要な支援を就学前から学校を卒業するまで一貫して受けることができるように、県内を保健福祉圏域に準じて7つのエリアに分け、エリアごとに拠点校を指定し、高い専門性を備えた教員を配置するなどして構築した本県独自の地域支援体制。

^{*7} 高等特別支援学校:軽度の知的障がいの生徒を対象とした高等部のみの特別支援学校。

基本目標 | 多様性を認め合い、一人一人を大切にする教育の推進

施策3 全ての児童生徒に応じた教育機会の確保

課題及び今後の方向性

- いじめや不登校といった生徒指導上の課題に加え、ヤングケアラーや子供の貧困など 新たな社会的課題も生じており、これらの多様な課題に対応するため、教育相談体制の 充実や多様な学びの場の確保など、一人一人の課題に応じた適切な対応が重要です。
- 本県における日本語指導が必要な外国人児童生徒の割合は増加傾向にあり、国籍も多様化しています。また、それらの児童生徒の多くが、日本語を話すことができない状況にあるため、日本の文化や学校生活に適応するための支援が必要です。
- 教育の機会均等の趣旨にのっとり、修学に係る保護者負担の軽減や、高等学校・大学 等において経済的理由により修学が困難な生徒・学生等に対する支援などの充実が引き 続き求められます。

施策の内容と主な取組

I いじめ及び不登校・高等学校中途退学等への対応の充実

全ての児童生徒のよさや可能性に着目し、自発的・自主的な発達を支える発達支持的生徒指導を進めるとともに、いじめや不登校に加え、ヤングケアラーなど新たな社会的課題に対応するため、スクールカウンセラーなどの専門家やSNS*I等を活用し、個別性・多様性・複雑性に対応する教育相談体制の構築に努めます。また、不登校や中途退学などの課題への対応のため関係機関やフリースクール*2等民間団体との連携を一層推進することにより一人一人に応じた多様な学びの場の確保に努めます。

取組 | - | 一人一人のよさや可能性に着目した発達支持的生徒指導の推進

○ 児童生徒一人一人のよさや可能性を伸ばし、身近な課題を主体的に解消する力などの社会的資質・能力の発達を支える発達支持的生徒指導の推進を通して、自己存在感や自己肯定感等を感じることができる魅力ある学校づくりを推進します。

^{*}I SNS (Social Network Service): 人と人のつながりを支援するインターネット上のサービス。

^{*2} フリースクール:明確な定義はないが、不登校の児童生徒に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設のこと。

取組 I - 2 個別性・多様性・複雑性に対応する教育相談体制の構築

- いじめや不登校、高等学校中途退学などの課題や、ヤングケアラーや子供の貧困といった社会的課題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー*3等の専門家の配置・派遣体制の充実に努めるとともに、関係機関との連携を推進し、オンラインも活用するなど、一人一人に寄り添った対応に努めます。
- これまでの電話や対面での相談に加え、児童生徒にとってより相談しやすい窓口として、一人一台端末やSNSを活用した相談体制を構築し、様々な悩みや不安の早期発見、解決を図ります。

取組 I-3 ネット上のいじめやトラブルを防止するための取組の充実

○ 深刻化するネット上のいじめやトラブルを防止するため、警察などの関係機関と の連携を推進しながら、未然防止や早期発見、対応のための対策を講じ、問題の解 決と情報モラルの向上を図ります。

取組 | -4 不登校、高等学校中途退学対応の充実

○ 不登校や高等学校中途退学の課題への対応として、児童生徒の希望を尊重した上で、教育支援センター(適応指導教室)*4やICTを活用した学習支援、フリースクールなどでの受入れ、不登校特例校*5の設置に向けた研究など、多様な学びの場の充実を図ることにより社会的自立への支援に努めます。

2 義務教育未修了者や外国籍の児童生徒等への教育機会の提供・支援

外国人の児童生徒が、日本における社会生活や学校生活に適応するために、市町 村教育委員会と連携し、その支援の在り方を協議しながら、支援員の適性な配置に 取り組みます。

また、義務教育未修了者を含め、様々な理由により十分な教育が受けられないまま中学校を卒業した方が義務教育を受ける機会を保障するための夜間中学の設置等についても市町村教育委員会と連携し適切な支援を行います。

取組2-1 日本語指導が必要な児童生徒の把握

○ 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒について調査を行い、市町村教育委 員会と連携し、必要な支援の内容を協議します。

取組2-2 日本語指導支援員の配置

○ 必要な支援の度合いを踏まえて、学校に支援員等を配置するなど対応に努めます。

^{*3} スクールソーシャルワーカー:児童生徒が抱えている問題を解決するため、家庭や学校など児童生徒を取り巻く環境に、様々な方法で働きかける社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者等。

^{*4} 教育支援センター (適応指導教室):不登校児童生徒が学校生活に向けた復帰を支援することを目的に、教育委員会によって設置された施設のこと。

^{*5} **不登校特例校**:不登校児童生徒等に対し、その実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校のこと。

3 経済的な支援の充実

教育に係る経済的負担軽減を図り、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう引き続き支援するとともに、機会を捉えて、生徒及び保護者へ修学支援に関する制度の周知に努めます。

取組3-1 県立高校生等の授業料負担の軽減に対する支援

○ 県立高校生等に対して、公立高校授業料相当額の助成を行うなど、授業料の負担 軽減を図ります。

取組3-2 県立高校生等の教育費負担の軽減に対する支援

○ 県立高校生等に対して、家庭の経済状況に応じて授業料以外の教育費に充てるための給付金(奨学給付金)を支給することにより、教育費の負担軽減を図ります。

取組3-3 特別支援教育就学奨励費による支援

○ 特別支援学校等に通う幼児児童生徒の保護者等に対して、家庭の経済状況に応じて特別支援教育就学奨励費を支給することにより、経済的負担の軽減を図ります。

取組3-4 私立高校生等の授業料負担の軽減に対する支援

○ 私立高等学校及び専修学校高等課程*6等に在学する生徒に対して、公立高校授業 料相当額(所得に応じて加算)の助成を行うなど、授業料負担軽減を図ります。

取組3-5 私立高校生等の教育費負担の軽減に対する支援

○ 私立高校生等に対して、家庭の経済状況に応じて授業料以外の教育費に充てるための給付金(奨学給付金)や私立学校が行う授業料減免に対する補助を行うなど、 教育費の負担軽減を図ります。

取組3-6 育英資金による支援

○ 向学心に富み、優れた素質を有しながら経済的理由により修学が困難な学生や 生徒に対して宮崎県育英資金を貸与します。

^{*6} **専修学校高等課程**:実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う専修学校には、専門課程、高等課程、一般課程の 3つの課程があり、高等課程は中学校卒業者を入学資格としている。高等課程を設置する専修学校を高等専修学校 と呼び、高等学校と同じ中等教育機関に位置付けられている。

基本目標2 次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進

施策4 幼児期の教育の充実

課題及び今後の方向性

- 幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、全ての幼稚園・保育所・認定こども園*Iにおいて質の高い幼児教育を提供することが求められており、全県的な幼児教育推進体制の充実を図ることが重要です。
- 幼児教育の質の向上を図るため、幼稚園・保育所・認定こども園の教諭・保育士・ 保育教諭の資質及び専門性の向上を図る研修・助言の機会の充実を図る必要がありま す。
- 幼保小の接続期の教育の質を保障し、幼児期に育まれた力を小学校教育につなげていくために、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携及び幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の推進を図る必要があります。
- 幼稚園・保育所・認定こども園に加え、地域の子育て支援体制を強化し、不安や悩みを抱える保護者への支援が求められています。

^{*}I **認定こども園**:保護者の就労の有無・形態等にかかわらず、就学前の子供を対象に教育及び保育を一体的に提供し、 さらに、地域における子育て支援を実施する機能を備える施設として、都道府県知事が認可・認定した施設。

施策の内容と主な取組

幼児教育推進体制の充実

幼稚園・保育所・認定こども園への助言や小学校との連携・接続の支援を行う市町村幼児教育アドバイザー*2の育成・配置等を推進し、全県的な幼児教育推進体制の充実を図ります。

取組 | - | 幼児教育アドバイザーの育成

○ 幼児教育アドバイザー養成研修を実施するとともに、市町村幼児教育アドバイザーへの助言等による支援を行うことで、市町村幼児教育アドバイザーの育成・配置を推進し、全県的な幼児教育推進体制の充実を図ります。

2 教育・保育内容の充実

教諭・保育士・保育教諭の資質及び専門性の向上を図る研修を充実させるとともに、幼稚園・保育所・認定こども園に対し、運営への支援や教育課程等*3及びその他、幼児教育・保育内容に関する支援・助言に努め、教育・保育内容の質の充実を図ります。

取組2-1 教諭・保育士・保育教諭の資質及び専門性の向上を図る研修の充実

○ 研修体系を構築し、経験年数や職階などのキャリアステージに応じた研修を実施するとともに、特別支援教育、保健衛生・安全対策、ICT活用など、時代のニーズに応じた研修を充実させ、教育・保育内容の質の向上を図ります。

取組2-2 運営への支援や教育課程等の幼児教育・保育内容に関する支援・助言

○ 幼稚園・保育所・認定こども園の監査や、公開保育・園内研修支援のための施設 訪問の機会に、運営への支援や教育課程等及びその他、幼児教育・保育内容に関す る助言を行い、教育・保育内容の質の向上を図ります。

^{*2} 幼児教育アドバイザー: 幼児教育の専門的知見や豊富な実戦経験を有し、域内の幼児教育施設への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等についての助言等を行う者。

^{*3} 教育課程等:幼稚園及び認定こども園における「教育課程」と保育所における「全体的な計画」。

3 小学校教育との円滑な接続の推進

市町村関係部局や市町村教育委員会と連携し、小学校との連携・接続に関する助言を行い、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携及び幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の推進を図ります。

取組3-1 幼保小連携・接続に関する取組・研修支援

○ 幼保小連携・接続推進に係るモデル地域を支援し、取組事例を他地域に広げるとともに、市町村の幼保小連携・接続に係る取組や研修を支援することにより、県内の幼保小連携・接続の推進を図ります。

取組3-2 幼保小連携・接続推進会議、実務者会議の開催

○ 幼児教育・保育の関係者の代表及び小学校の代表等で構成される幼保小連携・接続推進会議や市町村の関係部局・教育委員会の実務者会議を開催し、課題や取組を 共有することで、幼保小連携・接続体制の強化を図ります。

4 子育て支援体制の充実

幼稚園・保育所・認定こども園や子育て支援団体などによる子供の成育過程に対応した講座等を開催することにより、子育て中の保護者に対する学習機会の提供に努めることで、子育て支援体制の充実を図ります。

取組4-1 地域の子育て家庭への支援体制の充実に向けた研修の実施

○ 幼稚園・保育所・認定こども園や児童館、地域子育て支援センター等の施設開放、子育てに関する相談、学習機会の提供、子育て支援員養成研修やペアレントトレーナー養成講座*4の実施により、子育て家庭への支援体制の充実を図ります。

^{*4} ペアレントトレーナー養成講座:保護者が子供とのよりよい関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子供の発達促進や行動改善を目的とした保護者向けの「ペアレントトレーニング」を実施するトレーナーの養成講座。

基本目標2 次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進

施策5 確かな学力を育む教育の推進

課題及び今後の方向性

- 本県の小・中学校等の児童生徒の学力は、令和4年度の全国学力・学習状況調査の結果を見ると、全ての教科で全国平均を下回っており、地域間の格差や学校間の格差も拡大傾向にあります。
- 「子供たちの学びの保証」という公教育最大の使命を果たすために、小・中学校等に おいては、各市町村教育委員会と連携を図り、「誰一人取り残さず個々の可能性を最大 限に引き出す教育」の実現に向けた学力向上が不可欠です。
- 次代を切り拓く子供たちに求められる資質・能力としては、教科等固有の見方・考え 方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、対話や協働を通じて知識やアイディアを共 有し新しい解や納得解を生み出す力が挙げられます。
- 社会のつながりを意識させながら、実際の社会で求められる資質・能力を育めるよう、「探究的な学び」の更なる充実が重要です。

施策の内容と主な取組

I 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

基礎的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、生きる力を育む教育の充実に努めます。

また、授業改善をねらいとした研修会や学校訪問の実施、校内研修の充実等により 教員の指導力を向上させ、授業を改善することで、児童生徒の学力向上を図ります。

取組 | - | 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が図られた授業の推進

○ 各教科等の指導を通して育成を目指す「資質・能力」を明確にした上で、児童生徒一人一人が自らの学びを成立させていく授業を推進するとともに、児童生徒同士で話し合い、教え合いながら、互いを高め合い、よりよい学びを生み出す授業を推進します。

取組 I-2 学力調査の結果等を基にした研修会等の実施

○ 学力調査の結果等を分析することで明らかになった課題について、課題解決の方策を明確にした研修会を実施したり、オンラインや校務支援システム等により好事例等を定期的に紹介するなど、教員の指導力の向上を図ります。

取組 1-3 学力向上のための学校訪問の実施

○ 学力向上及び授業改善をねらいとした学校支援を実施します。訪問時における授業者への個別のフィードバックやオンラインによる定期的な地区別の研修会等を通して、教員の指導力を向上させ、授業を改善することで、児童生徒の学力向上を図ります。

取組 1-4 学力向上を図るための組織的取組の推進

○ 児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実と学力の向上を図るために、学習課題や習熟の程度に応じた少人数指導やティーム・ティーチング、小学校における教科の専門性を生かした指導など、学校の組織的取組の工夫・改善を図ります。

取組 | -5 資質・能力のバランスのとれた学習評価

○ 指導と評価の一体化を図るために、生徒の学習改善、教師の指導改善につながる 評価の充実及び社会で求められる資質・能力をバランスよく評価する多面的・多角 的な学習評価の充実を図ります。

取組 | -6 高等学校等における「探究的な学び」の推進

- 横断的・総合的な学習を通して、自己の在り方生き方を考えながら、課題を発見 し、よりよく解決していく資質・能力の育成を図るため、地元自治体や高等教育機 関*1、産業界等との協働による「総合的な探究の時間」の推進を図ります。
- 各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていく「STEAM教育」 等の視点を通じた、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成を図ります。

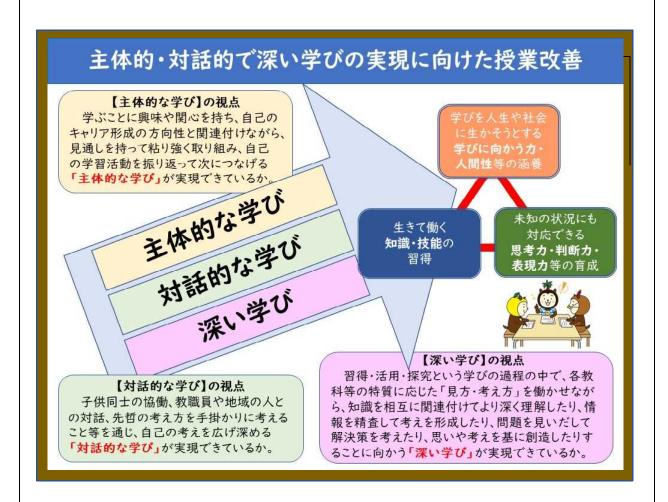
^{*}I **高等教育機関**:学校教育法第 | 条に定められる学校のうち、後期中等教育(高等学校)に続く上位の学校を意味する。具体的には、大学・短期大学・高等専門学校を指す。

確かな学力

確かな学力とは、知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や、 自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決 する資質や能力等までを含めたものです。

変化が激しく予測困難な時代の中でも通用する確かな学力を身に付けさせるためには、知識の習得ばかりを重要視する教育ではなく、習得した基礎的・基本的な知識及び技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養う教育の充実に努めることが大切です。

家庭・地域との連携による望ましい生活習慣を土台に、新学習指導要領を着実 に実施して、子供たちの確かな学力を育んでいきましょう。



「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善について:イメージ(文部科学省)」を基に作成

2 確実な実態把握と分析による資質・能力の育成

児童生徒の学力や学習状況の把握・分析を専門機関と連携して行うとともに、分析結果を基にした学校支援を充実させたり、学校における学力向上マネジメントサイクルの確立を支援したりして、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着や、学んだ知識や技能を活用するための思考力・判断力・表現力の育成に努めます。

取組2-1 児童生徒の学力の把握

○ 本県独自の学力調査を実施し、小・中学校等の学力の実態や学習状況を把握する とともに、地域や学校の実態に応じた学力向上の取組を推進します。

取組2-2 関係機関と連携した学力向上への取組の推進

○ 大学などの関係機関と連携して、学力に関する実態の把握・分析を行い、授業改善等の実践や取組の更なる改善に努めます。

取組2-3 学力向上マネジメントサイクル確立の支援

○ 学力向上に係る研究開発校を指定し、働き方改革と併せて研究を推進し、その成果を研修等で広く周知することにより、学校における学力向上マネジメントサイクルの確立を支援します。

取組2-4 高等学校等における資質・能力の育成

- 高等学校等においては、各学校で設定されたスクールポリシー*2を基に、カリキュラム・マネジメント*3の充実や、効果的な指導の実現に努めます。
- 学校訪問における公開授業や研究協議、ICTの利活用等を通し、高校・大学・県教育委員会が連携した研究を実施し、授業や学習評価の現状等の実態把握と分析に努めるとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、 資質・能力の育成を図ります。

^{*2} **スクールポリシー**:各高等学校(中等教育学校後期課程を含む)の社会的役割等を踏まえ定められたスクール・ミッションに基づき、どのような資質・能力をどのようなカリキュラムで育成するのか、どのような中学生等に入学してほしいのかを示した教育活動の方針。スクール・ミッションとは、各高等学校が育成を目指す資質・能力を明確にするために、学校設置者が各高等学校の存在意義や期待される社会的役割、目指すべき学校像を明確にしたもの。

^{*3} カリキュラム・マネジメント:児童生徒の実態等を踏まえて教育の内容や時間を配分し、授業改善や必要な人的・物的資源の確保などの創意工夫を行い、組織的・計画的な教育の質的向上を図ること。

基本目標2 次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進

施策6 教育の情報化の推進

課題及び今後の方向性

- 児童生徒の資質・能力の育成に向けてデジタルや I C T の強みを最大限に活用し、誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出され、ウェルビーイングが実現されるような教育の在り方が、今改めて求められています。
- 今後、ICTをはじめ、AI*Iやロボット技術など幅広い分野において技術革新が進展すると考えられており、積極的に活用することで、生産性向上や新事業の創出を図るとともに、社会生活にも取り込み、様々な課題解決につなげることが期待されています。
- これらの現状や課題に対応するため、I C T を活用した児童生徒の資質・能力の育成、 教職員の I C T の活用指導力の向上、 I C T を活用するための環境の整備、 I C T 推進 体制の整備と校務の改善の 4 つの面から、教育の情報化を推進するとともに、自分に合った学び、仲間とともに深める学び、創造性を発揮できる「みやざきの学び」に向けた 新しい教育様式を確立する必要があります。

施策の内容と主な取組

I ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したりしていくために必要な情報活用能力を、全教育活動を通して、教科等横断的に育成します。

^{*}I A I (Artificial Intelligence): 人間が持っている認識や推論などの能力をコンピュータでも可能にするための技術の総称。「人工知能」とも呼ぶ。

取組 | - | ICTの強みを最大限に生かした授業改善

○ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させるために、ICTを積極的に活用し、義務教育段階から高等学校段階までを見通した授業改善を推進します。

取組 I-2 プログラミング教育*2の充実

○ 児童生徒が、生活や社会の中でコンピュータを活用して、課題を発見し解決する力 を身に付けるためのプログラミング教育の充実を図ります。

取組 I - 3 情報モラル教育の充実

○ 児童生徒が情報社会での行動に責任を持つとともに、自律的に行動し、情報を正しく安全に利用する力を育むための情報モラル教育を充実します。

2 教職員のICTの活用指導力の向上

県内全ての学校や地域において誰一人取り残さずに積極的なICTの利活用を行うため、教職員のICTの活用指導力の向上を図ります。

取組2-1 授業における実践事例や指導教材の共有

○ 活用事例を共有するなどして、教職員の指導力を高め、教科指導において児童生徒 が積極的にICTを活用する機会を増やすことで、ICTの特性や強みを生かした主 体的・対話的で深い学びの実現を図ります。

取組2-2 ICTの活用に関する研修の充実

○ ICTの使い方や日常の指導につながるオンライン研修などの機会を充実させることにより、ICTを活用した指導に不安や課題を感じている教職員に対する支援を行います。

3 ICTを活用するための環境の整備

全ての端末が快適に使用できる環境を整え、個別学習や協働学習に適した機器の配備によって学習活動の充実を図ります。また、クラウド*3の活用や蓄積された教育データの可視化など、全ての児童生徒が家庭も含めICTの活用を「当たり前」「日常的」なものとする環境を整えます。

^{*2} **プログラミング教育**: コンピュータに意図した処理を行うよう指示できるという体験をさせながら、発達の段階に即して、必要となる知識・技能、プログラミング的思考などの資質・能力を育成するもの。

^{*3} クラウド:データやアプリケーション等のコンピューター資源をネットワーク経由で利用する仕組みのこと。

取組3-1 情報セキュリティ対策の推進

○ 必要なセキュリティ対策を講じた上で、クラウド上のデータやサービスを活用する ことを前提とした教育情報セキュリティポリシーの改訂・周知を行うことによって、 クラウドの活用を推進します。

取組3-2 ネットワーク環境の充実とICT機器やコンピュータ教室の整備

○ 児童生徒が日常的に、 I 人 I 台の端末やコンピュータ室を活用した学習活動に快適に取り組めるネットワークの整備及び児童生徒の学習形態に応じた I C T機器やコンピュータ室の整備を推進します。

取組3-3 家庭学習におけるICT活用の推進

○ 児童生徒の学習の機会を確保することができるよう、持ち帰りのルールづくりなどの環境を整え、保護者の理解と協力を得ながら、家庭学習におけるICTの活用を推進します。

取組3-4 教育データの利活用の推進

○ 蓄積した様々な教育データを連携、可視化することによって、指導が必要な児童生 徒の早期発見や、特性・能力に応じた学習支援の改善につなげるなど、教育データの 活用の研究を行います。

4 ICT推進体制の整備と校務の改善

質の高い教育活動に専念できる環境づくりに向け、教育の情報化の推進体制を整備 し、各種調査や事務手続等のデジタル化を前提とした校務の改善・見直しを行い、校 務の情報化の充実を図ります。

取組4-| 学校現場を支える推進体制の整備

○ ICT教育担当の教職員に負担が過度に集中しないよう、学校間や学校種を越えて 情報を共有できる体制を構築するなど、組織的な対応や改善を図ります。

取組4-2 統合型校務支援システム*4の活用・改善による校務の情報化の推進

○ 統合型校務支援システムの活用・改善を図り、安心で効率的な校務処理を可能にし、 教材研究の時間を確保したり、共有できる児童生徒の情報を増やしたりすることで、 教員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境づくりを推進します。

^{*4} 統合型校務支援システム:教務系(成績処理、出席管理等)、保健系(健康診断票、保健室来室管理等)、学籍系 (指導要録等)、学校事務系などを統合した機能を有するシステム。成績処理等だけでなく、情報共有も含め、広 く校務と呼ばれる業務全般を実施するために必要となる機能を持つシステムのこと。

基本目標3 ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成

施策7 郷土を愛し、地域社会に参画する態度を育む教育の推進

課題及び今後の方向性

- 少子高齢化の進行に伴い、人口減少や学校規模の縮小、学校の統廃合など、地域における結び付きや連帯意識が希薄となる中、生活経験の少ない児童生徒にとって、ますます地域と連携し愛着を育む教育は大切なものとなります。
- 特別活動や総合的な学習(探究)の時間をはじめ、学校の教育活動全般を通して、 子供たちに集団づくりや地域活動に取り組む意識及び態度を育成するとともに、 地域社会の一員としての自覚や主権者として必要な資質を養い、地域社会に参画 し、地域課題解決に参画する意識と態度を育成する教育の充実が求められています。
- 子供たちは、地域における活動などを通して地域との関わりを深め、地域住民の協力 を得ながら地域を知り、地域に学ぶ学習等を経験してきているものの、地域社会に参画 する態度を育むまでには至っていないという指摘もあります。学校や地域において、ふ るさとを知り、ふるさとにふれ、ふるさととの関わりを深める中で、ふるさとへの誇り と愛着を育み、地域への関心を高めていくことが重要です。

施策の内容と主な取組

I 学校における「ふるさと学習」の充実

学校教育において、児童生徒が地域のよさや課題について理解を深められるよう、 地域や学校の特色に応じ、教科等の学習や総合的な学習(探究)の時間をはじめ、 様々な体験活動や探究活動を通じて、ふるさと宮崎に学び、誇りと愛着を育む教育 の充実を図ります。

取組 | - | 地域の特性を生かした「ふるさと学習」の推進

○ 地域の自然・環境、歴史・伝統、産業・生活・文化など、地域の持つ豊かで多様な教育資源を活用しながら、教科等の学習指導や総合的な学習(探究)の時間など、教科等横断的な教育活動を通して、地域のよさや課題について理解を深め、地域に対する誇りと愛着を育む教育の充実を図ります。

取組 I - 2 豊かな体験活動等の充実

○ 自己の将来に関わる体験活動や、地域や学校の特色に応じた自然や文化芸術に関わる体験活動、さらに、地域人材を活用した地元で働くことや暮らすことの魅力を語ってもらう「よのなか教室」等を通して、ものの見方や考え方を身に付けさせ、自己の在り方生き方を考えることができる力を育む教育の充実を図ります。

取組 1-3 小学校社会科副読本の内容の充実・活用

○ 本県に関する様々な資料を基に、社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、県内の産業や特色などについて学ぶことのできる社会科副読本を制作し、その活用を推進します。

2 地域課題解決に参画する態度を育む教育の推進

学校における様々な教育活動を通して、児童生徒に地域社会の一員としての自覚 や必要な資質を養い、地域の課題に関心を持ち、その解決に主体的に参画しようと する意識や態度を育てます。

取組2-1 特別活動における取組の充実

○ 学級活動、児童会・生徒会活動、クラブ活動(小学校)、学校行事等を「子供主体」 という視点で計画し、実践し、振り返ることを通して、集団の一員としての自覚や 社会参画意識を高めるなど、社会の一員として必要な資質・能力の育成を図ります。

取組2-2 総合的な学習(探究)の時間における横断的・探究的な取組の充実

○ 町づくりや伝統文化、地域経済などにおいて、新たな課題を発見し、各教科等の 学習で身に付けた知識・技能等を活用しながら、主体的・協働的に課題解決に取 り組むことを通して、積極的に社会に参画しようとする態度の育成を図ります。

取組2-3 高等学校等における総合的な探究の時間等を通した地域と連携した学習の充実

- 地元自治体、企業等と連携しながら、生徒が実社会や実生活と自己との関わりから問いを発見し、地域課題の解決等を通じた探究的な学びを行うことによって、よりよい社会を実現しようとする態度の育成を図ります。
- よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を、学校と地域が共有 し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質 ・能力を身に付けられるようにするのか明確にしながら、地域社会との連携・協働 によりその実現を図ります。

取組2-4 主権者教育の推進

○ 社会科や地理歴史科、公民科等の授業をはじめとする学校の教育活動全体を通して、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら生き抜く力や、地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担う力を身に付けさせるなど、主権者教育の充実に努めます。

○ 県立学校においては、各学校の主権者教育推進リーダーを中心に、指導計画を企画・立案するとともに、必要に応じて選挙管理委員会や関係機関等との連携を図るなど、主権者教育の充実に努めます。

3 地域における「ふるさとに学ぶ活動」の推進

子供たちが地域における活動等に積極的に参画し、体験を通して地域のよさや課題にふれ、地域の課題解決に積極的に関わろうとする意識が高まるよう広報・啓発等に努めます。また、地域の文化財などを活用した「ふるさとに学ぶ活動」を推進します。

取組3-1 地域における体験活動の推進

- 地域学校協働活動を推進するとともに、市町村や社会教育関係団体及び企業等が 行う、子供たちを対象とした多様な体験活動に関する情報を、広報番組やホームペ ージ等で紹介することにより、地域における豊かな体験活動を奨励します。
- 青少年自然の家や図書館・美術館・博物館等が実施する体験活動の事業に関して、積極的に情報提供するとともに文化施設と学校との連携を推進します。また、 子供たちを含め県民全てが、地域の自然・歴史・文化等について学ぶ機会の充実を 図ります。

取組3-2 地域活動に参画できる体制づくり

- 地域住民等の幅広い参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支える地域 学校協働活動を取り入れることにより、子供たちが地域活動に参画できる体制づく りを推進します。
- 地域活動への子供たちの積極的な参画を奨励するとともに、より充実した地域学 校協働活動が県内全域に広がるよう、実践事例集を作成し周知・広報に努めます。

基本目標3 ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成

施策8 社会の変化に対応した多様な人材を育む教育の推進

課題及び今後の方向性

- 我が国の社会は、現在、グローバル化が進み、学校教育において、未来の社会を担う 子供たちに、様々な国の人々と円滑にコミュニケーションを図りながら、未来の社会を けん引する人材の育成が重要です。
- 本県が国際的に貢献できる地域となるために、児童生徒の科学技術に対する関心を高め、新しい科学技術を創造しようとする態度を育成するとともに、これからの科学技術イノベーション*I創出に向けた担い手となる人材の育成など、科学技術教育の更なる充実が求められています。
- 持続可能な社会の実現を目指す観点から、SDGsの達成に向けたESDの推進が求められ、特に環境教育への関心が高まっています。循環型社会の形成に寄与する態度や環境保全に主体的に取り組む態度を育成する環境教育の取組を進める必要があります。

施策の内容と主な取組

I グローバル化に対応した教育の推進

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際的な視野で考える力の育成、コミュニケーション能力の育成など、 グローバル化に対応した教育の充実を図ります。

取組 | - | 国際教育*2 (国際理解教育) の推進

○ 国際理解の基礎となる地域や日本の文化への理解を深めるため、地域人材を活用しながら、児童生徒が郷土の伝統・文化を大切にする教育を推進します。

^{*}I イノベーション:新しい方法、仕組み、習慣などを導入して社会的に意義のある新たな価値を創造し、社会に大きな変化をもたらすこと。「新機軸」「革新」と訳される。近年は「技術革新」とほとんど同じ意味に用いられる。

^{*2} **国際教育**: 国際社会において、地球的視野に立って、主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎 を育成するための教育。異文化理解・交流等を進める従来の国際理解教育に加えて、海外子女教育、外国人児童生 徒教育などを含む、より広い概念として使われ、主体性や発信力を重視する内容となっている。

○ 国際交流員や外国語指導助手(ALT*3)、地域在住の外国人や県内大学の留学生、外国人教員を活用して、外国の文化や生活習慣等の正しい理解を深める教育を推進します。

取組 I-2 グローバル化に対応した人材の育成

- グローバルな社会課題を発見・解決する力や、コミュニケーション能力の養成を 行うなど、新たな社会をけん引する人材の育成を図ります。
- 高等教育機関や産業界と連携し、海外留学制度の充実等に努めながら、地域や 県内企業を支える、宮崎から世界へ挑戦するグローバル人材を育成します。

取組 | -3 海外留学・留学生受入れの支援

○ 教員向けの研修会等において、情報の収集・提供を行うなど、児童生徒の留学意識の醸成を図ります。また、留学生の受け入れに当たっては、柔軟に対応するとともに、国際交流等の継続的な活動の支援に努めます。

取組 | - 4 外国語教育の充実

- 各学校段階を通した外国語教育の連携を図るとともに、外国語指導助手(ALT) や地域人材を活用し、発信力及びコミュニケーション能力の育成を図ります。
- 各種研修会等において、国際教育(国際理解教育)や外国語教育に関する研修 を行うなど、グローバル化に対応できる教員の育成を図ります。

2 科学技術教育の推進

大学や産業界、関係機関等と連携し、科学技術に関する参加体験型学習や科学コンクール等を実施することで、最先端の科学技術を学ぶ機会の充実に努めるとともに、高い意欲・能力を有する児童生徒が切磋琢磨し、能力を伸長することができるなどの科学技術教育の充実を図ります。

取組2-1 関係機関と連携した科学技術教育の推進

○ 科学の発展に寄与できる人材育成を目的としたスーパーサイエンスハイスクール *4の取組等を推進し、地域の産業界や大学、研究機関等と連携を図り、最先端の科 学技術を学ぶ機会の充実に努め、技術者や科学者等を志す人材の育成を図ります。

取組2-2 参加体験型学習やコンクール等の取組の充実

○ 大学や関係機関と連携し、参加体験型学習や科学研究に関するコンクール等の取組を行うなど、自然の事物・事象に興味・関心を持った子供たちを育てるため、科学技術教育の充実を図ります。

^{*3} **ALT (Assistant Language Teacher)**: 小学校の外国語活動や、中学校及び高等学校等の外国語の授業で教員を補助する外国人等。

^{*4} スーパーサイエンスハイスクール:科学技術系人材の育成のため、独自のカリキュラムによる授業や、大学・研究機関などとの連携、地域の特色を生かした課題研究などを推進する学校として文部科学省が指定した高等学校等。

取組2-3 トップ人材の研鑽の場の充実

○ 学校教育の枠を越えた内容を体験できる、科学の甲子園や科学オリンピックへの 参加を促し、レベルの高い協働的な学びを体験することで、世界で活躍できるリー ダーやイノベーター*5等の人材の育成を図ります。

3 持続可能な開発のための教育(ESD)の推進

気候変動等の環境問題をはじめ、現代社会における地球規模の様々な課題を自らに関わる問題として主体的に捉え、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらす、持続可能な社会の創り手を育むESDの推進を図ります。

取組3-1 教育活動全体を通じたESDの推進

○ 各学校において、各教科や総合的な学習(探究)の時間等をはじめ、教育活動全体を通して、社会とのつながりを意識した、学習者を中心とした主体的な学びの機会を充実することで、SDGsの実現に貢献するESDの充実を図ります。

取組3-2 環境教育の推進

- 持続可能な社会の構築を目指して、家庭や地域と連携しながら、自然環境に対する責任と役割を理解し、地域における持続的な自然環境保全に参画する態度や環境 問題解決のための能力の育成を図る教育の推進に努めます。
- 関係機関と連携し、各学校の教員を対象とした研修を行い、自主的・積極的に 環境保全活動に取り組む態度を育成するなど、環境教育の推進を図ります。

^{*5} イノベーター:社会や会社、身の回りのコミュニティに対して、自分自身が変えたい、新しく開拓したいと思ったことに、新しいインパクトを与えながら、よりよい方へ改革していく先駆者のこと。

ESD「持続可能な開発のための教育」

(Education for Sustainable Development)



SDGs「持続可能な開発目標」

SUSTAINABLE DEVELOPMENT









































- ESDは、SDGsの目標4「すべての人に包摂的かつ公正な 質の高い教育を確保し、生涯教育の機会を促進する」のターゲッ ト4.7に位置付けられました。
- ESDはSDGsのターゲットのIつとして位置付けられてい るだけでなく、SDGsのI7全ての目標の実現に寄与するもの であることが第74回国連総会において確認されています。

「目標4 ターゲット4.7]

2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、 平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発 への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及 び技能を習得できるようにする。 (出典及び抜粋:文部科学省他)

基本目標3 ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成

施策9 キャリア教育・職業教育の推進

課題及び今後の方向性

- 複雑化・多様化する現代の社会の中で、児童生徒の勤労観や職業観の確立、社会人・ 職業人としての基礎的・基本的な資質能力の育成が課題となっており、各学校段階にお ける一貫した取組や地域産業界等と連携した体験的・実践的な取組の充実が不可欠です。
- 地域社会や地域産業を担う人材の育成のため、産業界や各種団体、関係機関等との連携を図りつつ、職業教育の充実に努めます。
- これからは I C T をはじめ、 A I やロボット技術など幅広い分野において技術革新が 進展すると予想されており、本県の将来の産業を支える最先端の知識・技術を有した次 代の産業を担う人材の育成が求められています。
- 産業界や関係機関との連携を図ることで県内就職率は着実に上昇していますが、依然 として多くの高校卒業生が県外に流出しており、高校生に本県で働くよさを更に知って もらう必要があります。

施策の内容と主な取組

I 児童生徒の発達を重視したキャリア教育の推進

子供たちが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成する取組を通じて、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア教育を推進します。

取組 | - | 各学校段階に応じながら接続したキャリア教育の推進

○ 子供たちの学びや成長の過程を意識しながら各学校段階に応じて、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力(基礎的・汎用的能力)を育成するとともに、キャリア・パスポート*Iを活用するなど、小学校から高等学校段階までの I 2年間を接続させたキャリア教育を推進します。

取組 1-2 キャリア教育支援センター*2や高等教育機関との連携

○ 各学校がキャリア教育を更に推進するために、キャリア教育支援センターや高等 教育機関との連携を推進するとともに、教職員に対する校内研修の支援や合同研修 会の実施、児童生徒に対する実践的なキャリア教育支援プログラムの充実・強化を 図ります。

取組 I-3 学校種を超えたキャリア教育プログラムの実践

○ 県教育委員会が、県キャリア教育支援センター・各市町村キャリア教育支援セン ターと協働し、異校種が合同して行うキャリア教育プログラムの実施を推進します。

2 家庭・地域と連携・協働したキャリア教育の推進

子供たちが自ら将来像を描き、夢に向かって成長していけるよう、キャリア教育 支援センターの充実を図りつつ、学校と家庭・地域や産業界などが連携・協働して、 体験的・実践的なキャリア教育の推進を図ります。

取組2-1 産学官・地域・家庭が連携・協働したキャリア教育の推進

○ 産学官や地域、家庭等と連携・協働し、地域の大人が子供たちに、働く喜びや 苦労、自分自身の生き方等について語る「よのなか教室」などの場を通して、自分 の生き方をはじめ、地域の魅力や社会とのつながりについて考えることができるキャリア教育の推進を図ります。

取組2-2 勤労観・職業観等の価値観の形成・確立につながる様々な体験の推進

○ 身の回りの仕事への関心や働くことへの意欲を高め、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成するために、小・中学校等において、地域で働く人々による授業、職場見学や職場体験などの体験的な活動の推進を図ります。

^{*}I **キャリア・パスポート**:児童生徒が、キャリア教育に関わる諸活動における自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。

^{*2} キャリア教育支援センター:地域(県及び市町村)におけるキャリア教育推進の中核となる組織。学校等に対して、研修の支援や「よのなか教室(職業人講話等)」実施の支援、情報提供等を行い、学校と地域・企業等が連携したキャリア教育を推進するため、各種のコーディネート機能を担う。県キャリア教育支援センターでは、各市町村におけるキャリア教育支援センターへのサポートや立ち上げの支援も行っている。

取組2-3 地域連携担当教職員と地域学校協働活動推進員の連携

○ 公立学校側の窓口となる地域連携担当教職員と地域と学校のつなぎ役である地域 学校協働活動推進員(地域コーディネーター)の連携体制の推進を図り、地域学校 協働活動の充実によるキャリア教育の推進を図ります。

取組2-4 アシスト企業*3の活用促進

○ 子供たちへのキャリア教育の機会が充実するよう、専門知識、技術、人材等を有 し、出前授業や職場体験学習等を提供するアシスト企業の活用を促進します。

3 時代の変化に対応できる職業教育の推進

本格的な人口減少社会の到来やグローバル化の進展、加速する技術革新など様々な課題や情勢の変化等の中で、次代の産業を担う人材が求められています。そのため、地域、産業界との協働体制づくりを進め、専門高校の機能の強化や社会とつながる学びの推進に取り組みます。

取組3-1 農林水産業やものづくり産業の人材育成の推進

○ 各種団体や関係機関等と連携・協働し、農林水産業やものづくり産業の発展に貢献できるグローバルな視点を持った人材の育成に取り組みます。

取組3-2 社会や産業の変化に対応した教育内容の充実・推進

○ デジタル化に対応した産業教育設備を活用し、必要な知識・技術を習得させることで、産業界のDXに対応できる人材の育成に取り組みます。

取組3-3 主体的な学びの実現に向けた課題解決型学習の充実

○ 新たな価値を創造する力を身に付けるため、最先端の知識・技術を学ぶ機会をつくり、地域の課題や情勢の変化に対応できる課題解決型学習の充実に取り組みます。

^{*3} アシスト企業:企業がもつ専門性や人材などの豊富な教育的資源を、学校・家庭・地域のニーズに応じて提供する本県の登録企業。

4 高校生の就職支援の充実

急速に変化する社会で、専門の人材不足や労働生産性が低迷する中にあっても、本県の高校生が未来への希望を持ち、社会に貢献できるよう就職支援の推進に取り組みます。

取組4-| 高校生の就職支援の推進

○ 産業界や関係機関との連携を密にし、変革の進む社会の発展を支える人材を育成するため、キャリア教育の充実に取り組みます。

取組4-2 持続可能な社会の発展を生み出す職業教育の充実

○ 職業教育を主とする学科を設置する高校において、地域産業界や関係機関等からの支援・協力を得ながら専門的な知識・技術を身に付けることにより、職業教育の更なる充実に取り組みます。

取組4-3 県内就職に対する理解の促進

○ 高校生はもとより、高校生の進路決定に大きな影響のある保護者や教職員に対しても、県内企業の魅力や本県で働くよさといった県内就職に対する理解の促進に取り組みます。

取組4-4 高校生の早期離職対策の充実

○ 外部人材を活用するなどして産業界や関係機関との連携を密にし、変革の進む 社会の発展を支える人材を育成するとともに、早期離職対策に取り組みます。

基本目標4 スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりの推進

施策10 幅広い世代でのスポーツの推進

課題及び今後の方向性

- 運動・スポーツを週 I 回以上行っている県民の割合は上昇傾向にありますが、スポーツ参画人口の拡大に向け、日常生活の中で運動やスポーツをする機会を提供する必要があります。
- 県民誰もがスポーツを楽しむことができる環境を整えるため、年齢や性別、障がいの 有無等にかかわらずスポーツを実施できるよう、市町村やスポーツ関係団体と連携して 取り組むことが大切です。
- スポーツによる地域活性化については、充実したスポーツ施設やスポーツキャンプ、 合宿等の受入ノウハウの蓄積等により、これまで着実に成果を上げていますが、スポー ツランドみやざきの更なる魅力向上に向けた取組が求められています。
- 第8 | 回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会に向け、宮崎県競技力 向上基本計画及び第26回全国障害者スポーツ大会に向けた選手等活躍支援計画に基づ いた取組を進めています。

施策の内容と主な取組

J 多様な主体によるスポーツの推進

「II30県民運動*I」や各種大会の開催・支援など、様々な形でスポーツへの参加を促します。また、総合型地域スポーツクラブ*2の育成・支援や、スポーツを支える人材の育成を図り、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域でスポーツをする環境を整備します。

取組 | - | 誰もが身近な地域でスポーツを楽しむ機会の創出

- 「 | | 3 0 県民運動」による「 | | 3 0 体操」や「 S A L K O*3」の普及・啓発 を図るとともに、市町村やスポーツ関係団体と連携し、県民総合スポーツ祭や各種 スポーツ教室等を開催するなど、県民のスポーツ実施率の向上に取り組みます。
- 運動・スポーツに親しむ子供たちを育成するため、指導者を対象とした研修会等 を開催するとともに、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等におけるスポ ーツ機会の充実に向けた取組を支援します。
- スポーツ実施率が低い傾向にある、働く世代や子育て世代、女性を中心に、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、県民誰もが楽しむことができる地域スポーツの取組を支援し、スポーツによる健康増進、生きがいづくりを推進します。
- 宮崎ねんりんピックをはじめとする、高齢者が自主的に取り組むスポーツイベントを支援します。

取組 I-2 スポーツネットワーク体制の強化

- 県民がスポーツに興味・関心を持ち、スポーツの習慣化につながるよう、市町村 や福祉・医療の関係機関等と連携し、魅力あるスポーツ関連事業を展開できる環境 づくりを進めます。
- 総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度の効果的な運用を目指し、中間支援 組織の取組を支援するとともに、地域におけるスポーツ環境の持続的な発展に向け、 市町村と連携して登録クラブの質的充実を促進します。

^{*|} **| | 3 0県民運動**:読み方は「いちいちさんまる」県民運動。県民の運動実施率の向上を図るため、「|週間に | 回以上、3 0分以上は運動・スポーツをしましょう」を合い言葉として推進している県民運動。

^{*2} **総合型地域スポーツクラブ**:幅広い世代の人々が、各自の興味・関心、競技レベルに合わせて、様々なスポーツ等に触れる機会を提供する地域密着型のスポーツクラブ。

^{*3} **SALKO**: 県が公式に運用しているスマートフォンを使ったウオーキングアプリ。県民総参加型のスポーツとして、県民にウオーキングを広く普及し、日常生活の一部に定着させることを目的として、本県が独自に開発した。

取組 I - 3 スポーツを支える人材の育成

- 総合型地域スポーツクラブのスタッフ等を対象とした研修会の開催や先進県への 派遣を通して、スポーツ参画人口の拡大に努める人材の育成を支援します。
- 地域スポーツのコーディネーターとしての役割が期待される市町村スポーツ推進 委員の資質向上を目的とした研修会等の開催を支援します。
- 地域住民の多様なニーズに応えられる指導者やボランティア、公認スポーツ指導 者等の養成・確保に向けた研修会等を実施します。

2 共生社会の実現に向けたスポーツの推進

障がい者スポーツを推進するため、障がい者スポーツ指導員やスポーツ推進委員等との連携を図りながら、各種スポーツ活動の充実や指導者の育成を図るとともに、 障がいの有無等にかかわらず、様々な立場・状況の人と「ともに」スポーツを楽しめる環境を整備し、スポーツによる共生社会の実現を目指します。

取組2-1 障がい者を対象としたスポーツ活動の充実

- 県障がい者スポーツ大会の開催及び全国障害者スポーツ大会への選手派遣を通して、障がい者を対象にスポーツの普及を図るとともに、スポーツ関係団体が行う 障がい者スポーツに関する取組を支援します。
- 障がい者スポーツの普及・定着のために、市町村や障がい者スポーツ指導員、競技団体、福祉施設職員等と連携し、障がい者スポーツ大会及び各種教室を計画的 に開催します。

取組2-2 障がい者スポーツ指導者の育成

- 障がい者スポーツ初級指導者養成を行い、宮崎県障がい者スポーツ指導者協議 会の活動を支援するなど、人材の育成に取り組むとともに、障がい者スポーツ指導 者の派遣を推進します。
- 各種障がい者スポーツ大会や研修会へ指導者を派遣し、全国大会や九州大会の参加経験が豊富な指導者と情報共有や研修内容の伝達講習等を通じて、障がい者スポーツ指導者の資質向上を図ります。

取組2-3 障がいのある人とない人が「ともに」行うスポーツの推進

- 総合型地域スポーツクラブにおいて、障がいのある人とない人がともにスポーツをすることができるメニューの新設に関する取組を推進します。
- 年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で参加できるスポーツ教室の開催に関する取組を推進します。

3 スポーツによる地域活性化

本県が長年取り組み、本県観光の強みとなっている「スポーツランドみやざき」を更に推進するため、ブランドカの向上をはじめ、キャンプ・合宿・イベントの全県化・通年化・多種目化や、本県ならではのスポーツツーリズム*4の推進、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の本県開催を契機とした地域スポーツの振興などにより、地域の活性化を図ります。

取組3-1 スポーツによる地域経済の活性化

- 国内外代表チームやプロチームのスポーツキャンプ・合宿の誘致及び国際的なスポーツイベントの誘致・開催による「スポーツの聖地宮崎」としてのブランドカ 向上を図ります。
- スポーツキャンプ・合宿及びスポーツイベントの全県化・通年化・多種目化により、経済効果の波及を図ります。
- 本県ならではの快適な環境を生かしたゴルフやサーフィン、サイクリングなど、「する」スポーツによるスポーツツーリズムを推進します。

取組3-2 スポーツ環境の整備

- 第8 | 回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会に向けた取組を通して、市町村やスポーツ競技団体と連携しながら、地域スポーツの普及・振興を図ります。
- 第8 | 回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会に向けた着実な準備 を進めるとともに、現有スポーツ施設の適切な維持管理やその利用促進を図ります。
- 屋外型トレーニングセンターなど、トップアスリート*5に対応可能なトレーニング環境を備え、全国レベルの大会にも対応したスポーツ施設の整備促進を図ります。
- スポーツメディカル*6をはじめとしたスポーツキャンプ・合宿の受入体制の充実 ・強化を図ります。

^{*4} スポーツツーリズム:スポーツ大会・合宿・イベント等への参加や観戦を目的として地域を訪れたり、地域資源とスポーツが融合した観光を楽しんだりすること。

^{*5} トップアスリート:オリンピック選手など、スポーツ選手の中でも特に一流選手として認められる者。

^{*6} スポーツメディカル:スポーツ外傷・傷害の早期発見や予防を行うこと。

4 国スポ・障スポ大会に向けた競技力向上

第8 | 回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会を見据え、全県を挙げた組織体制の整備・強化やアスリート雇用の受け皿づくりを進めるとともに、選手の発掘・育成・強化や一貫指導体制の確立、優秀指導者の養成・確保、環境条件の整備などの取組を推進することにより、全国大会や国際大会で活躍できるトップアスリートを育成します。

取組4-1 推進体制の整備・充実

- 競技力向上対策を効果的に実施するために必要となる、全県を挙げた組織体制の 整備・充実を図るため、アスリートの雇用の受け皿づくりや会場地市町村、競技 団体、学校体育団体との連携強化を進めます。
- 障がい者スポーツに関わる支援者等の確保や一般スポーツ競技団体と連携した取組を推進するとともに、競技種目の特性や障がい種別に配慮した支援や個に応じた幅広い支援に取り組みます。

取組4-2 選手の発掘・育成・強化

- 本県選手団の更なる強化を図るため、第8 I 回国民スポーツ大会開催時に少年・成年種別の主力となる世代の強化や、未普及競技の育成・強化、有望選手の確保などの取組を推進し、全国大会や国際大会で活躍できるトップアスリートを育成します。
- 第26回全国障害者スポーツ大会に向け、児童生徒や社会人を対象とした体験会 や競技会を定期的に開催し、選手の発掘・育成を図り、大会後も継続してスポーツ に取り組む選手・指導者及び持続可能なチームづくりを進めます。

取組4-3 指導体制の充実・強化

- ジュニアから成年までの一貫した指導体制を確立するため、優秀指導者の確保 や指導者間のネットワークの構築、全国トップレベルの指導者を招へいするなどの 取組を推進し、指導体制の充実・強化を図ります。
- 第26回全国障害者スポーツ大会に向け、障がい者スポーツ指導者を大会や研修 会等へ派遣し、指導力の向上を図る取組を推進します。

取組4-4 環境条件の整備

- 競技力向上対策を効果的に進めるため、スポーツ医・科学サポートや、体育施設 ・競技用具の整備などの取組を推進し、練習環境の整備・充実を図ります。
- 障がい者スポーツに係るネットワーク化の充実や活動拠点・用具の整備・拡充な ど、障がい者スポーツの環境整備を進めます。

基本目標4 スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりの推進

施策 | | 児童生徒の健やかな体を育む体力・健康づくりの推進

課題及び今後の方向性

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査(令和4年度)によると、「平均値が全国平均 以上の調査項目の割合」はおおむね良好な結果を示していますが、全体的には体力低 下の傾向にあります。
- 生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続するための 資質と能力を育成するため、学校における体育・スポーツ活動に係る取組の充実を図 る必要があります。
- 児童生徒を取り巻く健康に関する問題は、心の健康や性に関するものなど複雑化・ 多様化しています。また、食生活の変化に起因する児童生徒の健康課題も少なくない 状況にあります。
- 生涯にわたって主体的に健康な生活を送ることができるよう、家庭や地域、関係機関などと連携しながら学校における健康教育及び食育の充実を図ることが必要です。

施策の内容と主な取組

| 学校体育の推進

生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続する資質・能力を育成するため、体育・保健体育の授業の充実を図るとともに、学校における体力つくりの推進及び運動部活動の適切な運営に向けた取組の充実を図ります。

取組 | - | 体育・保健体育の授業の充実

- 体育・保健体育の授業の充実を図るため、小学校体育専科教員の配置や体育振興 指導教員の派遣等の取組を推進します。
- 各学校の体育主任及び保健体育担当責任者等を対象とした研修会や県内の教員等 を対象とした指導者養成研修会、授業研究会を開催し、体育・保健体育の授業の充 実を図ります。

取組 I-2 学校における体力つくりの推進

- 児童生徒が楽しいと感じ、意欲的に活動する体育・保健体育の授業実践を通して、 体力を高めるための取組を推進します。
- 児童生徒の体力の向上を図るために、各学校が作成した体力向上プランに基づく 計画的な授業づくりや授業外における実践、体力つくり優良校の表彰などの取組を 推進します。

取組 1-3 運動部活動の適切な運営

○ 成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるよう、部活動の適切な活動時間及び休養日の設定を行い、合理的でいる。 でかつ効率的・効果的な活動を推進します。

2 健康教育・食育の推進

健康に関する知識を身に付け、生涯にわたって主体的に健康な生活を実践することのできる資質や能力を育成するため、家庭や地域、医療機関などと連携しながら、学校における健康教育の充実を図ります。また、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健やかな心身を育むため、家庭や地域などと連携しながら、食に関する指導の充実に取り組みます。

取組2-1 健康教育の推進

- 性に関する指導やがん教育などに関して、学習指導要領に基づき、学校教育活動 全体を通じた体系的な保健教育のための資料を作成します。
- 各学校に専門医を派遣するとともに、性に関する相談窓口を設置することにより、 児童生徒が抱える健康課題に対して、児童生徒のほか保護者や教職員が個別に対応 できる体制づくりを進めます。

取組2-2 食育の推進

- 栄養教諭*I等を中心とした食に関する指導の推進体制を整備するとともに、食育に関するモデル校を指定し、実践研究を促進します。
- 食への関心・意欲、食に対する感謝の気持ちや実践力を高めるために、家庭・地域等との連携を図り、「みやざき弁当の日*2」を含めた様々な取組を推進します。
- 食生活における現状を知り、改善策を学び、実践するためのイベントを開催し、 肥満や偏食等の食に関する健康問題の解決に取り組みます。

^{*|} 栄養教諭:児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる教職員のこと。

^{*2} みやざき弁当の日:児童生徒の食への関心・意欲、食に対する感謝の気持ちや実践力を高めるための取組。

基本目標5 生涯を通じて学び、文化に親しむ社会づくりの推進

施策12 生涯学習の推進

課題及び今後の方向性

- Society5.0の到来、デジタル化の急速な進展、新型コロナウイルス感染症への対応など、社会が急速な変化を続けており、社会的な課題の解決に向けて生活基盤を確かなものとする上で、学校教育以外の学びの重要性が再確認されています。
- 人生 I O O 年時代において、生涯を通じたウェルビーイングの実現に向け、子供や若者、社会人、高齢者、障がい者など県民一人一人が、生涯学習を通じて自らを向上させたり、地域社会へ貢献したりしていくことが求められています。
- 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向け、いつでもどこでも誰でも学べる 生涯学習推進体制の充実に努めるとともに、地域における教育力の向上を図るため、 社会教育の充実に取り組む必要があります。

施策の内容と主な取組

L 生涯学習推進体制の充実

人生 I O O 年時代の到来に向けて、一人一人の学ぶ時期や進路が複線化する人生のマルチステージに対応するために、生涯にわたって学習を行い、学習したことにより得られた経験や知識等を生かして、地域社会に貢献することのできる「生涯学習社会」におけるウェルビーイングの実現に努めます。

取組I-I 関係機関との連携の推進

○ 多様化する県民の学習ニーズに応えるため、関係機関や市町村、企業、高等教育機関、NPO等との連携を図りながら、生涯学習関連の情報収集に努め、「みやざき学び応援ネット*I」等を活用した情報提供の充実に努めるとともに、携帯端末でも利用可能な環境を推進します。

^{*|} みやざき学び応援ネット:県生涯学習課のホームページ。生涯学習に関するイベントや講座、講師等の情報を提供している。

○ 学ぶ意欲を持つ社会人が自ら研鑽できるよう、市町村や社会教育関係団体等と連携して生涯学習における研修等の機会や情報発信を行い、生涯学習におけるリカレント教育の一助となる役割を担います。

取組 I-2 障がい者の生涯学習の推進

○ 障がい者の生涯学習支援体制を構築したり、市町村行政と民間団体の協働による 障がい者も参加できる公民館講座を実施したりするなど、障がいの有無にかかわら ず共に学び、生きる共生社会の実現を目指した取組の充実を図ります。

取組 1-3 地域社会の担い手を育成する人材づくりの充実

- 社会教育指導者育成の必要性について広報・啓発を図り、指導者の確保に努める とともに、生涯学習の充実を図るため、市町村担当を対象としたニーズに応じた研 修等の充実に努めます。
- 地域の社会教育活動を支える社会教育主事及び社会教育士の配置促進を図るとと もに、様々な取組や関係団体・世代間をコーディネートする人材の育成及び資質の 向上を図ります。

2 社会教育の充実

地域の社会教育関係団体をはじめ、多様な主体とより積極的に連携して取組を進めていくとともに、社会的包摂の実現や地域や家庭で共に支え合う社会の実現に向けて、県民がより主体的に学べる学びの拠点として社会教育施設の機能の充実を図ります。

取組2-1 社会教育関係団体との連携強化

○ 市町村と連携し、社会教育関係団体をはじめ、企業、NPOなど、多様な主体が参加・参画できる社会教育活動の場を提供することにより、各団体間のネットワークを構築し、地域における社会教育活動の充実を図ります。

取組2-2 社会教育施設の機能の充実

- 県民の生涯学習を更に推進するため、全ての県民が、生涯を通じて自然・歴史・ 文化・芸術に親しむとともに、主体的に学べるよう、図書館、博物館、美術館等に おける機能の充実とサービスの向上に計画的に取り組みます。
- 市町村や県公民館連合会と連携し、地域住民にとって最も身近な学習拠点であり、 多様な学びの機会の提供や、住民相互が学び合う交流の場、地域コミュニティ拠点 形成の場として重要な役割を果たす公民館の機能の充実を支援します。

基本目標5 生涯を通じて学び、文化に親しむ社会づくりの推進

施策13 文化の振興

課題及び今後の方向性

- 文化は、生きる喜びをもたらし、創造性と郷土愛を育み、人と人とのつながりや 互いに理解し尊重する場を提供する県民共有の財産です。そのため、年齢や障がいの 有無、居住する地域などにかかわらず、県民誰もが文化に親しむことができる地域社 会を目指していくことが重要です。
- 神楽や神話など長い歴史と豊かな風土に培われた宮崎ならではの文化資源を生か し、地域ごとに特色ある文化活動・交流を充実させるとともに、より多くの県民が文 化に興味と関心を持ち、理解を深められるような環境・人づくりが求められます。
- 県内各地に存在する特色ある文化資源を将来に向けて保存・継承していくためには、担い手の確保・育成や環境整備、文化財の調査や指定等を推進するとともに、これらに資する文化資源の活用などにも努めていくことが重要です。
- 全ての県民が多彩な文化芸術に親しむ礎を築くため、全ての校種において児童生 徒の文化芸術体験活動を充実させ、感動や楽しさを味わうことのできる芸術鑑賞や体 験活動の機会を創出する必要があります。

施策の内容と主な取組

I 県民誰もが文化に親しむ機会の充実

県民が文化に親しむことができるよう、鑑賞・学習、創作・発表等の機会の拡充 や、児童生徒が学校や地域の中で文化に触れる機会の拡充を図るとともに、文化を 通じた地域間の交流や多様な分野との連携を推進します。

取組I-I 鑑賞・学習機会の充実

- 宮崎国際音楽祭など質の高い優れた芸術に触れる公演や美術展の開催、身近なところで文化に親しむためのアウトリーチ活動*Iを行うなど、県民が様々な形で鑑賞する機会や、歌人による講演会など短歌に親しむ機会の提供に努めます。なかでも児童生徒の豊かな感性や創造力を文化芸術の面から育むため本物の文化芸術の鑑賞や体験機会の充実を図ります。
- 郷土の歴史・偉人や様々な文化を、県民が生涯を通じて学習できる機会の充実を 図ります。

取組 I-2 創作・発表機会の充実

○ 文化活動を行っている個人や団体、児童生徒等の創作意欲を高めるため、音楽祭 や美術展の開催、文学賞の支援など、文化活動の成果を発表する機会の充実を図り ます。また、障がいのある人の個性と能力の発揮、共生社会の実現のため、活動内 容に応じた支援を行います。

取組 I - 3 文化による交流の推進

○ 文化を通じてお互いの文化活動や地域の歴史、風土について理解を深めるため、本県の文化の魅力を広く発信するとともに、文化を通じた地域間の交流や、多様な分野との連携を推進します。

2 文化活動を支え育む環境の整備

文化施設の機能の充実や文化団体等への活動支援、担い手の育成などを通し、県 民の文化活動を支える環境整備を推進します。

取組2-| 文化活動を担い・支える人材の育成

○ 将来性のある若手芸術家の支援や専門家による研修事業の実施など、文化活動を 担い、支える人材の育成・確保に努めます。

取組2-2 多様な主体への活動支援、相互の連携・協働体制の整備

○ 文化団体や文化に関心のある個人による多彩な文化活動を一層促進していくための支援を推進するとともに、県民の文化活動をより一層活性化するため、文化政策の執行を担う専門組織を設置し、県民の文化活動の支援や各種研修事業の実施、行政や文化施設、文化団体等とのネットワークの構築を行います。

^{*|} **アウトリーチ活動**:「手を伸ばす」という原語から転じて、文化面では、日ごろ、文化に触れる機会の少ない人々や関心が薄い人々に働きかけ、文化活動を提供していくこと。

取組2-3 文化施設の機能の充実・活用の促進

○ 文化に関する各分野における鑑賞・学習・交流・連携など、文化を育む拠点としての機能の充実を図り、県民にとってより身近で活用しやすい施設づくりに努めます。

取組2-4 県民の顕彰

○ 文化の振興等に関して顕著な功績があると認められる個人や団体に対し、その功績をたたえるため宮崎県文化賞や地域文化功労者表彰などの顕彰を行います。

3 文化資源の保存・継承・活用

長い歴史と豊かな風土に培われ、これまで大切に守り伝えられてきた文化資源を将来に保存・継承していくため、担い手の育成や多様な情報の発信に努めるとともに、新たな文化財指定や世界ブランド*2を目指す取組と様々な分野での活用を推進します。

取組3-1 文化資源の保存・継承を担う人材や団体の育成・支援

- 民俗芸能保存団体や文化財愛護少年団等への助成を行うなど、文化資源の保存・ 継承を担う人材や団体を育成し支援します。
- 文化財の維持管理・整備等への助成や地域の文化資源を活用した展示会や講座、 民俗芸能の公演等を積極的に開催し、県民の文化財への理解を深めるとともに、文 化財を後世に守り伝える意識の醸成に努めます。
- 文化財防火デー等を活用した文化財保護についての普及啓発活動を推進します。

取組3-2 文化資源に関する多様な情報の発信

○ 「みやざき文化財情報*3」や「みやざきデジタルミュージアム*4」、「神話のふる さと宮崎」、博物館等のホームページやSNSなどをより一層充実させ、本県の歴 史や自然、様々な文化資源に関する情報の発信に努めます。また、多言語化を推進 することで、より多くの方が手軽に活用できる環境を整えます。

^{*2} 世界ブランド:世界農業遺産、ユネスコ無形文化遺産、ユネスコエコパーク、世界ジオパークなど、世界的な認証機関による認定をうけたもの。

^{*3} みやざき文化財情報:県内の国指定及び登録文化財、県指定文化財の情報や所在地図等をインターネットを通して情報提供している。

^{*4} **みやざきデジタルミュージアム**:博物館等の所蔵資料など、ふるさと文化に関わる本県独自の素材をデジタル画像 化・データベース化し、インターネットを通して情報提供している。

取組3-3 文化資源の掘り起こしや文化財の調査・指定等の推進

○ 県内に所在する様々な文化資源を積極的に調査し、現状の把握と新たな文化資源の掘り起こしを行い、文化財の指定や登録等を推進します。必要に応じて県内外の有識者を招へいし、調査の充実を図ります。

取組3-4 ユネスコ無形文化遺産*5及び世界文化遺産*6登録を目指した取組の推進

- 県内の神楽の調査・研究及び映像等による記録保存と情報発信、神楽の公演等により、その魅力を県内外にアピールするとともに、全国の神楽保存継承団体と一致団結して早期のユネスコ無形文化遺産登録を目指します。
- 世界文化遺産登録も視野に入れた西都原古墳群をはじめとする県内の主要な古墳 群の調査・研究を推進するとともに、大学等との連携講座やホームページ等による 県内の古墳に関する情報発信の充実を図ります。

取組3-5 文化資源の活用

- 「宮崎県文化財保存活用大綱*7」に基づき、市町村の「文化財保存活用地域計画*8」 の作成を支援し、県内文化財の適正な保存と活用を促進します。
- 神楽や西南戦争関連遺跡など、本県ならではの多様な文化資源を活用し、地域づくりや観光による地域の活性化、産業の振興などにつながる取組を推進します。

^{*5} **ユネスコ無形文化遺産**:2003年のユネスコ総会で採択された無形文化遺産保護条約に基づき、口承による伝統及び 表現、芸能、社会的慣習、儀式及び祭礼行事、伝統工芸技術などを対象に登録される。我が国の無形文化遺産とし ては、「能楽」「歌舞伎」「和食」「和紙」「風流踊」などが登録されている。

^{*6} 世界文化遺産:1972年のユネスコ総会で採択された世界遺産条約に基づいて登録されるもので、世界遺産の3種類 (文化遺産、自然遺産、複合遺産)のうちの文化遺産のこと。顕著な普遍的価値を有する記念物、建築物、遺跡、 文化的景観などが対象で、我が国の世界文化遺産としては、「法隆寺地域の仏教建造物」「姫路城」「原爆ドーム」 「富岡製糸場と絹産業遺産群」などが登録されている。

^{*7} **宮崎県文化財保存活用大綱**:文化財保護法に基づき、宮崎県に所在する文化財の保存・活用に関する基本的な方向 性や根本となる重要な事項についてまとめたもの。

^{*8} 文化財保存活用地域計画:市町村に所在する文化財の保存・活用について、各市町村が取り組んでいく具体的な目標や取組の内容についてまとめたもの。

4 学校における文化芸術活動の充実

児童生徒が、優れた文化芸術を鑑賞する機会や文化芸術に触れる機会を創出する とともに、芸術に関わる教員等の指導力の向上や高校生の文化部活動への支援を通 して、情操教育等の充実を図ります。

取組4-1 優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術体験活動の機会の創出

○ 各学校の児童生徒を対象に、優れた音楽、演劇、古典芸能を鑑賞したり、文化芸術に触れる機会を提供し、文化芸術に対する関心を高め、豊かな感性を育むととも に、生涯にわたって愛好する心情や態度を育みます。

取組4-2 芸術に関わる教員等の指導力向上研修の充実

○ 県内の芸術に関わる教員に対して、講師を招いた実技講習会や研修会を実施することにより、教員の指導力を高め、学校における文化芸術活動の質の向上を図り、 生徒の芸術文化を愛好する心情の育成を図ります。

取組4-3 高等学校等における文化部活動の振興

○ 県内の高校生に、文化芸術活動の成果を総合的に発表する機会を提供することにより、参加生徒・学校間・地域の方々との交流を深め、文化芸術活動の推奨と普及、 振興を図ります。

基本目標5 生涯を通じて学び、文化に親しむ社会づくりの推進

施策 | 4 読書県づくりの推進

課題及び今後の方向性

- 県民一人一人が生涯にわたって質の高い学びを重ねていく上で、読書が果たす役割 は極めて重要です。特に子供にとっての読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を 高め、想像力を豊かにするなど、一人一人のウェルビーイングの実現の基盤となります。
- 本県における読書活動状況については、学校においては、学校段階が進むにつれ、 読書離れが進む傾向にあります。また、家庭・地域では、家庭における読書の取組の 二極化や、大人が日常的に読書に親しむための取組の工夫などが課題として挙げられ ます。
- 学校においては、探究的な学びを支える学校図書館の読書環境の整備に努め、また、 家庭・地域においては、各ライフステージにおける読書活動の充実を図り、子供から 大人まで、全ての県民が生涯にわたって読書に親しむ「読書県みやざき」を目指してい くことが重要です。

施策の内容と主な取組

I 学校における読書活動の推進

子供たちが本に親しみ、読書する機会を更に充実させるため、新聞や学校図書館を活用した学習活動の充実を図るとともに、学校・家庭・地域の連携による読書活動の充実を推進します。

取組 | - | 新聞活用の推進

○ 新聞を活用することで、社会への興味・関心を喚起し、様々な出来事を自分事 として捉え、社会に主体的に関わろうとする子供たちの態度を育みます。

取組 I - 2 学校図書館の活用の推進

○ 学校図書館が持つ「読書センター」「学習センター」「情報センター」の各機能 を有効に活用することで、子供たちの自主的、自発的な学習活動の促進や読書活動 の充実を図ります。 ○ 学校図書館の機能が最大限に発揮され、子供たちの読書活動や学習活動が促進されるよう、県立図書館及び関係機関が連携・協力して、学校図書館を総合的に支援する取組の充実・強化を図ります。

取組 | -3 学校・家庭・地域の連携の推進

○ 特色ある優れた読書活動を行っている学校図書館等の情報を、県のホームページ等を通して、県内の各学校や県民に提供することで、教職員の意識や指導力を高め、 家庭・地域と連携した読書活動の推進を図ります。

2 家庭・地域における読書活動の推進

各ライフステージにおける県民の読書活動を推進し、家庭、地域、職場で多様な 読書活動が展開されるよう、家庭や地域における読書の普及や公立図書館の読書環 境の整備・充実を図ります。

取組2-1 家庭等における読書活動の推進

- 「乳幼児」「小学生」「中・高校生」「若い世代」「子育て・就労世代」「高齢者」 の各ライフステージ等に応じた家庭における読書活動の推進に努めます。
- 県が作成した「おすすめの本リーフレット」を配布したり、読書イベントを開催 したりすることで、家庭での読書の普及に努めます。

取組2-2 地域・職場等における読書活動の推進

- 「いつでも」「どこでも」「だれでも」読書ができるように、企業や病院などの身 近な場所に、本を手に取ることができる場をつくり、機運の醸成や普及に努めます。
- 県立図書館において、地域や個人の課題解決につながる情報サービスの提供や電子書籍サービス等の検討、地域資料のデジタル化、資料・情報を活用した主体的な学びの場づくりを通し読書活動の推進を図ります。

取組2-3 視覚障がい者等の読書環境の整備

- 「読書バリアフリー法*I」に関する体制整備を推進するために、公共図書館等の 連携強化や図書館職員の資質向上に努めます。
- 県立図書館において、アクセシブルな書籍*2や様々な読書媒体・端末機器等の貸出、来館が困難な方への宅配サービスなど、利用者のニーズに応じた円滑な図書館利用の支援に努めます。

^{*}I **読書バリアフリー法**:「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」のこと。障がいのあるなしにかかわらず、全ての人が等しく読書を通じて文化的な生活ができる社会の実現に寄与することを目的に、令和元年6月に成立した。

^{*2} **アクセシブルな書籍**:視覚障がい者等が利用しやすい書籍のこと。点字図書、大活字本、録音図書、オーディオブック等がある。

3 読書県づくりの推進体制の充実

県民総ぐるみによる「読書県みやざき」を目指した取組を推進し、県民が生涯に わたって読書に親しむ読書県づくりを推進します。

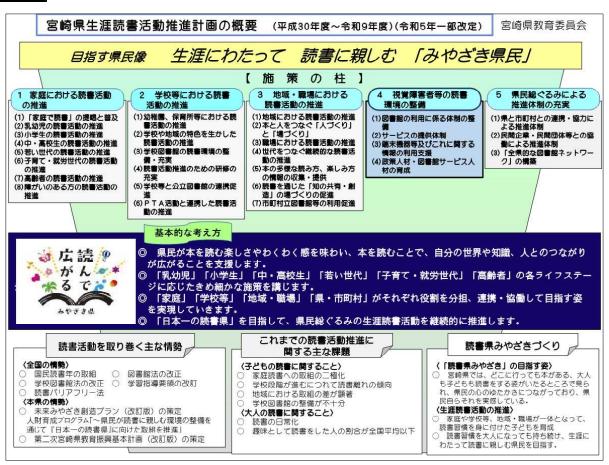
取組3-1 読書県づくりに向けた生涯読書活動の普及・啓発

- 生涯を通じた読書活動が、家庭・学校・地域・職場など県全体で推進されるよう、 市町村や企業・団体等の多様な主体と連携・協働した推進体制づくりに取り組みます。
- 企業や団体等との協働による県民参加型の「読書県みやざきシンポジウム」を開催し、読書活動の普及・啓発に努めます。
- 広く県民に「読書県みやざき」の周知が図られるように、広報・啓発の充実に取り組みます。

取組3-2 図書館ネットワークの充実と図書館職員の専門性向上

- 県立図書館を中心として、市町村立図書館(室)等とのネットワークの充実や図書館相互のサービスの向上を図ります。
- 全県的な読書環境の整備と図書館サービスの充実を図るために、公共図書館等の 職員に対して専門的な研修を行います。

参考



基本目標6 学校業務の改善と教職員の資質能力の向上

施策15 学校における働き方改革の推進

課題及び今後の方向性

- 現在、国において、学校における働き方改革が急速に進められていますが、本県においても、教職員の長時間勤務、中学校・高等学校等における時間外業務時間の部活動指導、児童生徒と接する時間の確保、ワーク・ライフ・バランス*Iを含めた時間管理や健康管理など、多くの課題があり、引き続き改善を図っていく必要があります。
- 学校部活動は、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。しかし、少子化が進展する中、学校部活動をこれまでと同様の体制で運営することが難しくなってきています。また、学校の働き方改革が進む中、専門性や意思にかかわらず教職員が顧問を務める指導体制の継続も困難になっています。

施策の内容と主な取組

I 学校の機能を高めるための学校業務の改善

人材育成の視点から教職員評価制度の活用や人事異動・任用の実施を行うとともに、学校における働き方改革や心身の健康対策を推進することにより、健康で誇りとやりがいをもって能力を発揮できる環境の整備・充実に努め、学校における教育の質の向上と児童生徒の教育の充実を目指します。

取組 | - | 学校の組織力向上のための取組の推進

○ 管理職が学校組織マネジメントや人材育成についての高い意識を持ち、学校の教育的課題解決に組織として機能できるよう研修の充実を図るとともに、主幹教諭や 指導教諭*2等を適正に配置することなどにより、学校の組織力向上を図ります。

^{*|} ワーク・ライフ・バランス:やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

^{*2} **主幹教諭や指導教諭**: 学校の組織力を向上させるため、一定規模以上の学校や学校経営上必要があると認められた 学校に設置した職。主幹教諭は、教頭と主任級の教職員の間に置かれる職で、児童生徒の授業を受け持ちながら、 校務についての指導や指示、意見の取りまとめ等を行う。指導教諭は、専門的な知識や経験を有する指導力の高い 教員から任用され、所属校や地域の教員に対して実践を通した指導・助言を行う。

- スクール・サポート・スタッフ*3や部活動指導員*4、医療的ケア*5を行う看護師などの専門スタッフ等の配置を行うとともに、統合型校務支援システム等のICTを活用し、教職員の事務作業負担軽減等を推進し、学校の組織力向上を図ります。
- 地域や保護者のニーズに対応した教育活動が展開できるよう、共同学校事務室*6 等を活用することで、事務職員の学校運営への参画や事務職員と教師との協働体制 の確立など、学校の組織力の向上を図ります。

取組 | -2 能力を発揮できる環境の整備・充実

- 教職員一人一人が自分の生き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現するとともに、誇りとやりがいを持って能力を発揮できる環境や、授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境の充実を図ります。
- 教職員評価制度における管理職と職員のミーティングやフィードバック、評価結果等を積極的に活用することにより、教職員の人材育成の充実を図ります。
- 教職員の適材適所の配置や、有能な人材を管理職に任用することなどにより、学校の活性化を図ります。

取組 1-3 心身の健康対策の総合的推進

- 教職員の健康と安全を保持する体制の整備を促進するとともに、各種の健康づくり事業の充実や相談事業の実施により、教職員の心身の健康増進を図ります。
- リフレッシュデイ・リフレッシュウィーク*7や学校閉庁日等の設定、部活動の活動時間及び休養日の設定、家庭・地域等との連携による業務の役割分担と適正化への取組などを推進します。

2 部活動の地域移行に向けた環境整備

令和5年度以降の公立中学校における休日の部活動の段階的な地域移行と、地域スポーツ・文化環境の一体的な整備を行い、少子化の中でも将来にわたり、子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上を図ります。

^{*3} スクール・サポート・スタッフ:教員に代わって、授業準備や採点業務の補助、学習プリントや各種資料の印刷・準備、集金、備品教材の管理などを行うことで、教員をサポートするスタッフ。

^{*4} **部活動指導員**:中学校、高等学校等におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(教育課程として行われる ものを除く)である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導や大会への引率などの職務を行う。

^{*5} 医療的ケア: 学校や自宅等で保護者や看護師が日常的に行っている経管栄養、たんの吸引、導尿等の医療行為のこと。

^{*6} 共同学校事務室:複数の小・中学校等が共同で事務・業務を行い、学校全体を取り巻く様々な事務の効率化・標準化を推進するとともに、教育活動への支援を行うことで、きめ細かな学習指導等の充実を図る。

^{*7} **リフレッシュデイ・リフレッシュウィーク**:教職員が勤務終了時刻に一斉に退校する日をリフレッシュデイと呼び、各学校ごとに週 | 回以上設定することとしている。また、教職員の連続休暇の取得を促すために、夏季休業中の | 週間程度を県内一斉のリフレッシュウィークとし、原則、行事等を設定しないようにしている。

取組2-1 学校部活動の適切な運営のための体制整備

○ 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」にのっとり、学校部活動の活動時間及び休養日の設定、大会等の在り方など、 適切な学校部活動の取組に関する「部活動の在り方に関する方針」を策定します。

取組2-2 学校部活動の地域連携

○ 地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、学校と 地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める ために、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、 今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等に関する協議を行う場を設定します。

取組2-3 合同部活動の推進

○ 学校や地域の実情に応じて、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれる ことがないよう、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加するなど、合同部活動 等の取組を推進します。

取組2-4 専門性の高い指導者確保と人材バンク整備

○ 地域の専門性の高い指導者の確保や、人材バンクの整備及び意欲ある教員等の円滑な兼職兼業を検討し、生徒の志向に適したプログラムに適応できるよう、人材派遣体制の在り方や、合同実施の在り方を地域の実情に合わせて段階的に行い、地域への移行を図ります。

参 考



基本目標6 学校業務の改善と教職員の資質能力の向上

施策16 教職員の資質能力の向上

課題及び今後の方向性

- 近年の大量退職・大量採用等による採用倍率の低下や豊富な知識や経験、技能等を 持つベテラン教職員の減少と若手教職員の増加に伴い、学校全体の教育力の低下が懸 念されています。
- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、 子供一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たすために、新たな教職員の学びの姿が求められています。
- 学校における最大の教育環境ともいえる教職員について、多様な専門性を有する質の高い教職員集団を形成するために、優れた人材を確保するとともに、教職員一人一人の資質能力の向上を図るために、養成・採用・研修の一体的な改革に取り組む必要があります。

施策の内容と主な取組

I 優れた人材の確保

教員養成を担う大学との連携強化や採用選考等の工夫・改善により、豊かな人間性と高い専門性を有する優秀な人材や、多様な専門性や背景を持つ人材の確保の充実を図ります。

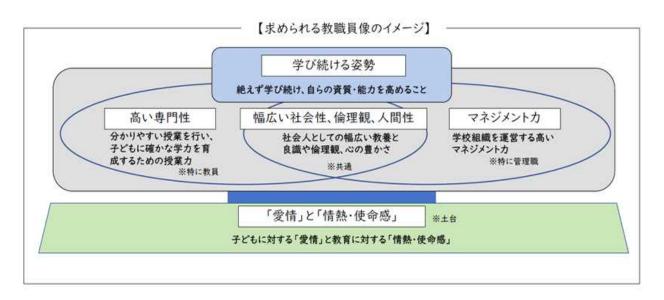
取組 | - | 大学との連携推進

○ 本県の教育的課題の解決を図る実践的指導力のある人材を養成・確保するために、県内大学に所属する教職希望学生に対して学校での体験機会や研修の場を提供したり、教員の養成の在り方や方法等について大学と協議したりするなど、大学と連携強化を図ります。

取組 I-2 採用選考等の工夫・改善

- 採用選考において、豊かな人間性と高い専門性を有する人材に加え、多様な専門性や背景を持つ優秀な教員等を採用するために、採用選考の在り方について工夫・ 改善を加え、よりよい採用選考の充実を図ります。
- 優れた人材を確保するために、中学生や高校生への働きかけや大学への訪問や他 県でのガイダンスの開催等を通して、教員の魅力の発信と本県での教職員としての 仕事のやりがい等について、周知を図ります。

参 考



2 専門性や社会性の向上のための研修の充実

「現場の経験」を重視した学び(OJT*I)と校外研修(Off-JT*2)及び自己 啓発(SD*3)を最適に組み合わせ、教職員一人一人の資質能力の向上を図ります。

取組2-1 教員育成指標*4に基づいた研修の充実

○ 宮崎県教員育成指標に基づいた体系的・計画的な研修の充実を図るとともに、各学校におけるOJTの推進やOff-JTの奨励、SDにおける力量形成を通して、研修の充実を図ります。

^{*}I OJT (On the Job Training): 学校内での日常の職務を通して、教職員として必要な知識や技能、態度等を組織的・計画的・継続的に高めていく取組。

^{*2} Off-JT (Off the Job Training):学校外における研修(県教育研修センター等で行う研修)。

^{*3} SD (Self Development):本人の意思で自分自身の能力向上や精神的な成長を目指すこと。また、そのための訓練。

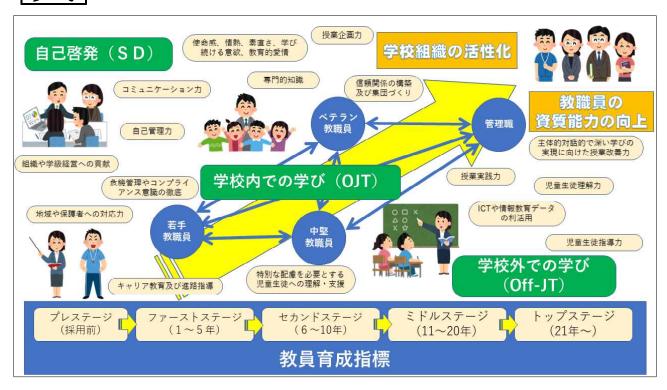
^{*4} **教員育成指標**:教員がキャリアステージに応じて標準的に修得することが求められる能力を明確化したもの。任命権者(教育委員会)は、教員研修に協力する大学等で構成する協議会を組織して協議等を行い、教育委員会と大学等が目標を共有し連携を図りながら、地域の実情に応じて指標を定めることとされている。

○ 教職員が主体的に資質能力の向上に向けて取り組むことができるように、キャリアデザイン*5を意識した研修を計画的に位置付け、その充実を図ります。

取組2-2 優れた教員の指導力を生かした取組の推進

○ 優れた指導力を持つスーパーティーチャー*6等による授業公開や、研究指定校・大学附属園等の公開研究会、その他、県や市町村が主催する研修会等を通して、県内全体における教員の指導力の充実を図ります。

参考



取組2-3 幅広い社会性やマネジメント力等を高める研修の充実

○ 児童生徒一人一人への深い愛情と理解、教育に対する情熱や使命感、幅広い社会性や倫理観、マネジメントカ、豊かな人間性等を高めるための研修を計画的に実施し、その充実を図ります。

^{*5} キャリアデザイン:自らの教職人生における将来の目標やゴールを定め、それを実現するための計画を立てること。

^{*6} スーパーティーチャー: ほかの教員のモデルとなるような優れた教育実践力を持つ教員をスーパーティーチャーとして委嘱し、授業公開等を通して、優れた教育実践や高い指導技術等を県内全域に普及させることを目的とした本県独自の制度。

基本目標7 教育効果を高める体制や環境の整備・充実

施策17 安全・安心な教育環境の整備・充実

課題及び今後の方向性

- 安全で安心な教育環境の整備や、組織的な取組を一層充実させるとともに、安全教育を通じ、児童生徒に、いかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために、自ら適切に判断し主体的に行動する態度の育成に努める必要があります。
- 学校施設等の物的な環境については、子供たちが、安全な施設で安心して充実した 教育が受けられるよう、各学校において安全点検を継続的かつ計画的に実施するとと もに、耐震対策及び老朽化(長寿命化)対策の推進や機能向上など、施設・設備に関 する様々な課題に適切に対応していくことが重要です。
- 今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えた実践的な防災教育を進めていくことや、学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高めることの必要性が指摘されています。

施策の内容と主な取組

子供が自ら安全に行動する力の育成

安全教育を通じ、児童生徒に、いかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で 安心な生活や社会を実現するために自ら適切に判断し主体的に行動する態度の育成 を図り、学校安全の実効性を高める取組を一層推進します。

取組 | - | 自ら適切に判断し、主体的に行動する態度の育成

○ ロールプレイング*Iの導入、安全マップの作成、児童生徒が参加する安全点検な ど、様々な手法を積極的に取り入れ、児童生徒が安全上の課題について、自ら考え 主体的な行動につながるような取組を推進します。

^{*|} ロールプレイング:実際の問題場面を想定し、様々な役割を演じさせることで、問題の解決法を会得させる方法。

取組 1-2 学校における安全に関する教育の充実

○ 児童生徒や学校、地域の実態及び児童生徒の発達の段階を考慮して、学校の特色を生かした安全教育の目標や指導の重点を設定し、各学校において管理職や教職員の共通理解を図りながら、安全教育を積極的に推進します。

2 安全・安心な学校施設の整備

子供たちが安全な環境の中で安心して教育を受けられるよう、学校等の施設・設備の整備・充実を図ります。

取組2-1 老朽化(長寿命化)対策の推進等

○ 県立学校等の施設・設備について、その性能を維持し将来にわたり安全・安心な環境を確保するため、計画的な維持保全による老朽化(長寿命化)対策を推進するとともに、「宮崎県高等学校教育整備基本方針*2」も踏まえ、耐用年数*3を超過する校舎等について再整備等を検討します。なお、再整備の際は、脱炭素社会の実現に向け、木材を利用するなど、地球環境への配慮をした整備に努めます。

取組2-2 非構造部材の耐震対策の推進

○ 県立学校の建物の耐震化、体育館や武道場などの広い空間にある天井や照明等の落下防止対策は完了しているものの、非構造部材の耐震対策については、引き続き取り組む必要があることから、安全点検を継続的・計画的に実施し、一層の推進に努めます。また、市町村立小・中学校等においても、早期に完了するよう、市町村への助言に努めます。

取組2-3 県立学校施設の感染症対策や防災機能の向上

○ 今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、「新しい生活様式」に対応した子供の健康に対する意識の向上を図るとともに、災害時に避難所ともなり得る防災の観点からも、バリアフリーなど衛生環境の整備と防災機能の向上に努めます。

^{*2} **宮崎県高等学校教育整備基本方針**:本県高等学校教育(中等教育学校後期課程を含む)の目指す姿を示すものとして、本県高等学校教育を取り巻く状況を踏まえ、令和3年3月に策定した、令和3年度から令和10年度までの8年間に行う教育環境の計画的な整備の在り方について示す方針。

^{*3} 耐用年数:文部科学省が定める「補助事業等により取得した財産の処分制限期間」。

3 実践的な防災教育等の推進

災害リスクを踏まえた事前防災の体制強化や、児童生徒が将来の地域防災力の担い手となるよう、関係機関等と連携した体験学習、防災訓練等の防災教育を推進します。

取組3-1 災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実

○ 災害リスクを踏まえ、最新のハザードマップ*4を活用した事前防災の体制強化及び、震災等の想定時刻や想定場所を限らない訓練や余震・停電を想定した訓練など、 実践的な防災教育を実施します。

取組3-2 地域の人的・物的資源を活用した社会との連携及び協働

○ 地域の防災リーダーやボランティアなどの人材、公民館における防災講座など の教育資源を活用して、社会との連携及び協働を図ります。

^{*4} ハザードマップ: 地震、洪水、土砂災害など過去の災害のデータや地理情報などを基に、それぞれの地域で起こり うる災害を予測し、被害範囲を地図にしたもの。

基本目標7 教育効果を高める体制や環境の整備・充実

施策18 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

課題及び今後の方向性

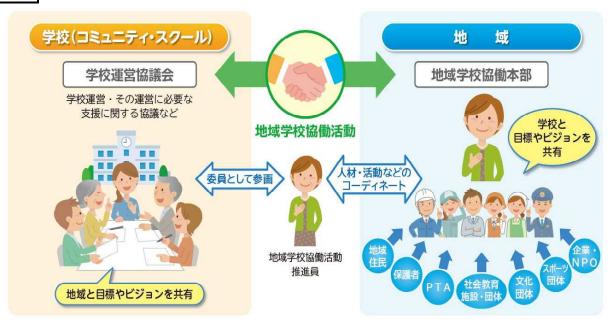
- 学校・家庭・地域が連携を深め、協働して未来を担う子供たちを育むとともに、持続可能な地域づくりにつながる取組を効果的・持続的に推進するための体制づくりや支援の充実を図る必要があります。
- 家庭を取り巻く環境が変化する中、子供を育てる上で不安を感じている保護者を地域ぐるみで支援するとともに、家庭の教育力の向上を図るための家庭教育支援の充実に取り組む必要があります。
- 県教育委員会や学校は、様々な機会・媒体を通じて、教育に関する情報を広く県民 に発信し、教育への協力、支援、参画に向けた県民意識の醸成を図る必要があります。

施策の内容と主な取組

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

地域と学校が目標やビジョンを共有し、地域住民や保護者、NPO、企業等の幅広い参画を得て、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動(地域学校協働活動)が効果的・持続的な取組になるよう努めるとともに、地域学校協働活動を推進する体制(地域学校協働本部)の整備やコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入を一体的に推進します。

参考



(出典及び抜粋:文部科学省)

取組 | - | 地域学校協働活動推進体制の整備

- 地域学校協働活動の推進に向けた市町村への支援として、地域学校協働活動の普及啓発や地域学校協働活動推進員等の人材育成を図る研修会の実施、市町村ごとの課題に応じた研修会への講師派遣等を行います。
- 各市町村の実態に応じ、地域学校協働活動を推進する体制(地域学校協働本部) の整備・充実に努めます。

取組 | - 2 連携推進体制の構築

○ 文部科学省総合教育政策局CSマイスター*Iや各教育事務所の連携推進アドバイザー等との連携を図り、コミュニティ・スクールの導入促進を行うとともに、導入後の伴走支援を行い、地域と学校が一体となった教育活動を推進します。

取組 1-3 多様な主体の参画による連携・協働体制の構築

- 地域において活動する企業・NPO・市民団体等が教育活動に積極的に参画できるシステム(アシスト事業)の普及啓発に努め、地域ぐるみによる教育の推進を図ります。
- 放課後及び休日の子供たちの居場所づくりや、地域住民等のボランティアによる 登下校の安全確保などの体制づくりを推進します。

^{*}I 文部科学省総合教育政策局CSマイスター:コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入及び実践に携わった実績を有する者。文部科学省等からの依頼を受けて、コミュニティ・スクールの導入及び拡充を推進する教育委員会や学校関係者等に対して、推進体制の構築や取組の充実を図り、地域とともにある学校づくりを推進する。

取組 I - 4 地域課題をテーマとした探究的な学びの推進

○ 地域や地元企業、大学や関係機関等との連携を深めることにより、地域の教育資源を生かした探究的な学習や地域課題への取組、商品開発などの具体的・実践的な取組の充実を図り、地域づくりにもつながる学びを推進します。

取組 I - 5 学校評価の推進

○ 全ての公立学校において、学校が自らの教育活動や学校運営の取組について自己 評価を行い、それに対する保護者や地域住民による学校関係者評価を受け、この結果を公表することにより、信頼される学校づくりを進めます。

取組 | -6 学校からの情報提供等の充実

○ 各学校が地域住民や地元企業等に積極的に情報を提供し、情報の共有化を図ることにより、地域とともにある学校づくりに向けた相互理解を図ります。

2 家庭教育支援の充実

子供たちが、基本的生活習慣を確立し、健やかに成長できる宮崎の実現を目指し、家庭を取り巻く地域、学校、企業、行政など、全ての県民で家庭教育を支えていくとともに、身近な地域において保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制整備の促進に努めます。

取組2-1 家庭教育支援体制の整備・充実

- 地域の家庭教育の核となる人材を育成するとともに、学校や福祉部局などと連携して家庭教育支援のネットワークを広げます。
- 家庭教育に関する電話相談や来訪相談の充実を図るとともに、課題を抱える家庭 に対する地域人材によるチーム型支援の普及に努めます。

取組2-2 家庭教育の学習機会の充実

- 保護者をはじめ、家庭を取り巻く地域や学校、企業等、また、青少年が家庭教育について体験的に学ぶ「みやざき家庭教育サポートプログラム」の普及を促進します。
- サポートプログラムの普及を促進するため、公民館講座や家庭教育学級、就学時 健診、職場等の多様な場や、オンライン等の様々な学習形態を活用した学習機会の 拡大を図ります。

取組2-3 家庭における絆づくりと子供の生活習慣づくりに向けた取組の推進

○ 青少年の健全な育成に関して、家庭の役割についての理解や親子の絆を深めるため、県青少年育成県民会議と連携し 「家庭の日 (第3日曜日)の普及」に努めます。

○ 子供たちの生活リズムの向上を図っていくため、県PTA連合会等と連携し「早寝早起き朝ごはん」国民運動やメディアとの望ましいつきあい方など、家庭での生活習慣を見直す取組などを推進します。

3 教育に関する県民意識の醸成

県教育委員会や学校は、様々な機会・媒体を通じて、教育に関する情報を広く県 民に発信し、教育への協力、支援、参画に向けた県民意識の醸成を図ります。

取組3-1 「みやざき子ども教育週間」の実施

○ 学校、市町村及び関係機関が、教育に関する様々な取組を行う「みやざき子ど も教育週間」を実施し、子供の教育に地域が連携して取り組む機運を醸成します。

取組3-2 県民への教育に関する広報・情報提供

○ 広報テレビ番組やSNS等を活用して、教育活動の情報を広く県民に発信し、県 民の教育に対する興味・関心を醸成します。

取組3-3 学校からの情報提供等の工夫・充実

○ 各学校が、様々な機会を通して保護者や地域住民の求める情報を把握し、学校だよりやホームページ等を活用し、日常的に情報を提供するとともに、緊急時にもメール等を活用することで、情報の共有化と相互理解を図ります。

取組3-4 地域の認知度の向上

○ 地域住民や地元企業等との連携・協働により、地域の特徴に応じた地域の担い手として求められる資質・能力を、地域とともに育むことにより、「みやざきで暮らし、みやざきで働く」よさや地域の魅力などの認知度の向上を図ります。

基本目標7 教育効果を高める体制や環境の整備・充実

施策19 魅力ある多様な教育環境の振興・支援

課題及び今後の方向性

- 本県の児童生徒数は年々減少し、令和4年度における I 2学級*Iを下回る本県の公立小学校は約65%、公立中学校は約70%と小規模校が多く、複式学級を有する学校も全体の I 9%を占めています。
- 高等学校等は全国的な進学率が99%に達し、多様な入学動機や進路希望、学習体験など、様々な背景を持つ生徒が在籍しています。
- 多様な教育活動の展開については、学校種間の連携も重要であり、より連続性のある魅力ある教育活動を展開することが求められています。今後も、国の動向を踏まえ、 関係する各種情報の収集や提供等を行い、特色ある校種間連携の支援に努めることが 求められます。
- 本県の私立学校は、建学の精神に基づく個性豊かな教育を実践し、県内高校生の約 3割が就学するなど重要な役割を果たしています。今後もその自主性を尊重しつつ、 県民ニーズ等に応じた魅力ある学校づくりとともに、教育環境の向上及び経営の健全 性の確保が求められています。
- 地方の高等教育機関は、地域社会で活躍する人材の輩出や、地域や産業界との連携 ・協力による地域課題の解決など地方創生に向けた取組において、地域をけん引して いくことが期待されています。

施策の内容と主な取組

Ⅰ 公立小・中・義務教育学校*2の教育環境の充実

小・中・義務教育学校において、へき地・小規模校ならではの「よさ」を生かした 教育活動を国の動向を注視しながら推進します。また、少人数学級や小学校高学年に おける一部教科担任制の実施などを通して、きめ細かで専門的な指導のできる教育環境 の充実を図ります。

取組 | - | 小規模校ならではの「よさ」を生かした教育の推進

○ 地域や学校の特性に応じて、 | 人 | 台端末を効果的に活用しながら、児童生徒一人 一人に対するきめ細かな指導方法の改善を図ります。また、豊かな自然環境を生かし た学習教材の工夫や地域と一体となった教育の推進を図ります。

取組 | -2 教職員の資質向上

○ へき地・小規模校における教育活動の充実を図るため、県が作成した複式学級指導 資料(冊子・DVD)の活用促進や県教育研修センター等における研修の一層の充実 に努めます。

取組 1-3 少人数学級の推進

○ 現在の取組である小学校 I・2年生の30人学級編制及び中学校 I年生の35人学級編制に加え、国の法改正に合わせ、令和7年度までに小学校全学年における35人学級編制による少人数学級を段階的に実施します。

また、今後も国の動向を注視しながら、複式学級や特別支援学級など、更なる学級編制基準の引き下げ及びそれに伴う教職員定数改善を検討します。

取組 | - 4 小学校高学年における一部教科担任制実施への支援

○ 県が作成したリーフレットの活用促進や情報交換会の開催により、県内の先進的な取組 の共有を図り、学校の状況に応じた実践が図られるよう支援に努めます。

取組 | -5 障がいのある児童生徒等に配慮した市町村立学校施設整備への支援

○ インクルーシブ教育システムの構築の観点から、市町村立学校施設のバリアフリー化に向け、設置者である市町村に対し情報提供及び助言に努めます。

^{*2} **義務教育学校**:一人の校長の下、原則として小・中学校の教員免許を併有した教員が、小学校から中学校までの9年間の一貫した教育を行う新たな学校種。

2 県立学校の教育環境の充実

生徒にとってよりよい高等学校教育の質の向上と環境の提供を進め、更に魅力ある 県立高等学校づくりに取り組みます。また、県全体の活力維持や地域バランス、多様 なニーズへの対応を踏まえ、質の保証を図りつつ、高等学校教育を受ける機会の確保 を図ります。

特別支援学校においては、幼児児童生徒のニーズの多様化や各学校の課題の変化等 を踏まえて、教育の改善と教育環境の充実を図ります。

取組2-1 魅力と活力ある高等学校づくりの推進

○ 「宮崎県高等学校教育整備基本方針」と各高等学校のスクール・ミッションを基盤としながら、高等学校教育の質の向上、地域との連携による教育の推進、多様な人材を育むキャリア教育の推進、よりよい教育環境の提供など、「新時代へ向けた宮崎の高等学校教育の創造」を視野に高等学校の在り方の検討を行い、魅力と活力ある高等学校づくりに取り組みます。

取組2-2 定時制・通信制課程における交流活動の充実や生徒支援体制の構築

- 定時制・通信制課程で学ぶ生徒が学校を超えて交流できる機会を創出するため、「生徒 生活体験発表大会」、「文化の集い」及び「スポーツ交流」の場の充実に取り組みます。
- 多様な生徒の学びや一人一人のニーズに対応するため、生徒相談支援員*3の配置やスクールカウンセラーによる定期訪問などきめ細かい教育相談やキャリア教育による生徒支援体制の構築を図ります。

取組2-3 県立学校への生活支援員の配置

○ 県立中学校及び高等学校等に在籍する身体等に障がいがある生徒の学校生活を充実 させるため、生活支援員を配置するとともに、校内支援体制を整えます。

取組2-4 障がいのある児童生徒等に配慮した学校施設の整備

○ インクルーシブ教育システムの構築の観点から、障がいのある児童生徒が支障なく安心して学校生活を送ることができるよう、また、障がいのある教職員等が支障なく安心して職務に専念できるよう、特別支援学校のみならず、学校施設のバリアフリー化に向けた整備を推進します。

^{*3} 生徒相談支援員:県内の5校8課程の定時制・通信制の学校における生徒相談機能を充実させるために配置された 専門資格を持たない支援員のこと。各学校の教育相談部と連携し、多様化する定時制・通信制で学ぶ生徒に寄り添 って相談業務を行う。

取組2-5 特別支援学校における教育環境の計画的な整備

- 「宮崎県特別支援学校教育整備方針*4」に基づき、教室不足の解消、職業教育の 充実、寄宿舎の整備など長期的な視点で、計画的な整備に取り組みます。
- 児童生徒が安心して学校生活が送れるよう、それぞれの障がい種に対応した教育 環境の整備の充実に努めます。

3 学校種間の連携・接続の推進

各市町村教育委員会や学校の取組を支援することにより、小中連携・小中一貫教育の充実を図るとともに、中高一貫校の特色・魅力づくりや、中学校等と高等学校の交流授業などにより、中高連携を推進します。また、各県立学校が行う大学等との取組を生かしながら、高大連携を推進します。

取組3-1 小中連携・小中一貫教育の充実

- 県教育委員会として、文部科学省等の諸機関から提供される義務教育学校や小中連携・小中一貫教育にかかる情報を収集し、市町村教育委員会への提供等に取り組みます。
- 義務教育の充実を図るための県・市町村連絡協議会をとおして、特色や魅力のある 「小中連携・小中一貫教育」について協議等を行うことでその充実を図ります。

取組3-2 中高連携の推進

- 中等教育学校*5や併設型中高一貫教育校*6、連携型中高一貫教育校*7において、それ ぞれの教育課程や指導内容の更なる工夫・改善を図り、特色・魅力づくりを推進します。
- 中高連携の取組として、高等学校が各中学校等で行う高校説明会、高等学校のオープンスクールで行われる体験授業への参加、各種教育で行われる授業研究会への参加及び情報交換など、地域の連携を図った学力向上等の取組を進めます。
- 各県立高等学校が行う各種行事や総合的な探究の時間、キャリア教育活動等を生かしながら、中学校等と高等学校との生徒の交流や教員の連携を図り、中学校等から高等学校への円滑な接続を視野に入れた、様々な取組を推進します。

^{*4} **宮崎県特別支援学校教育整備方針**:本県の特別支援学校の現状と課題に対応するため、令和4年2月に策定した、令和4年度から令和 | 3年度までの | 0年間に行なう教育環境の計画的な整備の在り方について示す方針。

^{*5} **中等教育学校**:一つの学校として、一体的に中高一貫教育を行う学校。6年間の教育課程のうち、前期課程は中学校、後期課程は高等学校の基準を準用するが、中高一貫教育校として特色ある教育課程の編成が可能。

^{*6} 併設型中高一貫教育校:同一の設置者による中学校と高等学校を接続して、中高一貫教育を行う学校。併設型中学校の生徒は、入学者選抜を行わずに、当該の併設型高等学校に入学できる。

^{*7} 連携型中高一貫教育校:設置者が異なる中学校と高等学校を接続して、中高一貫教育を行う学校。市町村立中学校 と県立高等学校等との間でも実施可能な形態で、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める形で一貫教 育を実施する。

取組3-3 高大連携の推進

- 大学と高等学校等との授業における生徒・学生の交流や教員の連携、各県立高等学校等が行う各種行事や総合的な探究の時間、キャリア教育等における高大連携などを生かしながら、高等学校等から大学への円滑な接続を視野に入れた、様々な取組を推進します。
- 宮崎の農業を担う専門的な人材を育成するため、農業高等学校と県立農業大学校が 連携して、一貫性のある教育が行われるよう研究等に取り組みます。

4 私立学校の振興

少子化の進行等に伴い、私立学校を取り巻く環境が変化する中にあって、建学の精神に基づく個性豊かな教育を実践している私立学校の自主性を尊重しつつ、教育環境の向上及び経営の健全性の確保を支援し、保護者負担の軽減を図ります。

取組4-1 私立学校の教育の振興、経営の安定化に対する支援

○ 学校法人の経常的経費(人件費、教育研究経費)に対して補助することにより、私立学校の教育環境の向上、経営の健全性の確保を支援し、保護者負担の軽減を図ります。

取組4-2 私立学校の特色ある取組に対する支援

○ 私立学校が行う特色ある取組に対して補助することにより、魅力ある私立学校づくりを支援します。

取組4-3 私立学校の教育に関する諸問題に対する助言・指導

○ 私立学校の教育に関する諸問題に対して助言・指導することにより、私立学校の教育の適切な実施を支援します。

取組4-4 私立学校教職員の資質向上に対する支援

○ 私学団体が行う教育研修事業に対して補助するとともに、県教育委員会主催の研修 会への私立学校教職員の参加や、私立学校及び私学団体が行う研修会への講師派遣等 により、私立学校の教職員の資質向上と教育水準の向上を支援します。

取組4-5 私立学校教職員の福利厚生の向上に対する支援

○ 私学団体が行う退職手当資金給付事業や長期給付事業に対して補助することにより、私立学校教職員の福利厚生の向上を支援します。

取組4-6 私立専修学校の教育の充実に対する支援

○ 私立専修学校設置者に対して補助することにより、生徒の修学機会の確保と魅力ある産業人材の育成を支援します。

5 高等教育機関との連携

県内の I I 高等教育機関で構成する「高等教育コンソーシアム宮崎*8」を基盤として高等教育機関相互の連携・協力を促すことにより、県内高等教育全体の質的向上を促進し、魅力ある高等教育づくりに繋げます。

取組5-1 高等教育機関相互の連携・協力による教育環境の活性化

○ 高等教育機関相互の連携・協力を促し、インターゼミナール*9など成功体験に繋がる学生の交流や、教育力や運営力向上を目指した教員や職員が交流する研修等により、 教育環境の活性化を促進します。

取組5-2 各高等教育機関の魅力向上に向けた取組に対する支援

○ 各高等教育機関の魅力向上に繋がる特色ある人材育成プログラムや県内就職・定着 のための取組、地域や産業界との連携・協力等に対する支援を行います。

^{*8} 高等教育コンソーシアム宮崎:県内の高等教育機関が相互に連携・協力し、県内高等教育全体の質的向上と地域の教育・学術研究の充実・発展を図り、魅力ある高等教育づくり及び活力ある地域づくりに貢献することを目的として設立された組織。

^{*9} インターゼミナール:大学・高等専門学校の学生が日頃行っている研究や活動の成果を学生や地域住民の方々を対象に発表し、意見交換を行う場。県内では、高等教育コンソーシアム宮崎にて開催。

第 | 節 推進体制

I 実効性の確保と点検・評価

2 市町村等との連携

第2節 推進指標

第 5 章

計画の推進に当たって

第1節 推進体制

Ⅰ 実効性の確保と点検・評価

- 実効性のある教育政策を推進するためには、客観的な根拠に基づき、成果を検証 し、より効果的・効率的な施策の立案に生かしていく必要があります。
- 本計画の実行に当たっては、PDCAサイクル*Iの考え方に基づき、施策推進のための「推進指標」を定め、毎年、各施策の進捗状況等の「点検・評価」を行って、その結果を次年度以降の施策の実施に反映させ、本計画の実効性を高めていきます。
- 本計画期間中においても、社会情勢や教育をめぐる状況等に大きな変化が生じた場合は、これらに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行う柔軟な取扱いを行っていきます。

2 市町村等との連携

- 市町村においては、それぞれの地域の実情や課題に応じて、地域の特色を生かし つつ、工夫された教育活動が行われています。そのような市町村の取組と本計画の 施策が呼応しながら、つながり合って更に効果を高め、県全体でよりよい教育が推 進されるよう努めていくことが重要です。
- 学校においては、教職員が一体となり「チーム学校」として取り組む意識・姿勢が大切です。そのためには、県立学校はもとより市町村立学校においても、本計画についての理解と認識を深め、それぞれ必要な取組を着実に進めていく必要があります。
- また、家庭や地域の教育力の向上、企業やNPO・市民団体等の多様な主体(県民)が一体となった取組など、地域ぐるみの教育の推進等においても、県と市町村、県民が、宮崎県教育基本方針の理念の実現に向けて、連携・協働した取組を進めることが重要です。
- このため、県教育委員会は、今後とも、市町村教育委員会の取組を尊重しつつ、 十分な意見交換等を行い、施策の推進を図っていきます。

^{*}I **PDCAサイクル**:事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。PIan (計画) \rightarrow Do (実行) \rightarrow Check (評価) \rightarrow Act (改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

第2節 推進指標

- 本計画の実効性を高めるため、施策推進のための「推進指標」を設定します。この 指標に基づき、毎年、各施策の取組の進捗状況等について「点検・評価」を行い、取 組の工夫・改善を図りながら、計画の着実な推進に努めます。
- 目標値については、可能な限り高いものを求めて取り組むことが必要と考えていますが、現状値を踏まえ、実効性のある評価を行うために、令和8年度までに到達を目指すものとして設定しました。
- 「点検・評価」においては、指標の結果のみをもって目標の達成状況に係る全てを 評価することが困難であることなどを十分留意し、当該指標の推移に加え、関連する 情報や協議等を踏まえ、多角的な評価の推進に努めます。

基本目標 | 多様性を認め合い、一人一人を大切にする教育の推進

施策	推 進 指 標	現状値[年次]	目標値
	いのちの尊さや大切さについて考えること	小 95.5%	小 96.5%
	のできる学校であると答えた児童生徒の割合	中 93.3% R4	中 94.3%
	(みやざきの教育に関する調査)	高 85.3%	高 86.3%
施 策	先生や友達が自分や友達のよさや違いを認めてくれるなど、 人権が尊重されている学校になっていると答えた 児童生徒の割合 (みやざきの教育に関する調査)	小 92.1% 中 88.9% R4 高 87.7%	小 93.1% 中 90.9% 高 89.1%
	自分にはよいところがあると答えた	小 80.2%	小 83.2%
	児童生徒の割合	中 79.2% R4	中 80.2%
	(みやざきの教育に関する調査)	高 79.4%	高 82.1%
施 策 2	小・中・高等学校等の通常の学級において、個別の教育支援 計画の作成を必要とする児童生徒のうち、実際に個別の教育 支援計画が作成されている児童生徒の割合 (特別支援教育体制整備状況等調査・特別支援教育課調べ)	小 92.5% 中 89.1% R4 高 47.1%	小 100% 中 100% 高 100%
2	特別支援学校高等部卒業生の就職率 (特別支援学校中学部・高等部卒業生の進路状況調査)	23.2% R4	31.0%
施	困りごとや不安があるときに先生や学校にいる	小 70.9%	小 73.0%
	大人に相談できると答えた児童生徒の割合	中 69.2% R4	中 73.0%
	(みやざきの教育に関する調査)	高 72.5%	高 73.0%
第 3	不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で	小 54.1%	小 75.0%
	相談・指導等を受けている児童生徒の割合	中 47.7% R3	中 75.0%
	(児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)	高 68.6%	高 75.0%

基本目標2 次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進

施策	推 進 指 標	現状値[年次]		目標	値
施策	幼稚園・保育所・認定こども園の職員と小学校の教諭等が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有して意見交換や合同の研修会等を 行っている幼児教育・保育関係施設の割合 (こども政策課調べ)	65.9%	R4		100%
4	幼保小の接続を見通した教育課程の編成・実施を行っている幼児教育・保育関係施設の割合 (ステップ3、4の割合) (こども政策課調べ)	24.6%	R4		100%
	全国学力・学習状況調査における 各教科の平均無解答率 (全国学力・学習状況調査)	小 3.0% 中 6.8%	R4	小 中	2.0% 4.1%
施 策 5	全国学力・学習状況調査における 国語・算数(数学)の全国平均正答数との比較 本県平均正答数 全国平均正答数 (全国学力・学習状況調査)	小 97.4 中 95.9	R4	小 中	103.0
	国語・算数(数学)において授業の内容はよく 分かると答えた児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小 81.7% 中 74.5%	R4	小 中	86.0% 83.0%
施策	授業にICTを活用して指導する能力に関する項目で 「できる」「ややできる」と答えた教員の割合 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	71.2%	R3		85.0%
6	児童生徒のICT活用を指導する能力に関する項目で 「できる」「ややできる」と答えた教員の割合 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	72.5%	R3		90.0%

基本目標3 ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成

施策	推 進 指 標	現状値[年次	:]	目標	总值
施 策 7	ふるさと学習に関して総合的な学習(探究)の時間等で 地域素材や人材を活用した取組を行っていると答えた 学校の割合 (みやざきの教育に関する調査)	96.6%	R4		100%
7	ふるさとが好きだと答えた児童生徒の割合 (みやざきの教育に関する調査)	小 93.1% 中 88.0% 高 80.4%	R4	小 中 高	95.0% 90.0% 90.0%
施施	理科教育に関する大会等の参加数等 ① サイエンスコンクール作品応募数 ② 科学の甲子園・ジュニア全国大会順位 ③ 科学オリンピック参加者数 (義務教育課・高校教育課調べ)	① 17,621 ② 中 4位 高 21位 ③ 172人	R4	① ② 中 高 ③	25,000 I 0位以内 I 0位以内 300人
策 8	県内高校生の留学者数(短期・長期留学) (高校教育課調べ)	617	R4		300Д
	4 R活動 (リサイクルなど)、地域の環境を守る(環境保全の)ための取組を心がけていると答えた児童生徒の割合 (みやざきの教育に関する調査)	小 84.7% 中 76.9% 高 80.7%	R4	小中高	90.0% 90.0% 90.0%
施策	将来の夢や目標を持って職業や生き方を 考えていると答えた中学3年生の割合 (みやざきの教育に関する調査)	87. 1%	R4		90.0%
9	県立高校生の県内就職率 (県立高校生の就職内定状況調査)	63.4%	R4		70.0%

基本目標4 スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりの推進

施策	推 進 指 標	現状値[年次]		目標値
施策	運動・スポーツを週 回以上行っていると答えた 県民の割合 (宮崎県県民意識調査)	50.6%	R4	60.0%
10	国民体育大会(国民スポーツ大会)の総合成績(都道府県)の順位 (競技力向上推進課調べ)	32位	R4	10位
施策	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における 調査項目の県平均値が全国平均以上の割合 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	67.6%	R4	85.0%
İİ	朝食を毎日食べると答えた児童生徒の割合 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	小 80.6% 中 78.2%	R4	小 85.0% 中 80.0%

基本目標5 生涯を通じて学び、文化を親しむ社会づくりの推進

施策	推 進 指 標	現状値[年次]		目標値
施 策 12	日頃から生涯学習に取り組んでいると答えた 県民の割合 (宮崎県県民意識調査)	53.4%	R4	60.0%
	日頃から文化に親しんでいると答えた 県民の割合 (宮崎県県民意識調査)	70.6%	R4	75.0%
施 第 13	文化施設等の入館者等の人数 ① 県立美術館の年間入館者数及び講座等の受講者数 ② 県総合博物館の年間入館者数及び講座等の受講者数 ③ 県立西都原考古博物館の年間入館者数及び講座等の受講者数 (各館調べ)	①109, 367人 ②204, 188人 ③ 63, 673人	R4	①180,000从 ②205,000从 ③100,000从
	本県の文化資源に関心を持っていると答えた 県民の割合 (宮崎県県民意識調査)	68.0%	R4	70.0%
	読書が好きだと答えた小中高児童生徒の割合 (県学校図書館及び読書に関する調査)	小 86.1% 中 72.4% 高 73.6%	R4	小 87.9% 中 74.9% 高 78.5%
施 策 14	県内公共図書館の年間貸出総数 (県立図書館調べ)	3,607,908#	R3	4,000,000冊
	本や雑誌、新聞、電子書籍等を I 日に30分以上読んでいると答えた県民の割合 (宮崎県民意識調査)	52.5%	R4	55.0%

基本目標6 学校業務の改善と教職員の資質能力の向上

施策	推 進 指 標	現状値[年次]	目標値
施 策 15	働きやすい環境づくりについて学校での取組が 進んでいると答えた教職員の割合 (みやざきの教育に関する調査)	小 89.9% 中 89.2% 高 81.4% 特 82.6%	小 93.9% 中 93.2% 高 85.4% 特 86.6%
	時間外業務時間が I 月に45時間未満に該当する 教職員の割合 (教職員勤務状況調査)	校長 73.7%	校長 90.0% awk · 教頭 75.0% 教諭等 85.0% 事務職員 100%
施 策 16	研修など自己研鑽を通して、児童生徒の満足感を高めるための 授業改善を行っていると答えた教職員の割合 (みやざきの教育に関する調査)	小 96.4% 中 93.9% 高 95.9% 特 95.7%	小 100% 中 100% 高 100% 特 100%
	教員採用選考試験受験者総数 (教職員課調べ)	I, I38∆ R4	4 I,310A

基本目標7 教育効果を高める体制や環境の整備・充実

施策	推 進 指 標	現状値[年次]		目標値
施策	子供の安全確保のために、家庭や地域ボランティア等 と行動連携を図っていると答えた学校の割合 (みやざきの教育に関する調査)	93.9%	R4	100%
17	避難訓練や防災研修を地域や専門家と 連携して実施していると答えた学校の割合 (みやざきの教育に関する調査)	94.5%	R4	100%
	家庭や地域・企業・市民団体等と連携・協働した活動を 推進するための組織・体制が整備され、 子供の教育支援がなされていると答えた学校の割合 (みやざきの教育に関する調査)	87.4%	R4	89.5%
施 策 18	学校が地域の意見も取り入れながら、 地域と一緒に子供を育てるための取組を 進めていると答えた地域住民の割合 (みやざきの教育に関する調査)	92.2%	R4	94.5%
	みやざき家庭教育サポートプログラムを活用した 講座などの学習機会があったと答えた保護者の割合 (みやざきの教育に関する調査)	51.7%	R4	56.0%
施策	ー貫性のある教育推進のため 異校種間の連携に取り組んでいると答えた学校の割合 (みやざきの教育に関する調査)	小 87.7% 中 92.1% 高 59.5% 特 75.0%	R4	小 100% 中 100% 高 100% 特 100%
19	現在の学校・学科に入学したことについて 「よかった」と答えた高校3年生の割合 (みやざきの教育に関する調査)	79.5%	R4	87.0%

資 料

I 策定の経緯

① 会議等

期 日	会 議 名 等	内 容 等
令和4年 6月22日	文教警察企業常任委員会	・策定の概要(スケジュール等) について
7月 7日	第1回県スポーツ推進審議会	・現計画に基づく本県スポーツ 推進の現状と課題について ・次期計画策定の方向性について
9月21日	第 回宮崎県教育振興基本計画 策定懇話会	・次期計画策定に向けて
Ⅰ0月3Ⅰ日	第2回宮崎県教育振興基本計画 策定懇話会	・次期計画(骨子案)について
11月	第2回県スポーツ推進審議会(書面)	・次期計画(骨子案)について
月 5日	月定例教育委員会	・次期計画(骨子案)について
12月 1日	文教警察企業常任委員会	・次期計画(骨子案)について
令和5年 月23日	第3回宮崎県教育振興基本計画 策定懇話会	・次期計画(素案)について
2月 8日	第3回県スポーツ推進審議会	・次期計画(素案)について
2月15日	2月定例教育委員会	・次期計画(素案)について
3月 7日	文教警察企業常任委員会	・次期計画(素案)について
5月30日	5月定例教育委員会	・計画案付議
6月	県議会6月定例会	・6月2 日 審議 ・6月28日 議決

② 意見聴取等

期日	事 項	内 容 等
令和4年 5月3 I 日	大学生との意見交換等 (I 回目) 対象: 教員志望の学生	・本県教育の課題について ・課題への対策として必要な 取組について
6月~7月	中学生、特別支援学校生への意見聴取 対象:県内中学生・特別支援学校生	4人が丘でこうで (
6月29日	教職員との意見交換等(I回目) 対象:採用2年目教員 県立学校・特別技援学校)	・本県教育の課題について ・課題への対策として必要な 取組について
7月 4日	教職員との意見交換(2回目) 対象:中堅教員(全校種)	
8月4,5日	教職員への意見聴取(3回目) 対象:採用 年目教員(全校種)	
8月 6日	大学生への意見聴取(2回目) 対象:教員志望の学生	
8月~9月	市町村教育委員会及び各県立学校長 への意見聴取(I 回目)	
9月17日	高校生への意見聴取 (I 回目) 対象:教員志望の県内高校生	
8月24日 9月24日	高校生との意見交換(2回目) 対象:県高校総合文化祭生徒会交流参 加の高校生	
9月~ 月	社会教育関係者への意見聴取 対象:県社会教育委員 ※11月7日に意見交換実施	
9月~ 月	PTA関係者への意見聴取 対象:①県PTA連合会理事 ②県高校PTA連合会役員 ※① 月25日、② 月 日に意見交換実施	
9月~ 月	大学生からの意見聴取(3回目) 対象:県内小学校教員志望の学生 ※11月2日に意見交換実施	
IO月	市町村教育委員会及び各県立学校長 への意見聴取(2回目)	・次期計画(骨子案)について
Ⅰ2月~Ⅰ月	みやざきの教育に関する調査	・公立小・中学校及び県立学 校の児童生徒、保護者、教 諭等を対象とした意識調査 の実施
令和5年 3月 6日 ~4月 4日	計画(素案)に係るパブリックコ メント の実施	・次期計画(素案)について

2 宮崎県教育振興基本計画策定懇話会委員名簿

(役職名等は、令和5年3月末現在、五十音順、敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備	考
荒武 真奈美	宮崎市立宮崎西小学校長		
鬼束雅史	県立宮崎北高等学校長		
甲斐勝弘	(学校法人日章学園)日章学園中学校・高等学校長		
川崎友裕	株式会社MJC代表取締役社長		
椎葉恵子	学校法人西都学園あいいく幼稚園長		
中竹佳奈	宮崎県PTA連合会副会長		
長鶴 美佐子	宮崎県立看護大学特任教授		
長友 宮子	株式会社ナチュラルビー代表取締役		
中村 千寿	公益財団法人宮崎県立芸術劇場事務局長兼企画広報課長		
中山 隆	一般財団法人こゆ地域づくり推進機構 教育イノベーション推進専門官		
西田 幸一郎	宮崎市教育委員会教育長		区長
松田 智香子	九州保健福祉大学社会福祉学部スポーツ健康福祉学科准教授		
松田律子	県立清武せいりゅう支援学校長		
山川文恵	宮崎県特別支援学校PTA連絡協議会長		
吉村 功太郎	宮崎大学大学院教育学研究科教授		長
脇山富夫	宮崎県高等学校PTA連合会長		

3 用語の説明

○本文中に※印のある用語について、その解説を掲載しています。(複数のページに記載のある用語については、下線部ページに解説を掲載)

数字・アルファベット

12学級 (P90)

国は、 | 学校当たりの標準学級数を | 2学級以上 | 8学級以下と規定。

1130県民運動(P61)

読み方は「いちいちさんまる」県民運動。県 民の運動実施率の向上を図るため、「I週間にI 回以上、30分以上は運動・スポーツをしまし ょう」を合い言葉として推進している県民運動。

AI (Artificial Intelligence) (P46, 56)

人間が持っている認識や推論などの能力をコンピュータでも可能にするための技術の総称。 「人工知能」とも呼ぶ。

ALT (Assistant Language Teacher) (P53)

小学校の外国語活動や、中学校及び高等学校等の外国語の授業で教員を補助する外国人等。

DX (Digital Transformation) (P7, 58)

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

DE&I (Diversity, EquityandInclusion) (P7) 「多様性」、「包摂性」「公平・公正」の各単語の頭文字。

ESD (Education for Sustainable Development) (P6, 27, 52, 54, 55)

持続可能な開発のための教育。現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動。

GIGAスクール構想(P7)

GIGAは「Global and Innovation Gateway for All (全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉)」を意味し、学校における児童生徒 | 人 | 台端末と高速通信ネットワークの一体的整備を進める文部科学省の取組のこと。

ICT (Information and Communication Technology) (P7, 16, 37, 40, 45, 46, 47, 48, 56, 78, 100)

コンピュータや情報通信ネットワークなどの 情報コミュニケーション技術のこと。

NPO (Non-Profit Organization) (P7, 21, 67, 68, 86, 87, 98)

様々な分野で主体的に社会貢献活動を行う民間の非営利活動団体のこと。「特定非営利活動促進法」によって認証を受けたNPOを「NPO法人」という。

Off-JT (Off the Job Training) (P81)

学校外における研修(県教育研修センター等で行う研修)。

OJT (On the Job Training) (P81)

学校内での日常の職務を通して、教職員として必要な知識や技能、態度等を組織的・計画的・継続的に高めていく取組。

PDCAサイクル (P98)

事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。PIan (計画) $\rightarrow Do$ (実行) $\rightarrow Check$ (評価) $\rightarrow Act$ (改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

Society 5.0 (P6, 19, 67)

①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く新たな社会を指し、第5期科学技術基本計画で、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。そこで実現される社会は、IoT(Internet of Things)で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有されて新たな価値が生み出され、人工知能(AI)やロボットなどの技術により、少子高齢化や地方の過疎、貧富の格差など、様々な課題や困難が克服されるとされている。

SNS (Social Network Service) (P36, 37, 71, 89) 人と人のつながりを支援するインターネット上のサービス。

STEAM教育 (P6,43)

STEM (Science、Technology、Engineering、Mathematics)に加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲でA(Liberal Arts)を定義し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な教育。

[参考:Science (科学)、Technology(技術)、 Engineering (工学)、Mathematics(数学)]

SALKO (P61)

県が公式に運用しているスマートフォンを使ったウオーキングアプリ。県民総参加型のスポーツとして、県民にウオーキングを広く普及し、日常生活の一部に定着させることを目的として、本県が独自に開発した。

SDGs (Sustainable Development Goals) (P6, 52, 54, 55)

持続可能な開発目標。2015(平成27)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、2030(令和12)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

SD (Self Development) (P81)

本人の意思で自分自身の能力向上や精神的な成長を目指すこと。また、そのための訓練。

あ行

アウトリーチ活動 (P70)

「手を伸ばす」という原語から転じて、文化 面では、日ごろ、文化に触れる機会の少ない人 々や関心が薄い人々に働きかけ、文化活動を提 供していくこと。

アクセシビリティ(Accessibility)(P7)

「近づきやすさ」、「利用のしやすさ」を意味 し、利用者が機器・サービスを円滑に利用でき ること。

アクセシブルな書籍(P75)

視覚障がい者等が利用しやすい書籍のこと。 点字図書、大活字本、録音図書、オーディオブ ック等がある。

アシスト企業 (P58,87)

企業がもつ専門性や人材などの豊富な教育的 資源を、学校・家庭・地域のニーズに応じて提 供する本県の登録企業。

イノベーション(P52)

新しい方法、仕組み、習慣などを導入して社会的に意義のある新たな価値を創造し、社会に大きな変化をもたらすこと。「新機軸」「革新」と訳される。近年は「技術革新」とほとんど同じ意味に用いられる。

イノベーター (P54)

社会や会社、身の回りのコミュニティに対して、自分自身が変えたい、新しく開拓したいと思ったことに、新しいインパクトを与えながら、よりよい方へ改革していく先駆者のこと。

医療的ケア (P78)

学校や自宅等で保護者や看護師が日常的に行っている経管栄養、たんの吸引、導尿等の医療 行為のこと。

インクルーシブ教育システム(P7, 24, 33, 34, 91, 92)

障害者の権利に関する条約において示された 教育のモデル。人間の多様性の尊重を強化する ことや、障がい者が精神的及び身体的な能力等 を可能な限り発達させ、社会に効果的に参加で きるようになることを目的として、障がいのあ る者と障がいのない者が共に教育を受ける仕組み。

インターゼミナール (P95)

大学・高等専門学校の学生が日頃行っている研究や活動の成果を学生や地域住民の方々を対象に発表し、意見交換を行う場。県内では、高等教育コンソーシアム宮崎にて開催。

ウェルビーイング

(P4, 6, 8, 19, 24, 25, 31, 32, 46, 67, 74)

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短絡的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人ならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

栄養教諭(P66)

児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる 教職員のこと。

エリアサポート体制 (P35)

発達障がいを含む全ての障がいのある子供が、 適切な指導及び必要な支援を就学前から学校を 卒業するまで一貫して受けることができるよう に、県内を保健福祉圏域に準じて7つのエリア に分け、エリアごとに拠点校を指定し、高い専 門性を備えた教員を配置するなどして構築した 本県独自の地域支援体制。

か 行

家庭教育(P7,9,14,19,20,28,86,88)

家庭において行われる教育であり、教育基本法第IO条では、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と規定されている。

カリキュラム・マネジメント (P45)

児童生徒の実態等を踏まえて教育の内容や時間を配分し、授業改善や必要な人的・物的資源 の確保などの創意工夫を行い、組織的・計画的 な教育の質的向上を図ること。

義務教育学校 (PI9, 28, 91, 93)

一人の校長の下、原則として小・中学校の教 員免許を併有した教員が、小学校から中学校ま での9年間の一貫した教育を行う新たな学校種。

キャリア・パスポート(P57)

児童生徒が、キャリア教育に関わる諸活動に おける自らの学習状況やキャリア形成を見通し たり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。

キャリア教育支援センター (P57)

地域(県及び市町村)におけるキャリア教育 推進の中核となる組織。学校等に対して、研修 の支援や「よのなか教室(職業人講話等)」実施 の支援、情報提供等を行い、学校と地域・企業 等が連携したキャリア教育を推進するため、各 種のコーディネート機能を担う。県キャリア教 育支援センターでは、各市町村におけるキャリ ア教育支援センターへのサポートや立ち上げの 支援も行っている。

キャリアデザイン (P82)

自らの教職人生における将来の目標やゴールを定め、それを実現するための計画を立てること。

教育課程等(P40)

幼稚園及び認定こども園における「教育課程」 と保育所における「全体的な計画」。

教育支援センター(適応指導教室)(P37)

不登校児童生徒が学校生活に向けた復帰を支援することを目的に、教育委員会によって設置 された施設のこと。

教育デジタルトランスフォーメーション (P7)

デジタル技術とデータを活用して、知見の共有と新たな教育価値の創出を目指すもので、第 日段階(電子化)、第2段階(最適化)、第3段階(新たな価値創出)の3段階に分けられる。

教員育成指標(P8I)

教員がキャリアステージに応じて標準的に修得することが求められる能力を明確化したもの。任命権者(教育委員会)は、教員研修に協力する大学等で構成する協議会を組織して協議等を行い、教育委員会と大学等が目標を共有し連携を図りながら、地域の実情に応じて指標を定めることとされている。

共同学校事務室(P78)

複数の小・中学校等が共同で事務・業務を行い、学校全体を取り巻く様々な事務の効率化・標準化を推進するとともに、教育活動への支援を行うことで、きめ細かな学習指導等の充実を図る。

居住地校交流(P32)

交流及び共同学習の形態の一つ。特別支援学校に通う子供が、授業の一環として自分の住んでいる地域の小・中学校等の学校行事に参加したり、一部の教科等の学習を共に行ったりすること。

クラウド (P47,48)

データやアプリケーション等のコンピューター 資源をネットワーク経由で利用する仕組みのこと。

高等教育機関(P28,43,53,57,67,90,95)

学校教育法第 | 条に定められる学校のうち、 後期中等教育(高等学校)に続く上位の学校を 意味する。具体的には、大学・短期大学・高等 専門学校を指す。

高等教育コンソーシアム宮崎 (P95)

県内の高等教育機関が相互に連携・協力し、 県内高等教育全体の質的向上と地域の教育・学 術研究の充実・発展を図り、魅力ある高等教育 づくり及び活力ある地域づくりに貢献すること を目的として設立された組織。

高等特別支援学校(P35)

軽度の知的障がいの生徒を対象とした高等部 のみの特別支援学校。

合理的配慮(P34)

障がいのある子供が、障がいのない子供と平 等に「教育を受ける権利」を享有・行使するだ とを確保するために、学校の設置者及び学校り 必要かつ適当な変更・調整を行うことが また、障がいのある子供に対し、その状況にさ じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とて れるもので、学校の設置者及び学校に対して、 体制面、財政面において、均衡を失した又は過 度の負担を課さないもの。

交流及び共同学習 (P32)

障がいのある子供と障がいのない子供の相互 理解を推進することを目的とする活動。

交流籍 (P32)

障がいのある子供が、多様な学びの場の柔軟な選択ができるように、特別支援学校と居住する地域の学校の両校に学籍を持つこと。

国際教育(P52,53)

国際社会において、地球的視野に立って、主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成するための教育。異文化理解・交流等を進める従来の国際理解教育に加えて、海外子女教育、外国人児童生徒教育などを含む、より広い概念として使われ、主体性や発信力を重視する内容となっている。

国民スポーツ大会(P22, 25, 60, 63, 64, 101)

広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ 精神を高揚して国民の健康増進と体力向上を図 り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発 展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊か にしようとすることを目的に行われ、都道府県 対抗で競技を実施する国内最大のスポーツの祭 典。令和5年(2023年)までは、「国民体育大会」 と称するが、令和6年(2024年)第78回大会 以降は「国民スポーツ大会」に改称される。

国民文化祭(P2I)

観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、

産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ、地域の文化資源等の特色を生外した文化の祭典であり、伝統芸能や文学、音化な美術などの各種芸術、食文化などの生活文化をの活動を全国規模で発表、共演、交流さる場場で発表、共演と交流される場合を文化の継承、発展及び創造に活用してがの有無に関わりなく国民の参加や鑑賞機会の有無に関わりなく国障害者芸術・文化祭」と本集で開催しており、令和3年(2021年)に本県で開催。

心のバリアフリー (P32)

様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことで、心の障壁を取り除くこと。

個別の教育支援計画 (P34,99)

学校が、家庭、地域及び医療や福祉、労働等の関係機関との連携を図り、長期的方方ために作成のある子供への教育的支援を行うために作成し活用する計画。具体的には、本人及び保護者の願いや将来の希望などであるか、支援際のような支援が必要で可能であるか、支援の内容を整理したりに記述し、支援の役割を明確にしたりするもの。

個別の指導計画 (P34)

学校が、障がいのある子供の実態を的確に把握し、各教科等の指導を行うために作成し活用する計画。障がいのある子供一人一人について、指導の目標、内容、方法を明確にして、きめ細かに指導するために作成するもの。

コミュニティ・スクール (P7, 18, 28, 86, 87)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき学校運営協議会を設置している学校のこと。各教育委員会が学校や地域の実情に応じて、保護者代表や地域住民等を委員とする学校運営協議会を設置するもので、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む仕組み。

さ行

社会教育(P4,7,14,18,25,28,67,68,105)

社会において行われる教育であり、社会教育法では「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーョンの活動を含む)。」と定義される。

社会教育関係団体(P21,51,68)

社会教育法では「法人であると否とを問わず、 公の支配に属しない団体で社会教育に関する事 業を行うことを主たる目的とするもの 」と定義される。具体的には、子ども会、青年団、婦人会、PTA、スポーツ少年団、ボーイスカウト、ガールスカウト、民間の青少年教育団体、各種のグループ・サークル等。

社会教育施設(P7,21,68)

人々の学習活動の拠点となる施設であり、公 民館をはじめ、図書館、博物館、青少年教育施 設、婦人教育施設、視聴覚センター等がある。

主幹教諭や指導教諭 (P77)

学校の組織力を向上させるため、一定規模以上の学校や学校経営上必要があると認められた学校に設置した職。主幹教諭は、教頭と主任級の教職員の間に置かれる職で、児童生徒の授業を受け持ちながら、校務についての指導や指示、意見の取りまとめ等を行う。指導教諭は、専門的な知識や経験を有する指導力の高い教員に対して実践を通した指導・助言を行う。

人権問題(P3I)

(参考): 宮崎県人権教育基本資料に示されて いる人権課題。

[子ども、女性、高齢者、障がいのある人、同和問題(部落差別)、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、ハンセン病患者・元患者等、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、性的少数者(性的マイノリティ)、刑を終えて出所した人、北朝鮮当局によって拉致された被害者等、その他]

※その他には、新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別等が含まれます。

スーパーサイエンスハイスクール (P53)

科学技術系人材の育成のため、独自のカリキュラムによる授業や、大学・研究機関などとの連携、地域の特色を生かした課題研究などを推進する学校として文部科学省が指定した高等学校等。

スーパーティーチャー (P82)

ほかの教員のモデルとなるような優れた教育 実践力を持つ教員をスーパーティーチャーとし て委嘱し、授業公開等を通して、優れた教育実 践や高い指導技術等を県内全域に普及させるこ とを目的とした本県独自の制度。

スクール・サポート・スタッフ (P78)

教員に代わって、授業準備や採点業務の補助、 学習プリントや各種資料の印刷・準備、集金、 備品教材の管理などを行うことで、教員をサポ ートするスタッフ。

スクールソーシャルワーカー (P37)

児童生徒が抱えている問題を解決するため、 家庭や学校など児童生徒を取り巻く環境に、様々な方法で働きかける社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者等。

スクールポリシー (P45)

各高等学校(中等教育学校後期課程を含む)・ を高等学校(中等教育学校後期課程を含むル を含められた質がある。 を当まえでのようなうなかき、どのようなカリキュラムで育成しいのかを とでのような中学生等に入学しているがでいる。 教育活動の方針。スクール・ 資高等学校が育成を目指が各高等学校で、 学校設置者が各高等学校でき するために、 を明確にしたもの。

スクリーンタイム (PI5)

平日1日当たりのテレビ、スマートフォン、ゲーム機等による映像の視聴時間のこと。

スポーツツーリズム (P63)

スポーツ大会・合宿・イベント等への参加や 観戦を目的として地域を訪れたり、地域資源と スポーツが融合した観光を楽しんだりすること。

スポーツメディカル (P63)

スポーツ外傷・傷害の早期発見や予防を行う こと。

スポーツランドみやざき(P22,60,63)

スポーツキャンプの誘致や各種スポーツ大会の開催など、温暖な気候や充実したスポーツ施設等の本県ならではのポテンシャルを生かした本県の観光・交流の柱となる誘客や地域振興の取組。

生徒相談支援員(P92)

県内の5校8課程の定時制・通信制の学校における生徒相談機能を充実させるために配置された専門資格を持たない支援員のこと。各学校の教育相談部と連携し、多様化する定時制・通信制で学ぶ生徒に寄り添って相談業務を行う。

世界ブランド(P7I)

世界農業遺産、ユネスコ無形文化遺産、ユネスコエコパーク、世界ジオパークなど、世界的な認証機関による認定をうけたもの。

世界文化遺産(P72)

1972年のユネスコ総会で採択された世界遺産条約に基づいて登録されるもので、世界遺産の3種類(文化遺産、自然遺産、複合遺産)のうちの文化遺産のこと。顕著な普遍的価値を有する記念物、建築物、遺跡、文化的景観などが対象で、我が国の世界文化遺産としては、「法隆寺地域の仏教建造物」「姫路城」「原爆ドーム」「富岡製糸場と絹産業遺産群」などが登録されている。

全国障害者芸術·文化祭(P21)

障がい者の芸術文化活動への参加を通じて、 障がい者の生活を豊かにするとともに、国民の 障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と 社会参加の促進に寄与するため、全国持ち回りで 開催しており、令和3年(2021年)に本県で開催。

全国障害者スポーツ大会(P22, 25, 60, 62, 63, 64)

障がいのある選手が競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民や県民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加を図ることを目的とした障がい者スポーツの全国的な祭典。

全国体力·運動能力、運動習慣等調查 (PI5,65,101)

文部科学省が、全国の子供の体力・運動能力の状況を把握・分析し、関係する施策の成果と課題を検証して、その改善を図ることを目的として、平成20年度から、小学校5年生と中学校2年生を対象に実施している調査。その中の実技調査として、握力や上体起こし等の体力テスト(小学校8種目、中学校9種目)を実施している。

専修学校高等課程(P38)

実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う 専修学校には、専門課程、高等課程、一般課程 の3つの課程があり、高等課程は中学校卒業者 を入学資格としている。高等課程を設置する専 修学校を高等専修学校と呼び、高等学校と同じ 中等教育機関に位置付けられている。

センター的機能 (P33,35)

地域において特別支援教育を推進する体制を 整備していく上で、特別支援学校が中核的な役 割を担い、教育上の高い専門性を生かしながら 地域の小・中学校等を支援していくこと。

総合型地域スポーツクラブ (P61,62)

幅広い世代の人々が、各自の興味・関心、競技レベルに合わせて、様々なスポーツ等に触れる機会を提供する地域密着型のスポーツクラブ。

た行

耐用年数(P84)

文部科学省が定める「補助事業等により取得 した財産の処分制限期間」。

地域学校協働活動(P7, 18, 20, 28, 51, 58, 86, 87)

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとなり連携・協働して行う様々な活動。

中等教育学校 (PI9,93)

一つの学校として、一体的に中高一貫教育を 行う学校。6年間の教育課程のうち、前期課程 は中学校、後期課程は高等学校の基準を準用す るが、中高一貫教育校として特色ある教育課程 の編成が可能。

通級による指導(PI6, 17, 33, 34)

通常の学級に在籍している障がいのある児童 生徒が、各教科等のほとんどの授業を通常の生徒が、各教科等のほとんどの授業を通常を通常の との困難を改善・克服するための指導を、「通る 指導教室」などと呼ばれる学びの場ででれ異しる 指導形態のこと。障がいの状態がそれぞれ異しる に、かつ明童生徒に対し、個別指導を中心するを がいるときめ細かに、各教科の内的 は、特に必要があるとができるが、 いながら指導を行うことができるが、 いながら指導を行うことができるが、 いる各教科の遅れを補充するための指導ではない。

統合型校務支援システム(P48,78)

教務系 (成績処理、出席管理等)、保健系 (健康診断票、保健室来室管理等)、学籍系(指導要録等)、学校事務系などを統合した機能を有するシステム。成績処理等だけでなく、情報共有も含め、広く校務と呼ばれる業務全般を実施するために必要となる機能を持つシステムのこと。

同和問題 (P31)

被差別部落や同和地区と呼ばれる地域の出身であることやそこに住んでいるということなどを理由に、社会生活において様々な差別を受けることがあるという重大な社会問題。

読書バリアフリー法 (P75)

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」のこと。障がいのあるなしにかかわらず、全ての人が等しく読書を通じて文化的な生活ができる社会の実現に寄与することを目的に、令和元年6月に成立した。

トップアスリート(P63,64)

オリンピック選手など、スポーツ選手の中で も特に一流選手として認められる者。

な行

認定こども園 (P39,40,41,100)

保護者の就労の有無・形態等にかかわらず、 就学前の子供を対象に教育及び保育を一体的に 提供し、さらに、地域における子育て支援を実 施する機能を備える施設として、都道府県知事 が認可・認定した施設。

は行

ハザードマップ (P85)

地震、洪水、土砂災害など過去の災害のデータや地理情報などを基に、それぞれの地域で起こりうる災害を予測し、被害範囲を地図にしたもの。

部活動指導員(P78)

中学校、高等学校等におけるスポーツ、文化、 科学等に関する教育活動(教育課程として行わ れるものを除く)である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導や大会への引率などの職務を行う。

不登校特例校 (P37)

不登校児童生徒等に対し、その実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校のこと。

フリースクール (P36,37)

明確な定義はないが、不登校の児童生徒に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設のこと。

プログラミング教育 (P47)

コンピュータに意図した処理を行うよう指示できるという体験をさせながら、発達の段階に即して、必要となる知識・技能、プログラミング的思考などの資質・能力を育成するもの。

文化財保存活用地域計画(P72)

市町村に所在する文化財の保存・活用について、各市町村が取り組んでいく具体的な目標や 取組の内容についてまとめたもの。

文化資源(P21,28,69,71,72,102)

建造物 (神社や古民家等)・美術工芸品 (仏像や考古資料等)・民俗文化財 (神楽や民具等)・記念物 (遺跡や名勝、動植物等)・文化的景観 (棚田等)・伝統的建造物群(歴史的な集落や町並み)等の文化財のほか、神話・伝承・郷土偉人など地域に根ざした生活文化に関する資源のこと。

ペアレントトレーナー養成講座 (P41)

保護者が子供とのよりよい関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子供の発達促進や行動改善を目的とした保護者向けの「ペアレントトレーニング」を実施するトレーナーの養成講座。

併設型中高一貫教育校 (P93)

同一の設置者による中学校と高等学校を接続して、中高一貫教育を行う学校。併設型中学校の生徒は、入学者選抜を行わずに、当該の併設型高等学校に入学できる。

保育教諭(P35,39,40)

幼保連携型認定こども園に勤務する幼稚園教 諭免許と保育士資格の両方を持つ職員のこと。

ま行

みやざき家庭教育サポートプログラム (P20.88,103)

子育ての悩みや家庭を取り巻く社会問題等を 参加者同士がワークショップや話合いを通して、 今まで気付かなかったことに気付いたり、大切 なことを再認識したりすることができる参加体 験型プログラム。

宮崎県競技力向上基本計画(P22,60)

本県開催の第8 | 回国民スポーツ大会に向け 開催県として天皇杯獲得を目指すため、必要と なる競技力向上の具体的な対策を示す指針とし て平成30年7月に策定。施策の4本柱を「推 進体制の整備・充実」、「選手の発掘・育成・強 化」、「指導体制の充実・強化」、「環境条件の整 備」とし、育成期、充実期、躍進期、継続期の 4つの期間に分けて対策を示している。

宮崎県文化財保存活用大綱(P72)

文化財保護法に基づき、宮崎県に所在する文 化財の保存・活用に関する基本的な方向性や根 本となる重要な事項についてまとめたもの。

宮崎県高等学校教育整備基本方針(P84,92)

本県高等学校教育(中等教育学校後期課程を含む)の目指す姿を示すものとして、本県高等学校教育を取り巻く状況を踏まえ、令和3年3月に策定した、令和3年度から令和 I 0年度までの8年間に行う教育環境の計画的な整備の在り方について示す方針。

宮崎県特別支援学校教育整備方針(P93)

本県の特別支援学校の現状と課題に対応するため、令和4年2月に策定した、令和4年度か令和 | 3年度までの | 0年間に行なう教育環境の計画的な整備の在り方について示す方針。

みやざきデジタルミュージアム (P71)

博物館等の所蔵資料など、ふるさと文化に関わる本県独自の素材をデジタル画像化・データベース化し、インターネットを通して情報提供している。

みやざき文化財情報 (P71)

県内の国指定及び登録文化財、県指定文化財 の情報や所在地図等をインターネットを通して 情報提供している。

みやざき弁当の日 (P66)

児童生徒の食への関心・意欲、食に対する感謝の気持ちや実践力を高めるための取組。

みやざき学び応援ネット (P67)

県生涯学習課のホームページ。生涯学習に関するイベントや講座、講師等の情報を提供している。

文部科学省総合教育政策局CSマイスター(P87)

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入及び実践に携わった実績を有する者。 文部科学省等からの依頼を受けて、コミュニティ・スクールの導入及び拡充を推進する教育委員会や学校関係者等に対して、推進体制の構築や取組の充実を図り、地域とともにある学校づくりを推進する。

や行

ヤングケアラー (P4, 13, 36, 37)

一般に、本来大人が担うとされている家事や 家族の世話などを日常的に行っている子供のこと。

ユネスコ無形文化遺産 (P72)

2003年のユネスコ総会で採択された無形文化遺産保護条約に基づき、口承による伝統及び表現、芸能、社会的慣習、儀式及び祭礼行事、伝統工芸技術などを対象に登録される。我が国の無形文化遺産としては、「能楽」「歌舞伎」「和食」「和紙」「風流踊」などが登録されている。

幼児教育アドバイザー (P40)

幼児教育の専門的知見や豊富な実戦経験を有し、域内の幼児教育施設への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等についての助言等を行う者。

ら 行

リカレント教育 (P6,68)

学校教育を修了した後、社会人が再び学校等 で受ける教育のこと。

リフレッシュデイ・リフレッシュウィーク (P78)

教職員が勤務終了時刻に一斉に退校する日を リフレッシュデイと呼び、各学校ごとに週 | 回 以上設定することとしている。また、教職員の 連続休暇の取得を促すために、夏季休業中の | 週間程度を県内一斉のリフレッシュウィークと し、原則、行事等を設定しないようにしている。

連携型中高一貫教育校 (P93)

設置者が異なる中学校と高等学校を接続して、中高一貫教育を行う学校。市町村立中学校と県立高等学校等との間でも実施可能な形態で、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める形で一貫教育を実施する。

ロールプレイング (P83)

実際の問題場面を想定し、様々な役割を演じさせることで、問題の解決法を会得させる方法。

わ行

ワーク・ライフ・バランス (P77,78)

やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

4 主な関連計画等一覧(令和5年6月現在)

宮崎県総合計画長期ビジョン

(策定年月:令和4年9月)





施策丨	宫崎県人権教育基本方針 (策定年月:平成I7年4月) https://www.pref.miyazaki.lg.jp/ky-jinkendowakyoiku/kurashi/jinken/hosin.html	
施策2	宮崎県特別支援学校教育整備方針 (策定年月:令和4年2月) https://www.pref.miyazaki.lg.jp/ky-tokubetsushien/kyoikukosodate/kyoiku/20220214110410.html	
施策3	いじめの認知から解消までのガイドライン (策定年月:令和2年9月) https://himuka.miyazaki-c.ed.jp/jindou/index.htm	
施策6	宮崎県「教育の情報化」推進プラン (策定年月:令和3年12月) https://mkkc.miyazaki-c.ed.jp/iinkai/kyouikuseisaku/	
施策 9	宮崎県キャリア教育ガイドライン (策定年月:令和4年2月) https://mkkc.miyazaki-c.ed.jp/teaching/page-4696/	
施策10	宫崎県競技力向上基本計画 (策定年月:平成30年7月) http://www.pref.miyazaki.lg.jp/documents/38577/38577_20180904160552-1.pdf	
施策13	宮崎県文化財保存活用大綱 (策定年月:令和4年3月) https://www.pref.miyazaki.lg.jp/ky-bunka/kanko/bunka/taiko2022.html	
施策14	宮崎県生涯読書活動推進計画 (一部改定年月:令和5年2月) https://www.sun.pref.miyazaki.lg.jp/active_plan.html	
施策15	宮崎県働き方改革推進プラン (策定年月:令和5年3月) https://mkkc.miyazaki-c.ed.jp/news/post-9493/	
施策16	令和5年度 宮崎県教員研修計画 (策定年月:令和5年3月) https://mkkc.miyazaki-c.ed.jp/wp-content/uploads/2023/04/R05教員研修計画-vl.pdf	
施策17 施策19	宮崎県立高等学校教育整備基本方針 (策定年月:令和3年3月) https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kokokyoiku/kyoikukosodate/kyoiku/2021_seibihoushin.html	
施策18	みやざきの地域と学校の連携・協働の推進(手引き) (策定年月:令和2年11月) https://www.sun.pref.miyazaki.lg.jp/school_activities_material.html	

[・]本計画の計画期間中に策定・改定が行われる可能性があります。



「日本のひなた宮崎県」では、幼稚園等・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校と、すべての学びの場において、家庭・地域と連携しながら「ひなたの学び」を推進していきます。



ひepvepが **間以を表す**



どうして?なぜ?と問いをもちます



なかまとなって





いろいろな人とつながり、学び合い、考えを広げます



たかめよう





自らの問いに対して、深く学び、さらに伸びていきます

『みやざきのこども』は、ひとりひとりが、生き生きと、すすんで学び、 さんさんと光る太陽のように、みやざきの未来を明るく照らしていきます。

宮崎県教育委員会

宮崎県教育振興基本計画(令和5年策定)

発行 宮崎県教育庁教育政策課

〒880-8502 宮崎県宮崎市橘通東 | 丁目 9 番 | 0 号

電 話 0985-44-2604

FAX 0985-26-7306

E-mail kyoikuseisaku@pref.miyazaki.lg.jp